

2004年12月22日

SUIGENREN
DAYORI
No.31

水源連だより

水源開発問題全国連絡会◆

東京都千代田区平河町1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

郵便振替

00170-4-766559

ホームページ <http://www.geocities.co.jp/NatureLand-Sky/4094/suigen.htm>

水源連第11回総会報告

小豆島・内海ダム全国集会

500名参加

提言

治水にダムは無用である。

今年も各地で、異常降雨による激甚な水害が発生した。その原因を探ると多くの共通点が見いだされる。

1. 想定規模を超えた豪雨に対しては、ダムは無力どころか、大きな災害をもたらすものであった。
2. これらの災害は、ダムに依存してきた体質が、河道整備を遅らせたことに起因するものである。
3. 森林の荒廃が、保水力の低下をもたらし、併せて、流木による水害被害を拡大した。
4. これらの洪水被害で、構造において欠陥のある堤防が各地に存在し、それが崩壊を引き起こし、甚大な被害をもたらした。

こうした事実を河川整備計画において、基本とすべきである。

- よって次のことを河川行政のあり方として提言する。
1. 森林整備を公共事業として、推進すること
 2. ダムを前提としない河道計画を立て、早急にそれを実現すること
 3. 堤防を総点検し、その問題箇所の強化工事を速やかに実施すること
 4. 膨大なダム建設予算を、河道整備、森林整備に置き換えること
 5. 住民主体で、遊水地や霞堤などの地域の特性に対応した洪水対策をとること

2004年10月31日

水源開発問題全国連絡会 第11回 総会 参加者一同
小豆島「海と山」からの水害を考える全国集会参加者一同

《目次》

・ 11回総会・提言・事務局から	2 p
・ 総会各地からの報告（要旨）	8 P
・ 全国集会・申し入れ行動報告	10 P
・ 徳山ダム	13 P
・ 新潟豪雨から今後の治水を考える	26 P
・ 奥胎内ダム	31 P
・ 川辺川ダム問題の現状と展望	32 P
・ ハッ場ダムを住民訴訟スタート集会	34 P
・ 報告：台湾ダム代替案国際会議、RWESA運営会議	39 P
・ 総会資料抜粋	42 P

I. 水源開発問題全国連絡会第11回総会報告

2004年10月30日に香川県小豆島の内海町で開催した、第11回水源開発問題全国連絡会総会について報告します。

総会の配布資料抜粋と議事録要旨を後ページに掲載しますので、ご覧下さい。

全国からの参加者はそれぞれが小豆島の各港に着き、開催準備を一手に引き受けさせていただいた内海町の皆さんの中やバスで、宿舎であり総会会場である内海町の森口屋旅館に到着しました。ゆっくりと一息つくまもなく、10月30日13時50分から森口屋旅館2階の大広間で第11回総会を開催しました。

総会参加者総数は昨年同様60名を超えていました。

司会役は開催地から石井亨氏、事務局から渡辺誠氏、和波一夫氏の三名がつとめました。

共同代表の挨拶に始まり、事務局からの報告、各地からの報告、議案の討議と進めました。各地域の状況を事例としたかたちで議事を進めたこともあり、議論は大いに盛り上がり、水源連としての「提言」を採択しました。

いつもながらのことですが、時間が足りず、ほとんど論議できなかったテーマがたくさん残ってしまいました。それらのテーマについては1月30日開催予定の世話人会で討議することとします。



1. 島津輝之共同代表挨拶

水源連が1993年にでき、ダム問題は一進一退、ただ、ここ数年は反動化しているのではないか。例えば、渡良瀬遊水地問題、河川整備計画の策定など。私が危機感を持つのは、官僚がマスコミを取り込んで、ダム問題に対する報道が減ってきたことだ。政官業の鉄の三角形にプラスして、マスコミ、学者で五角形・ペンタゴンだ。これは官僚独裁社会である。住民運動の局面はこのように厳しいが、皆さんと力を合わせてダム問題に取り組んでいきたい。

2. 事務局からの報告

総会資料集にそって、事務局から活動報告（1. 経過報告、会計報告 2. 世界ダム委員会勧告を中心とした海外ダム問題）と議題の提案を行いました（各々の具体的な内容は別掲）。

経過報告では、全国的に見られた豪雨と氾濫問題、新河川法（1997年改訂）の骨格となっている16条（河川整備基本方針）と16条-2（河川整備計画）関連の実態と問題点など、水源連全体に関係した状況とその対応について最初に報告しました。ついで、事務局と各現地との連携した活動の報告、参議院選挙のかかわりを報告しました。参議院選挙の報告のところでは、立候補して善戦された藤田恵氏からの挨拶をいただきました。

会計報告では、収入合計が1,160,136円、支出合計が738,301円、次年度繰越金が421,835円でした。

3. 各地からの報告

熊本の茂吉さんが新利水計画策定状況を中心にすえて川辺川ダム問題を、愛媛の有友さんが肱川水系河川整備計画の内容と策定過程の問題を、香川県の櫛本さんが寒霞渓の絶景と歴史を守る視点から内海ダム再開発問題を、岡山県の橋本さんが苦田ダム工事の状況と今後の闘いかたを、徳島県の田村さんが細川内ダムを中止に追いやった力で那賀川を守り抜くという姿勢を、和歌山の岩畑さんは肱川流域委員会反対行動に対する強制排除事件に関する報告を、岐阜の近藤さんは様々な視点から徳山ダムと事業者・国土交通省の問題点を、静岡の岡本さんが太田川水系河川整備計画の内容と策定過程

の問題性を、石川の渡辺さんが犀川の河川整備計画と辰巳ダム問題を、新潟の三橋さんが新潟県内の集中豪雨・氾濫問題と奥胎内ダム問題を、群馬の真下さんと東京の田中さんがハッ場ダム予定地の状況と流域住民による住民訴訟の状況を、全水道東京水道労働組合の長瀬さんと全国水道労働組合の三枝さんが東京のあるいは全国の水行政の状況をと、多くの報告がありました。詳しくは別掲の報告をお読みください。

4. 台風・異常降雨による氾濫・水害について

最初に事務局から総会資料集に沿って、報告と問題の提起をおこないました。

その骨子は以下のとおりです。

今回の新潟水害の特徴は、堤防の決壊にある。あつという間の氾濫で、寝たきりの人などが亡くなつた。問題は、越流する前に破堤していることだ。ダムよりも、堤防の整備と強化を優先するべきだ。ダムについては、議論になるところである。こちらの分析では、決壊状況と合わせてみると、ダム放流前に決壊した数ヶ所はダムとの関係は言えないが、他の箇所ではダムが関係した可能性がある。最大の問題は、ダムが存在することによって、ダムに依存した治水計画となり、堤防などの河道整備が不十分になっていることである。福井では、豪雨災害の後、足羽川ダム計画の容量倍増案が提案された。水害を利用して、焼け太りを狙つていていることは明らかだ。

この報告・問題提起を受け、各地から生の情報が提供されました。

三橋さん、石川の渡辺さんが新潟県内の五十嵐川と刈谷田川の状況を、有友さんが大洲市内を中心とした肱川の状況を、藤田さんが那賀川の状況を、近藤さんが三重県と岐阜県内の状況を報告しました。

これらの状況報告から、ダムに頼った治水計画が被害を拡大させている、堤防強化がなされていない、森林整備がなされていない、などが共通していることが浮き彫りになりました。討論の結果、水源連として、「治水にダムは不要である。」ということを全国に提言することにしました。（提言文と説明は別掲）

5. 河川整備基本方針・河川整備基本計画策定に関して

最初に事務局から総会資料集に沿って、報告と問題の提起をおこないました。

その骨子は以下のとおりです。

これらはダム計画の上位に当たるもの。ダム計画が先行しているところ（川辺川ダム、苦田ダム、徳山ダム、ハッ場ダムなど）の水系に関する河川整備基本方針・河川整備計画の策定予定・準備状況を、国会議員を通じて国に問い合わせても、明確な情報の提供がない。秘密裏に行われている。河川整備基本方針・河川整備計画という上位計画抜きで、ダム計画を進めることは基本的には河川法違反である。国交省は、上位計画が策定するまで前の計画を用いるというみなし規定を使って、ダム建設を進めている。また、住民参加もほとんどなされていない。住民が知らない間に、これらが策定されている例もいくつもある。一方、5ダム原則中止の提言をまとめた淀川流域委員会に対して、国交省が巻き返しを図っているので、同委員会がダムノーの結論を出すよう監視する必要がある。

この報告を受け、各地から生の情報・意見が出されました。

徳山ダム関係で近藤さんは、「徳山ダムの利水容量減少分を治水容量に回し、あわせて、横山ダムの灌漑容量を徳山ダムに回して横山ダムの治水容量を増やして、支流の根尾川の洪水を軽視する新たな揖斐川水系の治水対策をつくった。これは、今までの工事実施基本計画を大きく変更するものであり、上位計画の手続きを一切せずに、既成事実化しているものであるから、明白な脱法行為である。」と指摘しました。

肱川関係では中野さんが同流域委員会の住民の異論を無視している問題性を、太田川関係の岡本さんと内海ダム再開発関係の石井さんが、住民に知らせぬままに河川整備計画が策定されていたことを報告しました。

岩畠さんは淀川水系流域委員会の問題点を、遠藤は多摩川における河川整備計画策定過程と策定後の実態から住民と行政とのパートナーシップ確立の難しさを報告しました。

川辺川ダム関係では中島さんが、川辺川ダムの住民討論集会について報告しました。その中で、「常

識になってきたのは、基本高水流量などの専門的なデータに対する疑問である。また、森林と河川の関係も大きな焦点になっていて、県と国も含めて共同検証を行うことになった。これらが、住民討論集会から生まれた。」と住民討論集会が単なる住民参加ではなく、住民が決める公共事業にしていくための萌芽であることを示唆しました。

討論が続き、河川整備基本方針策定の段階から河川整備計画策定と計画の事業化にいたるまで、住民と国交省が真正面から討論する場を確保する必要があること、それを実現する法的裏づけを確保するには河川法の再改正も視野に入れる必要があることなどが話されました。

河川整備基本方針・河川整備計画については、河川法再改正問題も含めて、世話人会でさらに検討することとします。

6. 利水計画の変質、ダム計画の延命策について

このテーマは総会資料集では分かれていましたが、相互に関連する部分が多いので、合わせた形で事務局から報告と問題の提起をおこないました。

その骨子は以下のとおりです。

水需要が飽和で今後伸びる可能性がない。この状況では利水を目的としたダム計画は成り立たないので、国など事業者側は様々な理由をこじつけて、巻き返しを図っている。

利水安全度を向上させる必要があるとか、長期的な降雨の減少傾向があるとか、暫定水利権は不安定であるからその解消をとか、受水予定者の撤退に対してはその利水容量を治水容量に振替えるとかが、各地で行われようとしている。これらはいずれも合理的な根拠があるものではない。

この問題は時間がなく、討議をせずに終えてしまいました。

この問題は各地に共通した問題になりつつあります。国などの事業者はこのような言い分でダム計画の生き残りを図ってくるでしょう。それらの欺瞞性を明らかにしていく必要があります。

7. ダムを中止させる法制度

事務局から資料をかいだまんだ形で、行政事件訴訟法改正の報告と評価（結果的には原告適格の枠が少し広がった、執行停止について多少踏み込みがあった）、ダム計画中止後の生活再建支援法案の必要性について提起しました。

事業認定取消訴訟を行っている球磨川川漁師組合の吉村さんからは、漁業権は漁協ではなく一人一人の漁民にあることを裁判と土地収用委員会の審理の両場面で主張していること、現時点において両方とも否定的な判断は出されていないことが報告されました。

中止が決定された清津川ダムの予定地住民に対する生活再建支援策の検討がまったく進行していないことが新潟の三橋さんから報告されました。

ハッ場ダム問題では群馬の真下さんが、遅々として進まない代替地造成について、地権者から不満が出始めていること、土地を持っていない多くの旅館経営者からは代替地ができたとしても高価すぎて補償金では手が届かず、代替地に移ることができない状況にあることが報告されました。

これらの問題についても時間がないため、議論を深めることはできませんでした。

8. 役員の選任

前年度と同じ体制で進むことが承認されました。

水源開発問題全国連絡会の会則8との関係

2005年度は共同代表と事務局長、会計、顧問をおく。

顧問： 矢山有作

共同代表： 嶋津暉之、遠藤保男

事務局長： 遠藤保男

会計： 和波一夫 となります。

9. まとめを兼ねた今後の方針

遠藤共同代表：今年の総会は、熱い討議ができてよかったです。時間が足りなくて申し訳ない。各地の運動で、一つ一つをどうやって勝利していくか、が最も重要。それに向けてこれまで行ってきたこと

を充実させることが基本。国会議員との窓口、省庁交渉の支援、科学的分析活動の強化をやっていく。国会対策については、特に最大野党の民主党を中心に働きかける。具体的には、佐藤謙一郎代議士と相談しながらやっていきたい。また、菅直人代議士がN C（民主党が内部に設置した、次の内閣）の国交大臣になったので働きかけたい。ともに頑張っていこう。

Ⅱ 「提言」について

この提言は、総会の最初の議題であった「豪雨と洪水被害」を論議した結果としての結晶です。

このテーマについて参加者から多くの報告が出されました。

それらの報告には共通していることが多く、ダムに依存してきたこれまでの治水対策の破綻を示すものであることを討議の中で確認しました。水源連として「ダムに依存する治水対策を止めさせる」ことを広く呼びかけていくことを総会参加者全員で確認し、「提言」という形でまとめました。

この「提言」は、総会のみならず、翌日の全国集会「小豆島『海と山』からの水害を考える全国集会」においても満場一致で採択されました。

水源連として、この提言を、国土交通省をはじめとした関係部署、自治体、全国の市民へ発信することとします。

11/1 には四国地方整備局と香川県への要請行動の際に、両部署にこの提言も提出しました。その他にも国土交通省関係を主に、FAX でこの提言を送付しております。事務局としてもより広範囲にこの提言を発信することとします。

各地でダム問題に関わられている皆さん、地元でもこの「提言」を活用いただくことをお願いいたします。

提言

治水にダムは無用である。

今年も各地で、異常降雨による激甚な水害が発生した。

その原因を探ると多くの共通点が見いだされる。

1. 想定規模を超えた豪雨に対しては、ダムは無力どころか、大きな災害をもたらすものであった。
2. これらの災害は、ダムに依存してきた体質が、河道整備を遅らせたことに起因するものである。
3. 森林の荒廃が、保水力の低下をもたらし、併せて、流木による水害被害を拡大した。
4. これらの洪水被害で、構造において欠陥のある堤防が各地に存在し、それが破堤を引き起こし、甚大な被害をもたらした。

こうした事実を河川整備計画において、基本とすべきである。

よって次のことを河川行政のあり方として提言する。

1. 森林整備を公共事業として、推進すること
2. ダムを前提としない河道計画を立て、早急にそれを実現すること
3. 堤防を総点検し、その問題箇所の強化工事を速やかに実施すること
4. 膨大なダム建設予算を、河道整備、森林整備に置き換えること
5. 住民主体で、遊水地や霞堤などの地域の特性に対応した洪水対策をとること

2004年10月31日

水源開発問題全国連絡会 第11回 総会 参加者一同

小豆島「海と山」からの水害を考える全国集会参加者一同

III. 1月30日には世話人会、翌31日には国土交通省との話し合い（予定）を予定しています。

総会報告で触れましたが、総会において時間不足のため討議・検討未了のテーマがたくさんありました。それらを補う場として世話人会を開催します。

あわせて、各地の運動の展開にあわせた課題の検討も必要です。

以下、各地で予想される状況と検討すべき課題を記します。

1. 熊本県収用委員会に対して利水計画策定状況に基づき、収用申請却下の裁定を下すことを要請するとともに、国と県に川辺川ダム中止の意思決定を迫るための作戦。
2. 山鳥坂ダム関係では大洲市の市長選挙の告示間近なときであり、市長選挙でダム問題を大きな争点として盛り上げ、反ダム派の市長を誕生させるための作戦。
3. ハッ場ダム関係では同ダム建設への公金支出の差し止めを求める住民訴訟の口頭弁論が始まるときであり、これら一斉住民訴訟への支援について。
4. 徳山ダム関係では日弁連が徳山ダムを事例とした河川整備計画策定に関連した意見書を明らかにすることになっているので、水源連としてのその意見書の活用方法の検討。
5. 淀川流域委員会の最終答申が出されたときの水源連としての対応の検討。
6. 横尾川ダムを妥当とした大阪府への対応の検討。

このような大きな動きを世話人会で分析し、今後の運動にどのように反映させるかも相談したいと思います。

世話人会で意見の一一致を見た事項の内、国への要請事項を取りまとめ、国土交通省交渉を翌日(1/31)におこなうようにしたいと思います。

世話人会

日 時： 2005年1月30日（日）13時・・・世話人会

1月31日(月)・・・国土交通省交渉

場 所：全水道会館 6階会議室

議 題：

1. その後の現地報告とそれに基づく作戦
2. 総会で採択した「提言」の活かし方
3. 河川整備基本方針、河川整備計画関連
状況と対応策の検討
4. 上記の検討すべき課題1～6について
5. 海外ダム問題との連携
6. その他、総会で討議できなかったテーマ

IV. 事務局からのお知らせとお願い

1. 年会費納入のお願い

年度が替わりました。早速ですが、同封の振込用紙を活用の上、年会費の納入をお願いいたします。なお、本年度分を既に納入いただいている方にも振込用紙を同封してありますが、失礼をご容赦ください。

個人年会費は3,000円、団体年会費は一口5,000円です。

よろしくお願ひいたします。

2. 皆さんの電子メールアドレスを教えてください。

水源連内の情報を早く共有できるように、メーリングリストを設置しています。水源連の皆さんで電子メール環境のある方でこのメーリングリストに参加を希望される方は、このメーリングリストの管理者である渡辺誠までお知らせください。（既に加入されている方はそのまま継続扱いといたします。）

なお、このメーリングリストでは意見の交換用ではなく、情報の交換用とします。

また、添付ファイルはご遠慮願います。ファイルとして掲載したい場合は、このMLのブリーフケースを利用していただくこととします。詳しくは、管理者である渡辺まで。

渡辺 誠の電子メールアドレス：axera@netjoy.ne.jp

3. 情報をお寄せください。

各地の取り組み状況、全国に知らせたい企画、新聞記事など、情報を下記宛にお寄せください。機関紙「水源連だより」に掲載させていただきます。

メーリングリストを用いた情報も大歓迎です。生きの善い情報の掲載をお願いいたします。

「水源連だより」掲載用情報の送付先

佐藤 守 〒181-0016 東京都三鷹市深大寺2-27-13

電話 & FAX 0422-32-9811

電子メールアドレス：moru@parkcity.ne.jp

内海ダム現地見学会

第11回水源連総会の翌日10月31日午前内海ダム現地見学会が行われました。大型バス1台、マイクロバス1台乗り切れない人はマイカー数台に分乗しての見学会はオリーブの木を使った立木トラスト地を見ながら、内海ダム再開発計画の現地に向かいました。小豆島の名勝地寒霞渓へ向かう道の眼下に既存の小規模な内海ダムがありました。さらに山の上に車で上がると寒霞渓の上の展望台へでました。そこからは見事な寒霞渓と瀬戸内海の景色の中に、先ほど見て

きた既存の内海ダムを見下ろすことが出来ます。多くの民家に迫るダムの実態を手に取るように見下ろしながら、現地で長く苦労しながら戦い続けてきた現地の櫛本さん山西さんらの熱心な説明を参加者全員が真剣に聞いていました。その後参加者は全国集会の会場へ向かい集会に参加しました。



第11回水源連総会での各地からの報告（要旨）



茂吉（川辺川）：昨年5月農水省に勝訴した後、熊本県が間にに入る形で、新たな利水計画を策定しようとしている。農水省は、ダム案と非ダム案で農家にアンケートを取ろうとしている。私たちは、非ダム案を推進している。

ダム案は、市町村の補助により農家の負担を軽くしようとしている。私たちは、どちらの案でも農家の負担は同じにすべきだと主張している。熊本県は、国にダム案を取り下げたらどうかと言っている。来年度予算では、今年度のように国交省・農水省は、予算要求しない見込み。

有友（山鳥坂）：肱川流域委員会について、水源連の支援を受けて対策を講じてきた。しかし、国交省は流域委員会に住民参加を認め

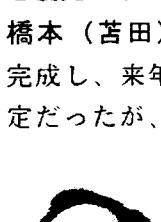
ず、岩畠事件に至る。流域委員会は3月に閉じたが、住民討論会を求めてきた。その結果、出前講座や説明会などの形で実現したが、国交省は質問にまともに答えず。そのため、基本高水を中心

に突っ込んできたが、突っ込みが十分にできていない。



櫛本（内海）：3年前に運動を少数で立ち上げ、全国集会を開催できるほど盛り上がってきた。ここは、日本で最初のトラスト運動の地でもある。

由緒ある寒霞渓を破壊することは許せない。ダムよりも、高潮対策や地震対策を優先するべきだ。



橋本（苦田）：ダムそのものは完成し、来年から本格運用の予定だったが、前倒しで年内に完



成式が行われる。だが、先月、収用法裁判で意見陳述をしてきた。これからも理不尽さを訴えていく闘いをやっていく。

田村（細河内）：那賀川には

5つのダムが造られ

ている。藤田村長とともに闘い、中止に追い込んだ。だが、合併によりダム阻止条例が廃止されそうになっている。絶対にこれを許すわけには行かない。



岩畠（紀伊丹生川）：山鳥坂ダムをめぐる事件について、流域委員会の開催強行を阻止しようと訴えたところ、国交省が公務執行妨害を捏造した。この件で、水源連の皆さんにはお世話になった。

近藤（徳山）：木曽川水系では水余り状況にあり、そうした中で長良川河口堰が建設・運用された。その上、徳山ダムも建設している。昨年、1010億円増額を水資源機構が打ち出したところ、自治体の反発でもめ、フルプラン改定に至る。だが、新フルプランもごまかしに満ちている。利水ダムが治水ダムに化けてしまった。しかも、徳山ダムが治水・利水に役立たないことも証明されている。水資源機構は脱法行為まで行い、建設強行している。



岡本（太田川）：流域委員会が、知らぬ間に造られた。委員長は、計画中のダムを既定のものとして審議を進め、河川整備計画を策定した。住民参加はなされなかった。遠州地域では水が余っていて、知事選を通じてその事実が広まり、運動も拡大した。太田川ダムの水を利用しないよう、自治体に働きかけている。その結果、自治体で太田川ダムの水はいらないという動きが進んでいる。治水面でも、水源連の支援により、河道整備だけで十分なことが判明し、住民に周知活動している。



渡辺（辰巳）：犀川の基本方針と整備計画は、御用学者によってつくられた。私たちには様々な問題提起を行い、基本高水を下げさせたり、規模を縮小させたり、辰巳用水取水口を守ったり、成果は上げてきた。だが、一連の豪雨をきっかけに、犀川の堤防・河

道整備を行政が40年に渡り怠ってきたことが判明した。



三橋（奥胎内）：新潟では大水害があったが、ダムを造ってくれという話には結びついていない。地元では、ダムがあつたのに大水害が起きたことで、ダムに責任を帰する声が大きい。行政は宣伝に努めているが、実際のところ穴あきダムの問題などが判明している。奥胎内ダムについては、基本高水を高く設定し、ダムが不要であることが、水源連の分析で判明した。ダムの代わりとして、堤防・河道整備を訴えていく。

田中（ハッ場）：私は東京に住み、昨年の今ごろまでダムのことを知らなかった。東京都は、真っ先に事業費倍増を受入れ、納得できない。市議会への意見書、勉強会なども行ってきた。今は、ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会を結成し、昨年の総事業費倍増を受け、監査請求運動を進めている。だが、東京都監査委員会は、これを門前払いした。他県も同様である。多くの市民が怒っていて、これからも輪を広げて、ストップさせたい。

真下（ハッ場）：地元の群馬県で活動している。総事業費倍増をきっかけに報道が増えて、市民の関心が高まっている。水没地では、反対の声を上げることができない状況にあり、代替地などの工事が進められている。3分の1の住民が補償交渉を終えているが、残った人たちは多くの不安を抱えている。中には、国交省に約束を守らせる会を作った人たちも出てきた。私たちは、市民の関心を高めるため、多くの人々に水没地を見てもらう活動や集会などを実施している。また、利根川下流の人々とも連携していく。

長瀬（東京水道労組）：労組として、足元の水源である多摩川を保全する活動とともに、ハッ場ダム問題にも取り組んでいる。これからは、労組全体に広げていくようにしていきたい。それにしても監査請求却下の理由には腹が立つが、それも東京都職員の手によるものであり、理解と納得を広げる学習会などで活動を進めていきたい。

三枝（全国水道労組）：小泉内閣の民営化路線に危機感を持っている。小泉内閣のいう民は企業のことであり、市民・住民のことではない。

特に、水道民営化は大きな問題である。ダム建設を中心とする水道政策の無為無策を糊塗する面がある。水の公共性を基盤としながら、ダム問題を考え、水の公共性を取り戻す活動を進めていきたい。

内海でダム考える集会

朝日新聞
11月16日



「税金、住民に役立つ形で」

田中康夫知事が講演

ダム建設に反対の立場から治水について考える集会が31日、内海町安田のJA香川県内海町支店大ホールで開かれ、「脱ダム宣言」で知られる田中康夫・長野県知事が講演した。地元の小豆島や全国各地から約500人が参加した。

全国各地から500人参加

県が計画している内海ダム再開発に反対している住民が企画した。集会の冒頭で講演した田中知事は、「脱ダム宣言は、ダムを造るか造らないかの二元論ではない。税金の使い方を地域の住民の役に立つ形に変えよう」と話した。

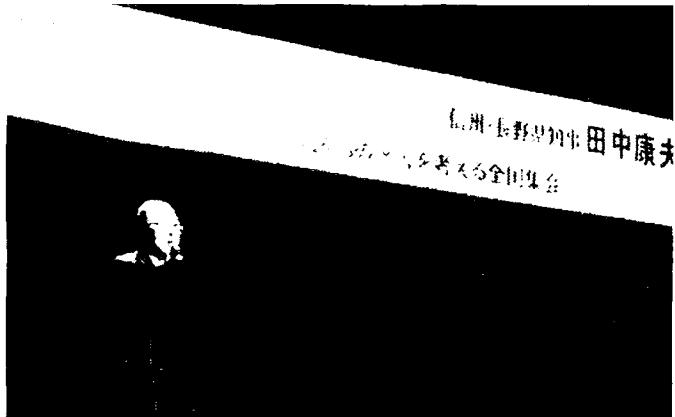
ダム問題に取り組んでいた全国団体の専門家は内海ダム再開発について「不経済な計画だ」と批判した。

集会の最後に、ダム建設予算を河川の堤防整備や流域の森林整備に替わることなどを求める提言を探査した。

ダム推進勢力が盛り上げた、 今年の全国集会

小豆島『海と山』からの水害を考える全国集会 実行委員会

石井 亨



今年の全国集会は、10月31日日曜日、香川県小豆島の内海ダム再開発現場を中心に開催された。記録的な台風上陸の年、これが、実行委員会の結成や準備の取りかかりが遅れた最大の原因となったが、逆に住民の関心を高めることにも繋がった。会場となった小豆島内海町では16号台風により大変な高潮災害を受けたことから「小豆島『海と山』からの水害を考える全国集会」と名付け、被災2ヶ月後の開催となった。

全国集会前夜

内海ダム再開発を巡っては、7名の地主が反対を唱え1300名余りの出資者とともに立木トラストに取り組み、用地買収拒否どころか、測量の立入も拒否しているという状態ではあるが、過疎社会の例に漏れず、「お上の意向に意義を唱える」ことに抵抗を示す土地柄。ダム再開発事業に問題を感じている人たちは相当数にのぼると思われるが、声を出すにはいたらないため、ごく少数の反対者という構図に見えがちである。

これを良いことに、不条理な住民の意思決定が横行してしまう。どこの地でも同じであろうが、「黙認することが横暴を助長」するということを住民が共有することからしか、運動は広がらない。これが最初の大きな壁である。

一方で、全国集会の開催に先立ち、香川県は財政上の理由から、ダム関連予算の増額を向こう三年間行わないことを表明していた。

基調講演（記念講演）には「長野の治水・脱ダムへの道」と題して田中康夫長野県知事をお願いし、引き受けて頂いた。これに対してダム再開発事業を全面的に推進支障としている開催地内海町の町長、町議会議長らが、長野県へ陳情に出かけていった。「来てくれるな」というのが本音であったと思う。

また、開催会場となった農協ホールにも、貸し出しが不当であるという訴えが相次いだり、「田中知事は来なくなった」と噂を流したり、開催直前に地元総代達から全国集会実行委員会に対して、ダム建設に関する話し合いを持ちたいという申し入れがあったりと驚くほどのリアクションが推進しようとする側から起きた。（関係者に起こった出来事は、洞窟とも思えるものがあるが、活字にすると法によって争わざるを得ない問題となる可能性があるので、賢明な読者の想像にゆだねる。）そして前夜、推進を求める人たちによって、全国集会会場玄関口に、過去の水害写真パネルとともにダム建設を求める看板が立てられた。

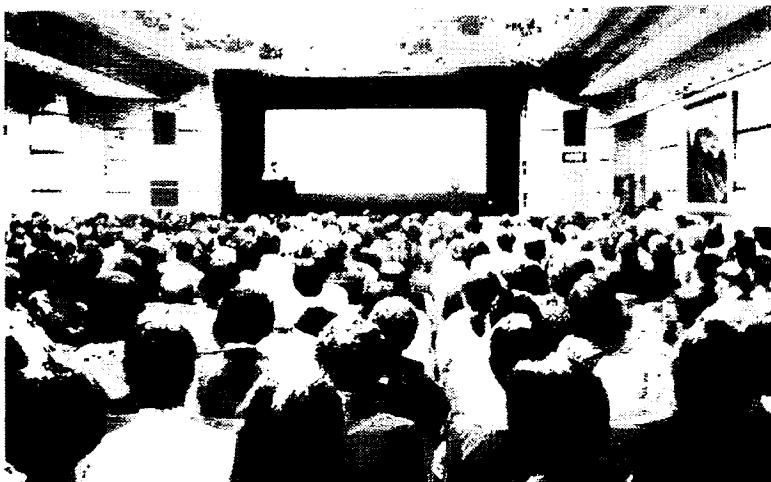
開場の時間、玄関をそろいのジャケットで、地元のダム推進町議らが、入場者に推進のチラシを渡そうと取り囲んだ中の受付となつた。

会場は500人収容、しかし消防法の制限から遙かに定員を上回る収用を行った場合、訴えられるおそれがあった。460の前売りを数えた段階で、前売り販売を停止していた。

県外から来られた方々からは、前売券が推進しようとする人たちに買い占められてはいいのかとの不安の声が寄せられた。

全国集会当日

しかし、来場者は500人を上回り、大盛況であった。何よりも住民が確実に強くなっている。少し前なら、推進する人たちに顔を見られるとこころへ出ることのできない住民がほとんどであった。しかし、今回は堂々と入場したのだからそれだけでも成功と言える。



より未曾有の高潮被害、海面上の問題、東南海・南海地震への備えなど報告の後、水源連遠藤共同代表から全国での災害の状況から共通点として見いだされる課題（提言参照）及び愛媛県大洲市の有友氏から肱川でのダムによる水害の報告を受けた。

次いで地元内海の「考える会」「生きる会」、立木トラスト運動で支援している「環瀬戸内海会議」廃棄物の撤去運動に取り組んだ「豊島住民」からの発表があり、嶋津共同代表から内海ダム再開発計画に関する科学的検証の報告を受ける。

嶋津氏の計算から、内海ダム再開発計画において、「基本高水流量が過大評価であること」「河道流量が過小であること」「河川整備計画がダムのみによる洪水調整計画であること」などが報告され、さらなる詳細計算が必要としながらも基本的に内海ダム再開発事業は、一部河川改修を行えばダムは必要ないと報告された。

これらを受けて、木原先生によるとりまとめを経て「大会アピール」と「提言」の採択が行われて、集会を閉じた。

今回の集会は、実行委員会の大きな自信に繋がったことは、言うまでもない。

その後、反対運動に参画する人が増えた訳ではないが、今回の全国集会を阻止したいと願った人たちの不条理な行動は、結果として人々の心にほんの少し正義感を芽生えさせ、潜在的な民主主義への力を生んだと思う。

11月30日、実行委員会と地元ダム推進の総代たちとの意見交換が行われた。今後、敵対するのではなく「本来の河川行政がどうあるべきか」という基本的な問題について、住民自身が自ら考える建設的な協議につながることを願わずにはいられない。来年、内海町は2町合併を前に内海町として最後の町長選挙を迎える。

水源連の皆様、全国集会にご協力、ご参加頂いた皆様本当にありがとうございました。



もちろん全国集会実行委員会は、玄関で推進チラシを配布していた人たちも受け入れて入場させた。香川県や町の担当職員らも招待しての開催であった。

二部構成とし、一部は長野県知事の講演、二部では内海ダムを例に、ダムの問題を考える集会とした。森口実行委員長の開会あいさつに続き長野県知事からは「脱ダムとは地域作りである」という財政事情を交えた非常にわかりやすいお話を頂いた。

二部では、実行委員会から台風16号に

「河川部長」が逃げた、 怒りの申し入れ 11.1 高松

11月1日（月曜日）午前8時半香川県庁ロビーに香川県内海ダム関係者、愛媛県山鳥坂ダム関係者、水源連、ルイサ関係者、環瀬戸内海会議関係者が集合し、香川県及び国土交通省四国地方整備局に申し入れを行った。

公共事業チェック議員の会事務局長の佐藤謙一郎衆議院議員も参加の予定であったが、体調不良のため残念ながら不参加となった。香川県へ「内海ダムに関する科学的な問題点についての公開討論」を申し入れたあと、国土交通省



四国地方整備局へと向かう。

今回の申し入れ設定には許し難い経緯があった。

内海ダム・山鳥坂ダム関係者は事前に、水源連を介して佐藤議員に設定を依頼していた。

四国地方整備局菊池河川部長に対応を求めたところ、東京出張で不在であるという理由から月曜日には、香川県高松市での申し入れと同時に国会議員会館の佐藤議員控え室で申し入れを行うことを約束したのである。

ところが、29日金曜日になって、四国地方整備局から部長が東京出張をとりやめたために議員会館にはこないと一方的な連絡が入った。高松へ向かうと四国地方整備局に連絡をとっても部長は休暇で連絡がとれないとの回答。消えた、いや逃げたとしか言いようがない。

国土交通省四国地方整備局での申し入れは、対応にあたった野中河川整備課長、小倉専門官に対して、まず一連の顛末についての説明を求めるところから始まった。午後に会議が入ったための出張取りやめという説明には納得がいかない。会議が突然に入るはずもなく、午後の会議なら、午前中は庁舎内にいるはずではとの問い合わせに、部長は自動車で移動中とのこと。連絡をとって申し入れを直接受けるように求めて、申し入れは一時中断。



再開しても、部長は現れなかった。会わぬことで事実を押し曲げていく不条理なやり方は卑怯そのものである。そして部長が同席できないことの明快な説明は最後までなかった。この件については佐藤議員からも国土交通省に対して抗議が行われ、説明を求めた。

実際の申し入れでは、内海ダムについては「高潮・津波対策の早急な対策案検討」と「内海ダム再開発の抜本的見直し」山鳥坂ダムについては「肱川水系河川整備計画の再検討」の申し入れを行い、同時にRWESAから、世界ダム委員会勧告に従うことの申し入れが行われた。

肱川については、公開討論の開催が要求され、問答の末、地方整備局大洲事務所へ住民から申し入れる。開催を具体化することが確認された。

内海ダムについては、補助ダムという性質から、河川整備方針、河川整備計画について地方整備局の役割を確認するに止まった。

いずれにしろ、基本的に四国地方整備局は住民の意見を河川整備計画策定に取り入れる気はみじんも感じられず、河川法改正が形式に終わっていると痛感する。

一つ一つの現場で真実を明らかにするねばり強い運動の継続と、法改正の必要性がここでも確認された。

11月26日、香川県議会本会議の代表質問（けんみんねつと）に対する答弁で、知事は「科学的な問題に関する公開の討論」を拒否した。76回にも及ぶ住民説明会の開催がその根拠である。住民参加が形式だけになり、ステークホルダー（あらゆる関係者が主体的にかかわる）が実現している例は少ない。

あきらかに恐れがあると思われる。今年は香川県においても大規模な災害が発生しており、大勢の方の命が奪われた。その中で、ダムの「ただし書き放流」による被害拡大の可能性と堆砂による治水容量の激減及び浚渫土処分が問題となっている。科学的なダムの検証はダム建設に大きな影響を及ぼすことを多くの人が知っているのだから。

また、一方でトラスト地主に対する街宣車による圧力も含めて、批判攻勢が急速に高まっている。分断と個別撃破という行動パターンを見て取れる。「あなた以外は、実は同意している」というものである。

しかしながら現実に現在の情勢下でダム建設を推進することは、了算上の理由を中心としてかなり困難な作業であり、中止したいのが県にとっても本音だと思うが、ダムが治水上必要であるとして着工認可を受けいれる以上、おいそれと中止を言い出せないでいる。科学の問題よりも政治の問題というのが実情ではなかろうか。

「行政」の現場に『嘘』が平然と横行していると地主が言う。それを一つ一つ暴いていくこと、真実を見極める目を養うことが着実にダムを追いつめる唯一の方法かも知れない。ただ、内海の地主達は明るいし、着実に強くなっている。

水害常襲地域の河川改修費を削って徳山ダムに投入！

04年度徳山ダム事業費追加分87億円の捻出問題

治水特別会計という官僚独裁のポケット

04年度当初予算の時点で、徳山ダム事業費は「2540億円」であった。さすがに財務省は「法的根拠のない予算はつけられない」と2540億円の枠一杯の93億円の予算のみを認めた。ただし「所定の手続きが終われば追加予算を検討する」ということで。

04年7月15日、国交大臣は、徳山ダム事業実施計画変更を認可し（*）、財務省の要求する「所定の手続き」は一応済んだ。参院選後の臨時国会に補正予算案を出してそれで「一件落着」と思っていたら、補正予算案そのものが出来なかった。徳山ダム建設工事は昼夜を分かたぬ突貫工事で進められている。そのお金はどこから来るのか？

本省河川局にも中部地整にも散々食い下がった後、8月25日に中部地方整備局に押しかけて（「アボが頂けないので、お時間があくまでここで待っています」のひと言で部屋の床に座り込んだ。お行儀良くしているといつまでもはぐらかされるので）、外枠を引き出した。

*この「変更」は、河川法の僭脱という違法行為によって行われた「水資源開発促進法による水源施設・徳山ダム」の「3500億円の役立たず治水ダム」への計画変更に他ならないことは、さまざまな場面でお伝えした通り。

財政法（昭和二十二年三月三十一日法律第三十四号）

第三十三条 各省各庁の長は、歳出予算又は継続費の定める各部局等の経費の金額又は部局等内の各項の経費の金額については、各部局等の間又は各項の間において彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基き、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経た場合に限り、財務大臣の承認を経て移用することができる。<第1項ただし書き>

「04年（平成16年）度特別会計予算 予算総則」

第15条：財政法第33条第1項ただし書きの規定により、各特別会計において移用することができる場合は、第1表から第3表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第2表 特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特別会計	勘定移用することができる項
治水治水	河川事業費、河川総合開発事業費、水資源開発事業交付金、建設機械整備費 都市水環境整備事業費、治水事業工事諸費の各項 北海道河川事業費、北海道河川総合開発事業費、北海道砂防事業費 北海道建設機械整備費、北海道都市水環境整備事業費の各項
特定多目的ダム建設工事	多目的ダム建設事業費と工事諸費等治水勘定へ繰入

項の内部での流用は「しょっちゅう」。治水特別会計約1兆6000億円内部では、ほぼ河川局の一存で（「項の間の移用」だと財務省が絡むので「大変なこと」、という認識）好き勝手に予算を動かせる。地方自治体の首長が、予算の箇所付けを巡って12月に熱心に「霞ヶ関詣で」をやるのは、実は全くな「お笑い種」なのである。

削られた河川改修費・砂防事業費

身もフタもないことを言えば、「表の当初予算では04年度の徳山ダム事業費180億円が無理だと分かった時点で、最初から”削って回す”ように治水特別会計に仕込んだ」ということなのだろう（砂防事業費補助を削られた岐阜県砂防課に訊くと「国から言われて、仕方なく、削れるところを必死に探しました」とのことだから、必ずしも最初から削るように仕込んだ、とも言えないようだが）。しかし

互いに「それを言つたらオシマイよ」である。

「05年度予算内示前に、どこを削つて徳山ダムに放り込んだのか、その理由も含めて説明責任を果たすのがスジでしょう」と迫った。このスジ論には国交省も反論しない。

04年11月29日 国交省河川局治水課での聴き取り

この時点で「第2回」についての開示された情報 (お金の単位は千円)。

1. 「第2回」=04.07.22 付け

当初=9,339,000 第2回=14,050,000(+4,711,000)

「第3回」=04.11.15 付け → 情報公開請求中

2. 治水特別会計で手当したのは、4,711,000 のうち、3,148,800

差の約16億円は利水者や発電事業者などから。

3. 削られたのは

◎ 直轄河川改修費 △2,189,000

- ・ 一般河川改修 木曽川 1,889,000
- ・ 特定構造物改築事業 犀川総合排水機場改築 300,000

(一方で「工事費 1,789,000」「用地買収費 400,000」という括り方もある。合わせて 2,189,000 になるところは同じ)

◎ 砂防事業費(補助) △859,800

- ・ 砂防事業費補助 737,800
 - 通常砂防費補助 666,300
 - (うち、岐阜県が23カ所 456,500)
 - 火山砂防費補助 71,500
 - 地すべり対策事業費補助 122,000

◎ 水資源開発事業交付金内の流用 △100,000

- ・ 利根川武藏水路改築 100,000

△を合わせると 3,148,800 となる。

これが治水特別会計内／第2回時点の予算手当。

4. 直轄河川改修「木曽川」のどこのどういう工事?については、把握し切れていないとのこと。

「どのようにしたら分かるか、早急に教えて欲しい」ということにつき「可及的速やかに」という返事。(翌30日に中部地整に行って「可及的速やか」と念押しした)

そこを削るか!?

大問題の荒崎地区の浸水被害対策の予算を回した!

04年12月17日 中部地整河川部での聴き取り

(「第2回」=04.07.22 付けまでの説明しかなかった。11月30日段階で「直轄河川改修費=△2,189,000／一般河川改修・木曽川(上流)=1,889,000」の中味を尋ねていた。05年度予算内示を目前にしている以上、第3回まで含めて説明せよ、と迫っていたが、「第2回」分の「答え」を用意するのがやっとだったらしい。)

削られた「一般河川改修 木曽川(上流) 1,889,000」の内容は、

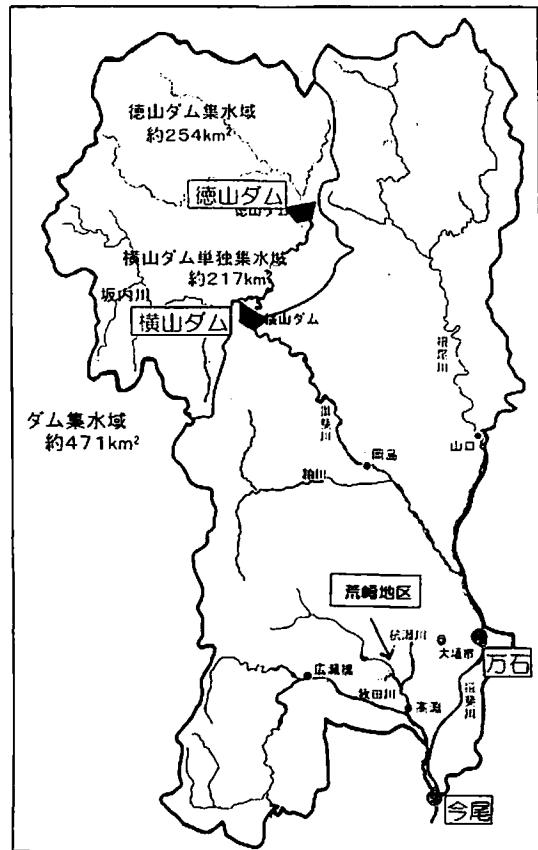
木曽川上流河川事務所のHPの中 (http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/office/outline/gaiyou_2.html)

1. 河川改修事業 (木曽川)／(長良川)／(揖斐川)のうちの(揖斐川)の「牧田川・杭瀬川」の部分のこと。

//////////////////////////////

- ・ 大垣市横曾根地先において、杭瀬川の洪水疎通能力を増すため河道掘削及び低水護岸工事を推進する。
- ・ 養老町江月地先において、杭瀬川の洪水疎通能力を増すため河道掘削、旧堤撤去、低水護岸及び高水護岸工事を推進する。

- ・ 養老町船付地先において、牧田川の洪水疎通能力を増すため背割堤の築堤、低水護岸及び高水護岸工事を推進する。
- ・ 輪之内町塩喰地先において、杭瀬川・牧田川の洪水疎通能力を増すため背割堤の築堤、低水護岸及び高水護岸を推進する。
- ・ 大垣市野口地先において、杭瀬川の築堤工事を推進する。
- ・ 養老町根古地地先において、牧田川の堤防補強工事を実施する。



掛斐川流域図



まさに10月20日に23号台風で、実に16回目の浸水被害を受けた、「あの場所」（荒崎地区：02年7月の浸水被害につき、04年8月9日に179世帯が提訴）に係る事業です!!!!（図を参照のこと）

「後に保留解除をして、相当分の事業費はつけました。年度全体の工事の進捗が遅れたわけではありません」との言い訳つきだが。

7月22日時点で「徳山ダムを優先するために後回し」とした、その後の10月20日に、荒崎地区は16回目の浸水被害に遭っているのだ。23号台風では横山ダムは最大51.3%までしか貯留していない。そして現に掛斐川本川水位は高くはなかった。「徳山ダムがあれば・・・云々」とはさすがの岐阜県からさえ出て来ない。

16回目浸水被害に遭われた方にしてみれば、「もし7月22日に優先順位を下げられ執行が見送られずに事業がなされいたら・・・」と感じて当然ではないか？「7月22日に見送られていなくても同じこと」と言いたいなら、それこそ書面を用意して「説明」するべきである「後に保留解除をして、相当分の事業費はつけました。年度全体の工事の進捗が遅れたわけではありません」とひとこと言えば済むのか？年度内の数ヶ月が問題になっているのだ。

数々の水害訴訟で河川管理者が水戸黄門の印籠のごとく持ち出す大東水害訴訟最高裁判決曰く「治水には財政的制約がある」。まさにその通り。役立たずの「ダム」に大きな治水予算を獲られて、必要な河川改修（堤防整備・河道改修）が後回しにされている、という見事な証拠である。

04年度予算執行についての説明責任を果たすことなく、05年度予算でも徳山ダムに大きな予算をつけようとしている。水害常襲地域（行政が率先して住宅地開発を行い、「市街化区域」に指定した場所）住民の悲劇は終わらない。

徳山ダム建設中止を求める会 近藤ゆり子

04年12月18日記

日本弁護士連合会 会長 梶谷 剛 様
同公害対策・環境保全委員会 委員長 村田 正人 様

2004年11月10日

水源開発問題全国連絡会
共同代表 嶋津暉之・遠藤保男

要 請 書

～徳山ダム事業実施計画変更における明らかな河川法僭脱につき、
日本弁護士会連合会としてのご意見を示して下さい～

日頃の貴会の活動に心から敬意を表します。

特に、04年1月16日付けで出された「肱川流域委員会の委員の追加と十分な審議を求める意見書」に、私たちを大いに励されました。

この意見書にあるように、1997年の河川法では、住民意思を河川管理計画の策定手続に出来るかぎり反映させようとする規定（=第16条の2）を新設したはずでした。しかし、河川管理者は、その改正趣旨を踏みにじるような河川整備計画策定を各地で行って来た挙げ句、ついには河川法第16条の2を僭脱するに至ったのです。

徳山ダム事業費増額にかかる事業実施計画変更のような形で、形ばかりの河川法第16条の2の手続きさえ踏まずに河川整備計画が事実上が変更されてしまうことを見過ごせば、行政による法の無視・僭脱を限りなく許していくことに繋がりかねません。

法の支配を重んじる貴会として、是非、徳山ダム事業費増額にかかる事業実施計画変更（04年7月15日国土交通大臣認可）につき、調査の上、ご意見を示されるようお願い申し上げます。

。。。。。。。。。。。。。。。。。。

1995年5月、全国に広がる反対の声を押し切って、建設省は長良川河口堰運用開始を強行しました。しかし同時に反対運動の力に押され、「河川法改正」という「証文」も出さざるを得なかったのです。河川官僚は（その官僚的思考の範囲内で）路線転換一河川行政の転換を行いました。

03年度予算で、水資源開発公団（04.10.1 水資源機構となる）は徳山ダム事業実施計画で定められた事業費 2540 億円の 97%を使い切り、04 年度概算要求では、その額をはみ出した要求をせざるを得なくなっていました。概算要求の直前、8月8日になって、水公団は「1010 億円増額」を発表しました。関係県市（利水者及び治水関係県）と電源開発（中部電力）は「寝耳に水」と驚愕して見せ、反発しました。10月9日の「中部地整事業評価監視委員会」でも各委員が「2001年の再評価時には、事業費について何も聞いていなかった」と怒りました。

事業実施計画変更（利水者の費用負担同意を要する）には、2000 年で目標年次が過ぎている木曽川水系水資源開発基本計画（木曽川フルプラン）の全部変更をネグレクトすることは出来ません。12月の予算編成前に事業実施計画変更をすることは到底無理になった 11月30日、中部地整は突如「事業評価監視委員会」を開き、「計画全体の見直しと切り離しての 960 億円増額」の了承を委員からとりつけました。（ここで「中部地整資料 3 治水計画の考え方」が出され、利水容量の大幅削減と治水容量の大幅増加を示した。）

資料のHPアドレス

04.7.15閣議決定の新徳山ダム事業実施計画の

徳山ダム建設事業に関する事業実施計画変更の概要

<資料2>

前提として：河川法及び附則

従来の木曽川水系揖斐川の治水計画－工事実施基本計画

「新洪水調節計画」という治水計画変更

質問主意書と答弁書

<資料3>

木曽川フルプラン部会への「徳山ダムをやめさせる会」意見書の一部

水源開発問題全国連絡会（略称：水源連）

共同代表：嶋津暉之・遠藤保男

東京都千代田区平河町1-7-1-W201

TEL 03-5211-5429 FAX 03-5211-5538

この件のお問い合わせ・ご連絡等は、

水源連世話人（の一人）

「徳山ダム建設中止を求める会」事務局長・近藤ゆり子

にお願いいたします。

岐阜県大垣市田町1-20-1 TEL/FAX 0584-78-4119

近藤 Email:k-yuriko@octn.jp

徳山ダム建設中止を求める会HP

<http://tokuyama-dam.csidc.com/>

<資料1>

徳山ダム事業実施計画変更に至る事実経過

<introduction>

従来の徳山ダム事業実施計画上の事業費は2540億円（1985年度単価）だが、03年度当初予算で97%を使い切り、04年度予算では2540億円枠を越えることは確実となった。

03年2月「徳山ダム建設中止を求める会」は名古屋市での運動展開を追求する方針で、長良川河口堰住民訴訟のグループなどに働きかけ「7/12 シンポジウム『「徳山ダムは名古屋の問題』」を準備していた。そして事業費増額問題について話し合いを持つよう中部地整に強く要求しているさなかの6月7日、中日新聞1面トップに「徳山ダム さらに1000億円超」の記事が載った。

<2003年>

- ・ 7/4 フルプラン木曽川部会第1回開かれる
- ・ 7/18 独立法人水資源機構法施行令（いわゆる「撤退新ルール」）閣議決定
- ・ 8/7 国交省水資源部、木曽川フルプランエリア各県に需給想定調査依頼を発出
- ・ 8/8 水公団、「1010億円増額」発表。関係県市が「反発」する
- ・ 8/27 水公団、「来年度予算要求180億円（2540億円枠を突破）」発表。
- ・ 9/11 「徳山ダムをやめさせる会」結成
- ・ 10/9 中部地整事業評価監視委員会第2回（徳山ダム事業費増額問題を取り上げる）
「やめさせる会」、「徳山ダム工事は凍結すべしという結論を」との「意見書」を提出。
- ・ 11/30 事業評価監視委は、「計画全体の見直しと切り離して」960億円増額を了承。
ここに「中部地整資料3 治水計画の考え方」が出される
- ・ 12/20 04年度予算財務省原案：従来事業費枠いっぱいの93億円のみ。
- ・ 12/26 徳山ダム裁判一審（岐阜地裁）不当判決

岐阜地裁判決付言「当裁判所は、公団の本件水需要予測について建設大臣が平成10年12月にこれを是認した判断が、当時においては建設大臣の裁量の範囲を逸脱するものではないと判断するにすぎないものであり、現時点においてはウォータープラン21の水需要予測の方がより合理的であると推認される。したがって、独立行政法人水資源機構としては、早急に水需要予測を見直し、最終的な費用負担者である国民、県民の立場に立って、水余りや費用負担拡大等の問題点の解決に真摯に対処することが望まれる」

<2004年>

- ・ 1/7 徳山ダム裁判控訴
- ・ 2/16 愛知県、利水量大幅削減発表。長良川河口堰工業用水5.46m³/sを水道水に転用すると発表
- ・ 2/26 「牧田川圏域（相川・大谷川・泥川）河川整備計画（案）」、3月に国交大臣認可
- ・ 3/9 岐阜県 利水量大幅削減発表
- ・ 3/25 名古屋市利水量大幅削減発表
- ・ 3/30 木曽川フルプランエリア各県が、国交省水資源部に需給想定調査を回答
- ・ 4/13 フルプラン木曽川部会第2回 新フルプラン原案が示される（各県回答通り）
- ・ 4/29 中部地整事業評価監視委員会、「新洪水調節計画」承認
- ・ 5/12 フルプラン木曽川部会第3回「やめさせる会」、「木曽川部会への意見書」提出
- ・ 5/31 水資源開発分科会、木曽川フルプラン原案を了承。
中部電力が杉原ダム中止を発表。電源開発が増額（+12億円）了承。
- ・ 6/15 木曽川フルプラン閣議決定。
- ・ 7/8 岐阜県議会、徳山ダム債務負担行為592億円に同意。
岐阜県、愛知県、名古屋市、水機構に費用負担同意を通知。
水機構、国交省に事業実施計画変更認可を申請。
- ☆7/15 徳山ダム事業実施計画変更認可

資料のHPアドレス

1. 徳山ダムをやめさせる会 「中部地整事業評価監視委員会への意見書」

<http://tokuyama-dam.csidc.com/ikensho2003.10.06.htm>

2. 國土審議会水資源開発分科会木曽川部会第2回資料

http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/d_plan/plan03.html

3. 中部地整事業評価監視委員会（04.4.29）への中部地整資料

<http://homepage3.nifty.com/waterchubu/sub1/sub6.html>

4. 徳山ダムをやめさせる会 「木曽川部会への意見書」

http://tokuyama-dam.csidc.com/opinion_paper_top.htm

5. 04.7.15 認可：徳山ダム事業実施計画（概要：本文）

<http://homepage3.nifty.com/waterchubu/sub1/sub1.html>

04.7.15 開議決定の新徳山ダム事業実施計画

☆ダム容量配分（千m³）

		從來計画	新計画
総貯水量	660,000	660,000	
洪水調節容量	100,000	123,000	
洪水期利水容量	251,400	257,400	
新規利水容量	129,000	78,000	
不特定容量	58,000	115,000	
渇水対策容量	53,000	53,000	
発電専用容量	114,000	114,000	
堆砂/底水容量	308,600	279,600	
底水容量	282,600	253,000	
堆砂容量	26,000	26,000	

☆費用配分（単位＝億円）

	2540億円 ①	3500億円 ②	増額 ②-①
治水 国費	789	1,416	627
岐阜	251	438	187
愛知	25	68	43
三重	62	101	39
利水 国費	191	207	16
上水 岐阜	69	84	15
愛知	183	189	6
名古屋	129	140	11
工水 国費	109	110	1
岐阜	197	191	-6
名古屋	57	66	9
発電	478	490	12
合計	2540	3500	960

目的別負担割合

	從來計画	新計画案	増減
治水	44.4%	57.8%	13.4%
利水	36.8%	28.2%	▲8.6%
発電	18.8%	14.0%	▲4.8%

負担割合 1. 治水

	容量	容量比率	負担比率
洪水調節	155,000千m ³	53.3%	30.8%
不特定	83,000千m ³	28.5%	16.5%
渇水対策	53,000千m ³	18.2%	10.5%
計	291,000千m ³	100.0%	57.8%

負担割合2. 利水

		利水量 m3/S	負担 比率%
		従来計画 新計画 減量 ▲比率 %	従来計画 減量分 新計画
上水	岐阜県	1.5 1.2 ▲0.3 5.6	4.1 ▲0.5 3.6
	愛知県	4.0 2.3 ▲1.7 31.5	10.8 ▲2.7 8.1
	名古屋市	2.0 1.0 ▲1.0 18.5	7.6 ▲1.6 6.0
工水	岐阜県	3.5 1.4 ▲2.1 38.9	11.1 ▲3.3 7.8
	名古屋市	1.0 0.7 ▲0.3 5.0	3.2 ▲0.5 2.7
		12.0 6.6 ▲5.4 100.0	36.8 ▲8.6 28.2

徳山ダム

建設費全額を執行

今年度分の
残額40億円

工期遅れ回避優先

事業費が大幅に増額された徳山ダム(岐阜県藤橋村)をめぐり、国の当初予算に盛り込まれなかつた今年度分の建設費87億円のうち、最後に残つていた40億円の執行が認められたことが、8日分かった。これで国土交通省が要求した180億円

なり、同省は「予定通り工事ができる」としている。徳山ダムの事業費については、事業主体の水資源機構が昨年8月、増額する方針を突然発表し

に負担する愛知、三重、岐阜各県と名古屋市など、岐阜各県と名古屋市などが反発。国交省は事業費を盛り込んだ徳山ダムの事業実施計画を変更する手はずだったが、手続きが大幅に遅れた。

として、当初予算に国交省が要求した180億円のうち変更前の事業費の残額分の93億円しか計上しなかった。

国交省によると、徳山ダムの工期が1年遅れるため、財務省は「必要な手綱が終わっていない」

7月に47億円の執行を認め、11月15日には残りの40億円の執行を認めた。国交省治水課は「規模の大きい徳山ダムは、工期の遅れが招くコスト増も巨額になる。ほかの治水事業が先送りされることになるが、やむを得ない」としている。

さらに膨らむ。

このため国交省は07年度完成の工期が遅れない

ようにすることを優先

し、ほかの治水関係予算

を徳山ダムに回すことによった。財務省も、事業実

11/12/08/12/13/14/15

<資料2>

前提として：河川法及び附則（みなと河川整備基本方針・みなと河川整備計画）

★河川法（1997年6月大改正）

（河川整備計画）

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿つて計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

★河川法附則（1997年6月4日法律第69号）抄

（河川整備基本方針及び河川整備計画に関する経過措置）

第二条

2 この法律の施行の日以後新法第十六条の二第一項の規定に基づき当該河川の区間について河川整備計画が定められるまでの間においては、この法律の施行の際現に旧法第十六条第一項の規定に基づき当該河川について定められている工事実施基本計画の一部を、政令で定めるところにより、新法第十六条の二第一項の規定に基づき当該河川の区間について定められた河川整備計画とみなす。

従来の木曽川水系揖斐川の治水計画－工事実施基本計画

☆木曽川水系工事実施基本計画 昭和44年3月：高水計画改定

p4 「基本高水量のピーク流量は基準地点万石地点において 6300m³/sec とし、このうち横山ダム等により、2400m³/sec を調節して河道への配分を 3900m³/sec とする」

<上記の参考資料=工事実施基本計画参考資料（1968.9）>

p2 「昭和40年9月15日の秋雨前線豪雨による出水は、横山ダムで調節しなかった場合の万石における推定流量は 4913m³/S と、基本高水（4800m³/S）を上回る記録的なものとなった。また、最近大規模な出水が相次いだ結果、従来の基本高水流量の超過率は 1/25 と低くなり、木曽川、長良川とくらべて揖斐川の危険性が大きくなつた・・・基準点万石の基本高水流量を 6300m³/S と定め、このうち 2400m³/S を上流未定ダム群により調節し、万石地点の計画高水流量を 3900m³/S と改訂した。」このときに基本高水は 31% 増大した。

p57 「計画降雨量として流域平均年最大2日連続雨量の超過確率 1/100 の値 395mm を対象とする」

p63 「表17 揖斐川各ダムの計画高水流量と洪水調節方式」

『徳山／横山（既設）／黒津／一之瀬』の4ダム名及び洪水調節計画容量として『徳山ダム 8640 万 m³、横山ダム 1900 万 m³、黒津ダム 2690 万 m³、一之瀬ダム 480 万 m³』となる旨が明記されている。

ところが、03年9月に情報公開請求手続きにより入手した工実参考資料の同ページは、「黒津」「一之瀬」という固有名詞が黒塗りになっている。

★ 1級河川工事実施基本計画 平成6年6月現在=現行工事実施基本計画

p81 「既設横山ダムのほか徳山ダム等の上流ダム群により、2400m³/sec を調節して河道への配分を 3900m³/sec とする」

★ 1996年6月の市民団体の会合での上総周平・当時中部地建河川査官の発言

(河川審答申及び河川法改正の趣旨の説明において) 「これからは環境重視・住民参加で河川管理を行います。」「今後治水計画を変更するときは、流域住民の皆様に情報を公開し(バックデータも含めて)、十分な議論を尽くします。」

★ 徳山ダム審資料等

1995年～97年の徳山ダム審議会及び96年10月と97年2月の当会主催の「建設省との対話」において、中部地建河川部が説明した「揖斐川の治水計画」は、1997年8月発行のパンフ「人の暮らしをささえる 徳山ダム」(建設省中部地建／水公団中部支社)と異ならない。そのパンフのp9に、「徳山ダムと徳山ダムによる洪水調節効果 約1900m³/s」となっている。

「新洪水調節計画」という治水計画変更

(別紙カラー刷り：04.4.29 中部地整資料)

質問主意書と答弁書

☆ 平成十六年八月五日提出質問第五〇号

徳山ダムおよび木曽川水系水資源開発基本計画に関する質問主意書 提出者：佐藤謙一郎

四 河川法からの逸脱行為及び揖斐川の治水計画について

1 河川法によると、河川整備基本方針及び河川整備計画によって、治水面におけるダムの必要性と規模を定めることと定められている。木曽川水系においては、これらはまだ策定されていない。ところが、新しい木曽川水系フルプラン策定に合わせて、揖斐川の治水計画を実質上策定し、治水面での徳山ダムの必要性と規模を定めてしまった。これは、国土交通省による河川法の定める手続きを逸脱する行為であると思われるが、政府のご認識を伺いたい。

☆ 衆議院議員佐藤謙一郎君提出徳山ダムおよび木曽川水系水資源開発基本計画に関する質問に対する答弁書(04.9.14受領)

四の1について

河川法の一部を改正する法律(平成九年法律第六十九号。以下「平成九年改正法」という。)附則第二条の規定により、平成九年改正法の施行の際に平成九年改正法による改正前の河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条第一項の規定に基づいて定められている木曽川水系工事実施基本計画は、平成九年改正法による改正後の河川法第十六条第一項の規定に基づき木曽川水系について定められた河川整備基本方針及び平成九年改正法による改正後の河川法第十六条の二第一項の規定に基づき木曽川水系に係る河川の区間について定められた河川整備計画とみなすこととされている。

なお、本年七月に、独立行政法人水資源機構が行った独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第十三条の規定に基づく徳山ダム建設事業に関する事業実施計画の変更は、木曽川水系工事実施基本計画の変更を必要とするようなものではない。

<資料3>

<04.5.12 第2回木曽川フルプラン部会への「徳山ダムをやめさせる会」意見書の一部>
全文は徳山ダム建設中止を求める会・事務局HP <http://tokuyama-dam.csidc.com/>に掲載

4. 摂斐川の水害対策の下での徳山・横山ダムの

新洪水調節計画案の問題点

在間正史（弁護士）

要約

徳山ダムと横山ダムの洪水調節容量を増量したうえ、両ダムの洪水調節方式を変更する新洪水調節計画案が発表され、1959年9月型洪水で万石地点における河道流量を計画高水流量3,900m³/sにできること、上流ダム計画を中止することが発表された。しかし、根尾川型洪水の場合は、河道流量を3,900m³/sにすることはできないと予想される。上流ダム計画の中止によって、工事実施基本計画は破綻した。

摂斐川の現況河道は、計画河道に比べて、流れにくく、また、河積も小さく、流過能力は小さい。しかし、計画河道に改修されると、流過能力は増大する。また、2mの堤防余裕高があり、実際の河道流過能力は大きい。摂斐川はかなり安全な河道である。

洪水が堤防を越えるのを完全になくすることはできない。摂斐川の水害防止において必要なのは、洪水が溢れても決壊しない堤防や輪中堤によって水害を防止することである。そのためには、徳山ダムの洪水調節と流水正常機能維持の治水用途は中止して、その治水費用は、洪水が溢れても決壊しない堤防構築等に充てられるべきである。

国土審議会水資源分科会は、木曽川水系水資源開発基本計画について答申を行う審議会である。したがって、徳山ダムの有効貯水容量を現行のままにして、新規利水容量を減量して、洪水調節と流水正常機能維持のための治水容量を増量する審議・答申することは権限がなく、できない。新たに、流域委員会等によって流域住民等が主体的にかかわって、木曽川水系河川整備計画が作成される。その後に初めて、国土審議会水資源分科会は、徳山ダムの有効貯水容量や新規利水容量の減量の審議・答申が可能となる。

○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○

5. 摂斐川流域住民として訴える—Due Processの保障を—

徳山ダム建設中止を求める会・事務局長 近藤ゆり子

1995年、木曽川水系水資源開発基本計画に基づく水源開発施設・長良川河口堰はこの地域及び全国の反対運動を押し切る形で運用が開始されました（1993年のフルプラン全部変更の過ちについては「水資源政策の失敗—長良川河口堰—」参照）。しかし反対運動は、何も生み出さなかったわけではありませんでした。いわば長良川河口堰の運用開始強行の

「引き替え」として、河川行政の方向転換を導き、「環境重視・住民参加」をキーワードとする河川法改正に結びつきました。（04年1月16日付け日本弁護士連合会「肱川流域委員会の委員の追加と十分な審議を求める意見書／第2 河川法改正の趣旨と改正法が予定する流域委員会のあり方」参照）

1995年～1997年にかけて行われた徳山ダム建設事業審議委員会と並行して、建設省中部地方建設局河川部は河川法の改正趣旨を積極的に説明して回りました。96年6月の名古屋市本山での市民団体の会合において、上総周平・中部地建河川調査官（当時）は「治水計画策定においては、環境を重視し、住民の方々の参加を得て行います」と熱心に話されました。私は「バックデータも住民に公開して（新たな治水計画を）策定するのですね」と問いました。「バックデータも全て公開します」とはっきりとお答えになりました。

今、木曽川部会に出されようとしている徳山ダムの利水容量の治水容量への大幅振替案（＝新洪水調節計画）は、単に個別の徳山ダムのみの問題ではありません。国交省自身が「この結果、洪水調節機能が大幅に向かうため、基準地点万石上流の現在未整備のダムが不要となる」とし、「全川におよぶ水位低下効果」を主張するものである以上、「みなし」河川整備基本方針・河川整備計画である現行工事実施基本計画の枠を超えるものであることは明らかです。

全ての洪水を河道に押し込めることは不可能であり、大渇水時に使いたいだけ水を使うということも不可能です。どういう「被害」をどの程度受容するか－「治水」は、広範で真摯な議論を通じて流域住民が「選択」する以外にはありません。だからこそ改正河川法では住民参加が強調されたのです。

「新洪水調節計画」は多大な費用をかけた危険な洪水対策（＝愚策）だと私たちは考えます（「バックデータ」は公開されていません）。このような「治水計画の変更」が一切住民が参加することのないフルプラン変更手続きで、事实上決められてしまう（徳山ダムでこの「新洪水調節計画」に基づいた容量振替が決められてしまえば、木曽川水系の河川整備基本方針－社会資本整備審議会、河川整備計画－流域委員会で、そのことを覆すことは極めて困難になります。皆様が仮に木曽川水系に係る社会資本整備審議会小委員会や木曽川水系流域委員会の委員になられた場合をご想像下さい）ということは、明らかに改正河川法からの逸脱－違法行為です。

国土審議会水資源分科会木曽川部会は、このような脱法行為に加担しないで下さい。改正河川法の趣旨に則った正規の手続きによって、木曽川水系の河川整備基本方針・河川整備計画が策定されるまで、国土交通省及び水資源機構が出す「徳山ダムの利水容量の治水容量への大幅振替案」をそのまま呑んだ結論を出すべきではありません。

揖斐川流域住民として、治水計画変更に係る Due Process の保障を切に願っています。

委員の皆様の賛成なご判断をお願いいたします。

以上

平成 16 年 7 月 13 日新潟豪雨災害から 今後の治水のあり方を考える

大熊 孝（新潟大学教授 工学部）

新潟水害の特徴

平成 16 年 7 月 13 日の新潟水害の特徴は、計画規模をはるかに超える大洪水が五十嵐川と刈谷田川で発生し、堤防余裕高に食い込んで流れ、さらに各所で天端を越流するという状況であり、五十嵐川・諏訪地点および刈谷田川・中之島地点で、高堤防を越流状態のまま数分から十数分という短時間で破堤し、激流となって人家を襲い、表 1 のように多数の水死者と家屋の全・半壊という激甚な被害を発生させたことである。

12人の水死者のうち 10人が 60歳以上であり、急激な氾濫に逃げる時間的余裕がなかったことが水死の主原因である。ただ、三条の水死者の中には、破堤氾濫時刻から数時間たって死亡している事例もあり、普段からの独居高齢者の把握や非常時の避難介助を再検討する必要があろう。

全壊家屋は当然復旧に困難を極めているが、半壊家屋にしても一階の天井近くまで浸水し、4ヶ月経った現時点でも住むことのできない家が多く、解体新築を余儀なくされる家も少なくない。なお解体費用は、3.3m²当たり約 3 万円かかり、普通の家で 100 万円を越す状態にある。県・市による被災者生活再建補助金制度では制限なしで全壊 100 万円、半壊 50 万円の支給があるが、国の被災者生活再建支援制度（支給上限 300 万円）では基本的に年金受給者の分まで含め世帯収入が 500 万円以下の場合に支給対象になつておらず、多くの被災者は解体費もまかなえない状況にある。

ここで注目しておきたい点は、越流だけで破堤しなかつたところは、床上・床下浸水もあるが、大きな被害にはなっていないことである。また、下流の信濃川派川の中之口川では計画高水水位を 70cm も超える洪水になり、中之口川沿いの白根市では避難勧告が出され、多くの市民が避難するまでになったことである。仮にこの 2箇所の破堤氾濫がなかつたならば、破堤地点の対岸や中之口川のどこかで破堤していたのではないかと想像され、この破堤氾濫が対岸や下流にとつては幸いであったということである。この点を考慮するならば、今回の被災は本来流域全体で受け持つべき被害を集中して犠牲的に受け持つてくれたと見ることもできるのであり、生活再建支援制度をもっと手厚いものにして良いのではないかと考える。

ダム群の水害軽減効果

次に見ておきたいのは、ダムが水害を防いだかどうかである。五十嵐川には笠堀ダムと大谷ダム、刈谷田川には刈谷田川ダムがある。その諸元などは表 2 に示しておく。

「速報」では、ダムへの流入量と放流量の関係を示し、ダムが有している機能はそれなりに果たしたこと報告した。しかし、多くの被災者から「ダムがあるのにどうして水害になったのか？」、特に五十嵐川では「2つもダムがあり、もう洪水は起こらないものと安心していたのに‥。」と疑問が多く寄せられた。こうした疑問はダムの機能を過大評価していた裏返しであり、ダムの威容やダム建設時の説明などに過大評価を招く要因があったものと考える。

ダムの洪水調節機能を計画降雨の全流出量（流出率 0.85 で計算）に対する貯留量であ

る洪水貯留率で見ると、表 2 のように五十嵐川で 23%、刈谷田川で 4.4% である。今回の豪雨は計画雨量よりかなり大きいので、今回の洪水貯留率はそれぞれ 20%、4% 以下になるであろう。特に刈谷田川の場合、見附市の平野部に出る前でかなりの破堤氾濫があり、その下流にとては刈谷田ダムの調節効果は帳消しになっていたのではないかと想像される。要は、計画を大規模に超える洪水の場合、ダムによって水害が少しは軽減されたかもしれないが、防ぎきれなかったということであり、その限界は明確に認識しておくべきである。なお、これらのダムの 100 年間の計画堆砂量に対する堆砂率を見ると、7・13 洪水後で笠堀ダム 92%（完成後 40 年）、大谷ダム 34%（同 11 年）、刈谷田ダム 107%（同 24 年）であり、いずれ土砂で満杯になるとを考えると、長期的にはダムに依存する治水から脱却することが求められている。

今後の治水のあり方

以上の視点から、今後の治水のあり方を考えてみよう。

まず、今回の洪水は計画規模を大きく越えるもので防ぎきれるものでなかつたことは明らかであり、水害裁判的な責任が問われるものではないと考える。しかし、水死者を出し、復旧の困難な壊滅的被害を集中させたことは、今までの治水のあり方に強い反省が求められる。特に、近年のように計画規模をはるかに超える豪雨が頻発している状況下では、計画を超える超過洪水に対して、被害の集中を避け、分散・軽減させる方策を立てる責任があると考える。

その方策の第 1 は、越流だけなら被害は小さいのであるから、超過洪水の堤防越流は致し方ないとしても破堤を起こさせないことにあると考える。堤防は確かに土でできていて越流すれば破堤を覚悟すべきであるが、今回の洪水でも明らかなように越流した箇所が多いのであるが、そのほとんどは破堤しておらず、それなりに強いということもできるのである。今回の諏訪および中之島の破堤箇所は漏水実績や護岸脆弱で水防計画上危険度の最も高い A ランクに評価されており、弱点があったから破堤したともいえるのである。漏水は堤防が高ければ高いほど水圧が増加し弱点が顕在化していく。まずはこうした弱点を潰しておくことが喫緊の課題でないかと考える。堤防強化の技術は、20 年前なら難しかったが、近年は遮水壁工法やドレーン工法など優れたものが登場しており、堤防強化が十分可能な段階にきていると考える。要は、阪神淡路大震災後の全国の橋梁・高架橋に対する補強対策に倣い、これを堤防にも当てはめようということである。なお会計検査院の指摘によれば、この橋梁等の補強対策は大震災後 10 年たってまだ 3 割程度しか進捗していないとのことであるが、こうした補強に予算を優先的に割くべきでないかと考える。

方策の第 2 は、少し長期的になるが、平成 9 年の河川法改正で第 3 条に明記された樹林帯（図 1 参照）を堤防沿いに設けることである。この樹林帯は伝統的な水害防備林そのものであるが、今回でも破堤地点に水害防備林帯があったならば、流速が弱められ大規模な破堤に至らず、土砂も樹林帯の中で濾過・沈殿され、被害が相当緩和されたものと考えられる。その用地の確保は、今後 40～50 年で急激な人口減少があることを踏まえれば、減反対象の水田などを川沿いに集めることで可能でないかと考える。この対策は現状の縦割り行政では困難と思われるが、超過洪水の頻発に対してはもはや省庁横断的な対策を探る以外に方法はないと考える。なお、家屋の連坦するところでは水害防備林帯用地の確保が至難であると思われるので、絶対破堤させない堤防強化を優先させ、人家が連坦しないところに水害防備林を配置し、超過洪水時にゆっくり越流させ、発生した被害は全面的に補償していく方策を探るべきであると考える。

方策の第3は、逆説的であるが、今後堤防の嵩上げは行わないことである。これ以上高い堤防にして越流氾濫がなくなると下流の洪水位を高めてしまうという悪循環に陥るからである。計画を超えるような超過洪水はめったに起こるものではないが、起きた場合は、今回のように高堤防の破堤による激甚な被害を局部的に集中させるのではなく、破堤せずに、越流氾濫の被害を全流域で分散・分担しようというのである。すでに日本の堤防は十分な高さがあると考える。「治水の王道」はその堤防を破堤させない強化にあると考える。

水防活動について

上記の対策はいずれにしろ短日時に達成できるものではなく、同様な被害が新潟水害後も各地で発生している。こうした被害を軽減するためには、やはり水防活動が重要である。新潟では昭和53年6月にも越後平野全域にわたる水害があったが、その際は見事な水防活動が展開していた。しかし今回は、消防団が活躍したのは事実であるが、十分に手が回らざり、上記の両破堤地点ではほとんど水防活動が行われていなかつたし、水防倉庫の鍵がかかっていて資材の取り出しが遅れたり、資材が手付かずで残っていたり、と水防能力の低下は覆い隠しがたい状況にある。また、床上浸水後に残される泥に対しても、昭和53年水害時には多くに家で水の引き際に簞で水を搔き混ぜ泥を排除していたのだが、今回はこのような活動をする家が皆無ということではないが、こうした活動があまり見られず、被害を激化させていた。その代わりといっては語弊があるが、昭和53年当時は見られなかつたボランティアにその泥を除去してもらったということである。こうしたことに対応するため、家が壊されない場合には「在宅避難」も再検討すべきでないかと考える。

ともかく、災害というのは、文明の世界から原始の状態に瞬間的に放り出されることであり、避難勧告や命令には限界があり、最後は個人の生きる能力に頼らざるを得ないことを肝に銘ずるべきである。そのために下記の「水防五訓」や「個人水防心得五訓」を参考にして欲しいと考える。ただ、高齢者と幼児はそうした能力がないので特別な介助が必要であることは言を待たない。

表1・破堤地点での被害概要

五十嵐川・諏訪地点破堤での被害	水死者9人、全壊家屋1棟、半壊家屋55棟
刈谷田川・中之島地点破堤での被害	水死者3人、全壊家屋15棟、半壊家屋37棟

水防五訓

1. 水防は、地域の守り、地元の仕事。
1. 水防は、日ごろの準備と河川巡視から。
1. 水防は、危険がつきもの、かならずつけよう命綱。
1. 水防は、我慢が肝心、一時の辛抱、大きな成果。
1. 水防は、減水時の破壊多発、油断大敵。

(1991・5・19 大熊作成)

個人水防心得五訓

1. 調べておこう、自宅のまわりの氾濫実績。
1. 大雨きたら、まずあかりと水と食料の準備。
1. ハイテクの自動車浸水に弱し、車での避難、要注意。
1. 潜水のしたの凹凸みえず、片手にころばぬ先の杖。
1. 泛濫の引き際に、泥・ゴミ掃除忘れずに、後始末大変。

(1992・5・29 大熊作成)

1 堤防沿いの樹林帯

堤防の機能を補完、強化すべき区間にについて整備。

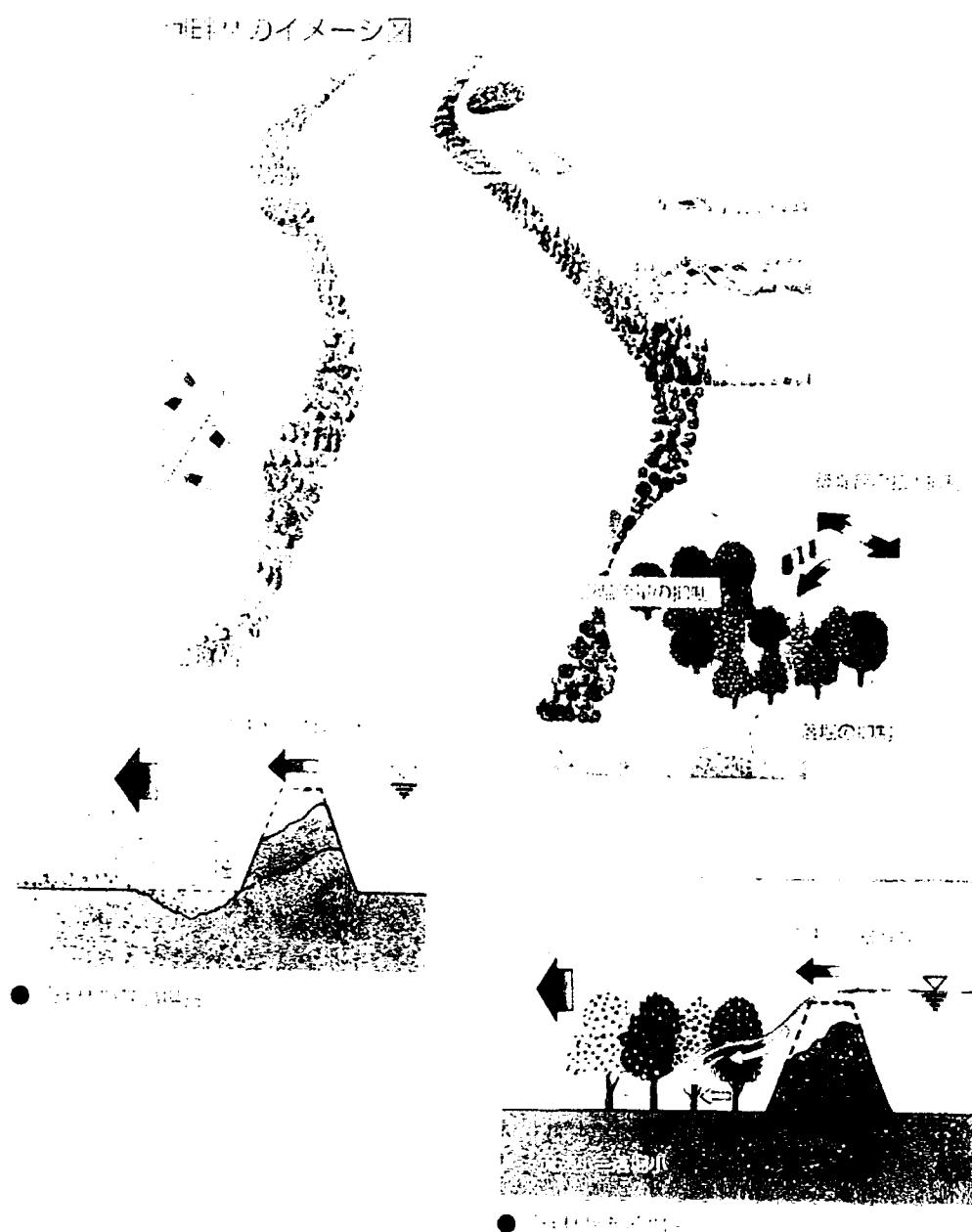


図 1 1997年河川法改正で導入された樹林帯 (=水害防備林)

7・13水害

1230億円 5年かけ改修工事

県と 国交省 五十嵐、刈谷田川など

中、下越地方を襲った「7・13水害」の復旧で県と国土交通省北陸地方整備局は一回、深刻な被害をもたらした五十嵐川（三条市）や刈谷田川（南蒲原・島町）などで1005年度から五カ年かけて水害防止の改修工事を行うこととした。総事業費は一千三百三十億円。

堤防決壊などが起つた部分で河川の拡幅などをを行い、同規模水害に耐えられるようとする。被害地点の強化だけなく、その下流域に当たる白根市などの信濃川についても同時に改理工事を進めることとした。年明けにも地元説明会を行つて、要であると推定。現地での詳細な測量が終り次第、年明けにも地元説明会を行つ予定だ。

五十嵐川の改修は三条市本町一同市諒訪の三・九キロが対象で、川底の掘削で流量を増やすとともに堤防をかさ上げ。川が蛇行している部分については、水がスムーズに流れれるよう川幅を広げる。刈谷田川では、見附市鶴ヶ島・中之島町中の島の約一八・一キロ同川の支流である稚児清水川の約一・二キロが対象。洪水の際に一時的に水をため込むことができる「遊水池」を五カ所に設置し、河床掘削や橋の付け替えなどを計画している。

また、西蒲分水町や白根市なども信濃川下流域の五十嵐川下流域の安全を確保するため、五十嵐川の合流点約一・八キロに亘り、堤防のかさ上げや護岸の強化などを同時に進める。

信濃川は一級河川ですが、日本管理です。
審議会に相当する「新潟県二級河川流域
懇親会の本部員長は大熊先生です。

今回の改修工事は既往復旧工事ばかり

はなく、県の裁量で計画出来ます。

近臣は改修工事は

ございません。国と連絡取る有利なう

いに、放題。遊水地は高さ、二一メートル

にややこしいです。國と連絡取る有利なう
いに、放題。遊水地は高さ、二一メートル
にややこしいです。國と連絡取る有利なう
いに、放題。遊水地は高さ、二一メートル

にややこしいです。國と連絡取る有利なう
いに、放題。遊水地は高さ、二一メートル

にややこしいです。國と連絡取る有利なう
いに、放題。遊水地は高さ、二一メートル

新潟県自然環境保全連絡会に奥胎内部会設立要請

奥胎内ダム部会立ち上げのお願い

土木部ホームページで、10月27日に転流式を行ったと報告されています。新発田、船谷部長が『一部にダムに反対する意見があつたり県財政が厳しい状況の中ではあるが、「奥胎内ダム早期完成要望書」を地域住民の約7割の署名を添えて提出した地元の熱意や「ダムは必要だ」とする地域の声がある限り、説明責任を果たしながら、ダムの早期完成に向けて努力して行きたい』と挨拶したことです。

今やダムが必要だとする学者は一人もない状況で県は仕事と金の欲しい地元行政を味方に工事を強行しようとしています。県に都合の悪い?質問には何ヶ月も答えないで説明責任を果たしているつもりなのでしょうか。

9月県議会で平山前知事は着工中のダムも進度調整すると答えて居ました。12月議会で社民長部県議が一般質問しました。

「奥胎内ダムの基準地点黒川橋の基本高水流量に計算間違がある 正しい計算では奥胎内ダムは不要、必要な河川改修を行えば100年確率洪水で胎内川ダム（昭和53年完成）でさえも不要、と水源連の嶋津暉之氏が発表された。県と計算が合わないのでから両者公開討論会にかけるなりする考えは無いか」との趣旨でしたが、泉田新知事も平山知事と同じく土木部の作成した答弁を読み上げるだけでした。

「過去の水害を契機に計画されたダム」の過去の水害とはいつの水害を指すのか、羽越水害であれば対策としてすでに胎内川ダムが作られているし、S53年56年であれば計画高水の1/3程度の流量の洪水であった、やっぱり計算が合わないから討論会をやつたらどうか」との再質問には「羽越水害の流量は推定計算なので、確実ではない。42年8月を除く他の五洪水を対象に流量を計算し、基本高水流量は妥当であることを確認している。再評価に再度かけるとか公開討論会などは必要が無い。」との答弁でした。「何もしないでダムを作らず もし水害が起きたらあなた方が責任をとるのか」と新知事は述べておりました。ダムを二つも作って大災害を起こしながら責任をとらず 自然災害だと主張している行政が何と言うことを言うのでしょうか。

全く自民党寄り、官僚の代弁をするだけの知事でした。それでも、財政再建団体転落は確実と言われる状況はますます悪化している訳ですから 進度調整のサジ加減にお手並み拝見と言ったところでどうか。特別立法を求めて災害復旧予算の獲得に奔走している知事なのですから 不要不急のダム事業を強行するなど 国家財政を考えても手前勝手過ぎると思います。

自然環境保全連絡会に提案して奥胎内ダム部会を作つて頂き 多くの方にご相談し 御指導御支援を頂きながら 諦めずにダム事業中止への道を進んで行きたいと思います。よろしく御願い申し上げます。

自然放流ダム（ゲートの無いダム）の疑問

洪水時、ゲート操作の難しさ、責任の重さ 等の負担を回避する為、最近作られるダムは殆どゲートがありません。7・13水害時、五十嵐川の大谷ダム（これもゲートなし）は220年に一度の大雨と言われる時に 計画されたピーク流入量毎秒 790 m³には遠く及ばず 每秒 600 m³の流入量で、洪水吐き越流堤迄3米も余裕を残し、400万m³もダムの治水容量を残して放流していました。

奥胎内ダムもゲートがありません。いざと言う時計画通りには役に立たない可能性が大きいのではないかと疑っています。奥胎内ダムが完成すると胎内川ダムの治水容量が少なくなり常時満水位が上ることになっているので却つて危険なのではないでしょうか。

2004年12月16日

奥胎内ダムを考える会 三橋允子

川辺川ダム問題の現状と展望

～農民・漁民・住民がダム建設をストップする～

2004.12.17

1966年（昭和41年）に発表された川辺川ダムの目的は、『治水』『利水』『発電』と言われていますが、社会情勢の大きな変化でその建設目的は全てなくなっています。

日本三大急流として知られる熊本県・球磨川の最大の支流であり、環境省が水質日本一の清流として認定した川辺川に、九州最大級の川辺川ダム計画が発表されて38年。1999年度から4年連続で繰り越されてきたダム本体工事費が、2004年度は計上されませんでした。国土交通省は6年連続でダム本体工事に着手できることになります。

ダム建設をストップさせているのは、利水訴訟に勝訴した農民と、国土交通省の補償案を否決して収用委員会の攻防にまで持ち込んだ漁民と、目的のなくなったダム建設を中止し清流を未来に手渡そうとする住民の闘いの結果です。

●新利水計画はダムなしで！

川辺川ダムから農業用水を引こうとする利水事業計画の事実上の中止を求めて、多数の農家が農水省を相手に裁判を起こした「川辺川利水訴訟」で2003年5月16日、福岡高裁は原告農家勝訴とする判決を下し、計画は事実上白紙に戻りました。

その後から、一つの試みが始まりました。新たな利水計画を検討する「事前協議」では、事業主体の農水省だけでなく、熊本県、関係市町村、利水訴訟原告農家と弁護団、事業推進団体も加わり、一つ一つ関係者の合意を図りながら作業を進める画期的な手法がとられています。

当初、協議は何度も紛糾し、作業が暗礁に乗り上げたりもしました。しかし、30回以上延べ140時間に及ぶ議論を経て、農水省も農家の声に真摯に耳を傾け始めています。

「事前協議」での検討をもとに、農家の意向を聞く意見交換会・集落座談会も昨年7月から4巡、延べ118会場で開催され、ダム以外の水源を探る現地調査も実施されました。対象農家（4321戸）へのアンケート調査も3回実施され、農家が水を必要とする農地面積は約700ヘクタールで、当初計画の約5分の1でした。水需要の分布では、農家が「水を必要」とする地区は虫食い状に点在しています。

今後、事業費・工期・農家負担等を明らかにしながら、新利水計画が川辺川ダムによるのか、ダムによらないのかを絞り込む、集落座談会とアンケート調査が実施されます。過大な水需要に基づいた川辺川ダムによる利水計画は完全に頓挫していることは明らかです。

●熊本県収用委員会、事業認定「却下」を示唆

球磨川流域に漁業権を持つ、球磨川漁協の川辺川ダム漁業補償契約の受け入れ否決を受けて、2001年12月、国土交通省は流域の漁業権の強制収用を求める裁決申請を熊本県収用委員会に対して行いました。

2002年2月から2003年11月まで21回の審理が開かれましたが、川辺川ダムから農業用水を引く利水事業が昨年5月の判決確定で事実上白紙となり、県収用委員会は2003年11月から川辺川ダムに関する審理を中断し、新利水計画の策定を見守ってきました。しかし、新利水計画策定が大幅にずれ込み、今後の見通しが立たないことから、今月25日の審理再開を決定しました。

県収用委員会の塚本侃会長は9月27日に熊本県庁で会見。「ダム計画の変更をいつまでも見守るつもりはない」と述べ、国土交通省が利水事業の見直しを受けた同ダムの変更計画を一定期間中に示さない場合は、収用申請の却下もあり得ることを示唆しました。

土地収用法の改正で、収用委員会は2年程度で結論を出すことが定められ、川辺川ダムの収用審理は来春で期限切れとなります。川辺川ダムの収用申請が「却下」された場合、2000年12月の川辺川ダム事業認定そのものが無効となります。事業認定が否定されるということは、川辺川ダムの「強制収用」が不可能となることはもちろん、川辺川ダム基本計画そのものの「公益性」が否定されることに他なりません。また、ダムの計画変更手続きには、県知事の意見を聞き、県議会の同意等が必要です。川辺川ダム中止の可能性は、非常に

高くなっています。

●住民討論集会と森林の保水力検証

住民側専門家による川辺川ダム治水代替案の発表をきっかけに、熊本県は2001年12月「川辺川ダムを考える住民大集会」を開催しました。国の直轄事業に対し、事業者(国土交通省)と住民が同じテーブルにつき、多くの住民の参加のもと、熊本県がコーディネートして事業の是非を議論するこの形式は、全国にも例がない画期的な試みです。2回目からは国交省が主催して、これまでに治水と環境をテーマに9回開催されてきました。その中で、治水上川辺川ダムが不要なことや、川辺川ダムが流域の環境に悪影響を与えることが次々と明らかにされています。

この住民討論集会でも、討論集会の期日や場所から、討論の内容などを検討する「事前協議」が熊本県のコーディネートで開かれ、事業主体の国交省だけでなく、ダム反対と容認の住民、諸団体等が加わり、一つ一つ関係者の合意を図りながら作業を進める画期的な手法がとられています。

昨年12月の第9回討論集会で、熊本県・国交省・住民で流域の森林の保水力調査を進めることができた合意されました。それに基づき、実験の方法や場所などについて8月まで十数回におよぶ事前協議と専門家会議が開催されました。現在、大雨時に地表流の観察実験を実施中です。9月の台風18号、21号での実験結果、自然林と人工林とでは地表流の発生に大きな開きが出ました。今後も実験を継続し、森林の保水力が、どのように洪水時の流量に結びつくか、検討を進めることになっています。

●川辺川ダム総事業費の増額問題

8月6日、計画中の川辺川ダムの事業費が、現在の2650億円から3300億円あまりに膨らむことが、国土交通省の内部文書で明らかになりました。

国交省は、「利水事業の事前協議で表明すれば大騒ぎになるが、基本計画の変更時に表明すれば熊本県の反発を招く」と内部文書に記していますが、公共事業が住民の税金で、住民のために行われるのであれば、このような隠ぺいは絶対に許せないことです。また、熊本県の負担は145億円も増加します。破綻寸前の県財政が、その負担に耐えうるわけがありません。

9月9日の説明会などで、「3300億円の増額はあくまで個人メモ」と説明してきた国交省が9月22日、総事業費はやはり3300億円であることを明らかにしたことに対して、潮谷義子・熊本県知事も不快感を表明しています。

●清流を未来に！

流域の河川改修が進み、未改修の一部の地区を除けば、今では過去最大の洪水が来ても球磨川からあふれません。多くの流域住民は過去の経験から、大雨の時にダムに限界までたまつた水が一気に放流される時の増水を恐れ、ダム建設に反対しています。危険なダム建設に頼るのではなく、人工林の間伐をすすめて山林の保水力をさらに高めることや、河川の浚渫や堤防の強化をするなどの総合的な治水により、水害に強い地域づくりを進めていくことが求められています。そのほうが安全で環境にやさしく、地域振興にもつながります。

にもかかわらず、国土交通省は八代市の萩原堤防の強化事業であるフロンティア堤防事業を中止し、川辺川ダム総事業費を3300億円に増額するなど、あくまでもダムによる治水に固執しています。

川辺川ダム事業は、ムダな公共事業の象徴であり、各種世論調査の結果を見ても住民の多くは川辺川ダム建設中止を求めています。問題がここまで複雑・長期化し、水没予定地・五木村をはじめ多くの住民がダム問題に翻弄され続けた理由は、行政が住民の声を無視して事業を進めてきたからです。

今後、川辺川ダム建設の「受益者」とされている下流域住民のダム不要の意志をより鮮明に表し、「被害者」とされている五木村民や球磨川漁協の本来の意志と結び付けるとともに、これをさらに広い国民の世論で包み、ダム建設を完全中止に追い込んでいくことが、私たちの世代に課された責務ではないでしょうか。（文責・緒方紀郎）

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域都市民の会 TEL/FAX 0966（22）3917

ハッ場ダムをストップさせる住民訴訟スタート集会

去る12月5日に東京・渋谷で「ハッ場ダムをストップさせる住民訴訟スタート集会」が開かれました。11月4日から29日にかけて、茨城、埼玉、栃木、東京、千葉、群馬の住民が各都県を相手として各地方裁判所に「不要で有害なハッ場ダム事業に対する費用負担は違法である」とする住民訴訟を起こしました。本集会はこの一斉住民訴訟を踏まえて開催したものです。この集会には約250名の方が参加して、熱気にあふれた議論が展開されました。住民訴訟の今後の展開、治水面の不要性、利水面での不要性、ダムの危険性について講演、報告、ディスカッションが行われました。その中でとりわけ、ダムの危険性については地質の脆弱さをはじめて聞いて、こんなに危ないところにダムをつくるとは本当に恐ろしいという声が多く寄せられました。集会の終わりに、次の集会宣言が読み上げられ、これから住民訴訟を戦い抜く決意が確認されました。

提訴日 原告の人数

11月4日	茨城 21
11月4日	埼玉 32
11月9日	栃木 21
11月22日	東京 44
11月29日	群馬 21
11月29日	千葉 52
計	191



04.12.5 ハッ場ダム住民訴訟

スタート集会 集会宣言

ハッ場ダム計画、これはなんと愚かで無駄な事業でしょうか！

計画より半世紀、現地の人々の生活を破壊し、山を切り崩し、沢を埋め立て、税金を湯水のように投入し続け、それでも今なお、ハッ場ダムは本体工事着工の目途すらたっていません。首都圏もこれからは人口減少の時代に入り、新たな水源開発の必要性はとっくに無くなっています。利根川による洪水の防止にも、ハッ場ダムは何等の有効性も持ちません。それなのに、この日本一の金喰いダムは、国民に約9千億円、いざれは1兆円を超える負担を強いることは必定です。



川の流れをせき止め、国の名勝である美しい吾妻渓谷を台無しにしてしまうハッ場ダム、地滑りやダム決壊などの大災害が起きる危険性をつくり出すハッ場ダム—子孫に取り返し

のつかない負の遺産を残すダム事業を何としても見直してほしい、長年の苦難を耐え忍んできた地元の人たちが未来ある生活を取り戻すためにこそ税金を投入してほしい、そのような私たちの思いを結集して、去る9月10日、5,400人の住民が関係各都県にハッ場ダム計画からの撤退を求める住民監査請求を行いました。

この監査請求に対して、各都県の監査委員は審理もせず、門前払いというべき却下または棄却の結果を出しました。監査請求制度は一体何のためにあるのでしょうか。監査委員は何のために存在しているのでしょうか。監査事務局、官僚の操り人形になっている監査委員に対して、私たちは強い憤りを覚えます。

このような民主主義の危機を開拓したいとの思いをこめて、11月、私たちは、各都県がハッ場ダム計画から撤退すること、すなわち、ハッ場ダムの中止を求める住民訴訟を一都五県で起こしました。法廷の場には被告の各都県だけでなく、事業主体である国土交通省をも引きずり出して、ハッ場ダム計画の欺瞞性、問題点を徹底的に追及していくこうではありませんか。

もちろん、裁判の審理だけではハッ場ダム計画を中止させることはできません。「こんなにひどいダム計画がなぜ中止にならないのだ！」という怒りの声が裁判所を取り巻く状況になってこそ、まっとうな判決が期待できます。

現在、ハッ場ダム反対の声は、日を追うごとに大きくなり、賛同の輪が急速に広がっています。全国の、また世界の脱ダムの動きとも連帶してこの勢いをさらに拡大し、ハッ場ダム計画の息の根を止めるまで、私たち首都圏住民は共に手を携えて闘いぬきましょう！

上毛新聞 2004年12月6日

ハッ場ダム反対訴える

東京で6都県の住民集会

国土交通省が長野原町に建設中のハッ場ダムへの負担金は違法として、ハッ場ダムをストップさせる市民運動がダム建設反対を訴えた。ハッ場ダム住民訴訟格会主催)が五日、東京・渋谷で開かれ、三百人がダム建設反対を訴えた。ハッ場ダム住民が集まつた。スタート集会(ハッ場ダム

へも自向けなければな
てきた長野原の地元住民
く、長犠牲を強いられ
を説明。「法廷だけでな
た。
集会では、原告団の弁
護人が訴訟の意義や展望
を述べて開かれた。
住民が支出差し止めを求
める訴訟を起したこと
同日に本県を含め事
業費を負担する六都県の
負担金は違法として、ハッ
場ダムをストップさせる
市民運動がダム建設反対を
訴えた。ハッ場ダム住民
訴訟格会主催)が五日、東
京・渋谷で開かれ、三百人
がダム建設反対を訴え
た。ハッ場ダム住民が集ま
つた。スタート集会(ハッ
場ダム

6都県の住民が集まつた集会

には新潟の大熊孝教
に頑張ってほしい」と参
加者に協力を求めた。
パネルディスカッション
には、吉澤渓谷
は天然ダムと同じ。ダム
建設でどれだけ洪水調節
作用が高まるか調べるべ
き、「建設予定地の岩
盤は亀裂があり、そもそ
もダムができるのか疑
問など、利・治水画面
から反対意見が出され
た。



関東6都県で広域住民訴訟

公共工事をめぐる異例の広域提訴の背景には、自治体行政に対する納税者の不信や不満がある。

1兆円事業・ハッ場ダムへの「不信」

国土交通省が群馬県長野原町八ツ
場に計画中のハッ場ダムをめぐり、
関東1都5県（東京、埼玉、千葉、
茨城、群馬、栃木）の納税者らが、
前例のない広域訴訟を六つの地方裁

判所に次々に起こしている（表）。
原告は、一般市民、地方議員、全
国市民オンブズマンのメンバーであ
る弁護士ら。「ハッ場ダムをストップ
させる市民連絡会」を組織して準備
してきた。石原慎太郎（東京）、
上田清司（埼玉）、堂本暁子（千葉）

ら6都県の知事と水道事業の管理責
任者をそれぞれ相手取り、必要なな
い事業に公金を支出するのは違法と
して、「公金で負担金を支出するの
は違法だから中止せよ」「過去1年
間に支出した負担金を返還せよ」と

訴えている。

根拠は米国の「納税者訴訟」を参考に制定された地方自治法242条

だ。県や市町村の首長や職員が違法
な支出をした時、その差し止めや損害賠償を請求できると定めている。

半世紀前の計画

問題のハッ場ダムは1952年に計画された。利根川の上流、吾妻川を堰き止め、都市用水の供給（利水）と洪水の防止（治水）に役立てる狙いだ。だが、「半世紀を経た今、その両面で必要性は全くなくなつた」と原告は主張する。

ます、利水に關しては、かつて首都圏の水需要は増える一方だった
が、今や節水機器の普及と漏水防止

の徹底によって一人当たりの消費量は減り、人口は微増なのに水需要は減少しつつあると指摘する。首都圏の人口が減少する2015年頃になれば、水余りはいよいよ顕著になるだろう。

また、治水に関しては、原告は、

ハッ場ダムが必要な根拠としている
国の治水計画に疑問を投げかける。

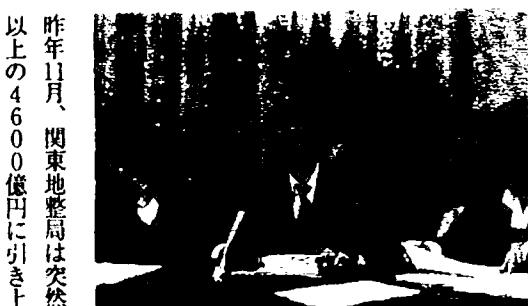
国土交通省関東地盤整備局は「2000年一度という豪雨が降ったとき、利根川の中流部の流量は毎秒2万2000tにもなる」と想定して治水計画を立てている。これに対し、原告は「想定は余りに過大であり、よ

り科学的な手法で計算すれば中流部の流量は1万6000t前後にしかならない」とみる。関東地盤整備局の治水計画では1万6000t分は河川の改修で調節することになつていて

いた。だが、「半世紀を経た今、その両面で必要性は全くなくなつた」と原告は主張する。

豪雨にも対応できるといふのだ。
見逃せないのは事業費の急騰だ。

従来2110億円とされてきたが、



さいたま地裁への提訴後、記者会見する市民団体のメンバーら（11月7日）

エコノミスト

よう監査委員に求めた。請求人は計

約5400人と住民監査請求では異例の規模となつた。

しかし、6都県の監査委員はそろつてこの請求を退けた。ほとんどは実質的な審議をしないままの「門前払い」だった。

埼玉県の場合、1回目の監査委員会議の冒頭、事務局が請求の内容を説明。委員の「却下」ということになると、委員の「却下」ということになると、「法の定める要件を満たしていないと思われます」と回答し、審議は事実上終わった。その後ある委員が「却下の判断とは別だが、二千数億円が四千数百億円になるというのでは、国の計画もひどい」と発言したもの、それ以上の追及はなかつた。

2回目の会議は、請求人への通知や棄却の理由づけをどうするか、をめぐる議論に終始している（以上、議事録による）。

眠る議会と死んだ監査委員

東京都にいたつては、たつた1回の会議で「請求は知事の政策判断に対する独自の見解を述べたものであり、行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示したものとは認められない」と判断、「監査は実施しない」との結論を出した。議事録はいる。

「ない」という。

都県の監査委員は知事が議会の同意を得て選任する決まりで、埼玉県を例にとれば、議員から2人、非議員から常勤が1人、非常勤が1人選ばれている。常勤の監査委員は月額86万円もの報酬を得ている。にもかかわらず、事務局の結論を追認する程度の監査しかしないのでは、存在価値を疑われても仕方がない。

地方自治体の首長は米国の大統領に似た強い権限をもつため、その行為をチェックするために議会や監査委員が置かれているが、実態は「眠る議会と死んだ監査委員」である。

こうした経緯から、異例の広域提訴となつた。弁護団は弁護士45人が手弁当で参加。全国市民オンブズマシン絡会議前代表幹事の高橋利明弁護士と現代表幹事の大川隆司弁護士を中心に、裁判では公共事業のあり方を根本から聞いたと意気込んでいる。6地裁での裁判は来年1月25日の水戸地裁を皮切りに始まる見通しだ。

市民の動きに押され、政界も動き出している。民主党が、八ッ場ダム建設中止をめぐり建設に反対する市町側は、首都圏の人口減少で治水・利水上の建設の必要性がなくなったダム（深沢洋子代表）のメンバーが二十一日、石原慎太郎知事らに負担金支出の差し止めを求める訴訟を東京地裁に起つた。住民側はこれまで茨城、埼玉、栃木の三県で同様の訴訟を起しており、月内に群馬・千葉・西県でも提訴を予定している。

産経新聞 東京版 2004年11月23日

日経新聞 夕刊 3面

2004年11月22日

都負担金停止を

建設反対の市民団体提訴

負担金差し止め求め提訴
ハツ場ダム建設で群馬・上流に国と二都県が出資

ダム「ハツ場ダム」は治水上も利水も不要だとし、東京都民四十人が十二日、都知事などを相手に建設事業費の負担金支出の差し止めを求める訴訟を東京地裁に起こした。訴状によると、ハツ場ダムの建設事業費は約四千六百億円に上る。され、東京都の負担金は治水分と利水分を合わせ約八百三十億円の予定。

国土交通省が群馬県にて増えた。都負担は五百億円超とみられ、原ぐり建設に反対する市町側は、首都圏の人口減少で治水・利水上建設の必要性がなくなったダム（深沢洋子代表）のメンバーが二十一日、石原慎太郎知事らに負担金支出を停止するのを違法としている。さらに過去一年間、事業に、負担金を支出をいためコメントは控えるが、ダムは湯水に対する安全度確保に必要で、利根川の洪水に対しても重要な施設と認識している。

建設中のハツ場ダムをめぐり建設に反対する市町側は、首都圏の人口減少で治水・利水上建設の必要性がなくなったダム（深沢洋子代表）のメンバーが二十一日、石原慎太郎知事らに負担金支出を停止するのを違法としている。さらに過去一年間、事業に、負担金を支出をいためコメントは控えるが、ダムは湯水に対する安全度確保に必要で、利根川の洪水に対しても重要な施設と認識している。

建設中のハツ場ダムをめぐり建設に反対する市町側は、首都圏の人口減少で治水・利水上建設の必要性がなくなったダム（深沢洋子代表）のメンバーが二十一日、石原慎太郎知事らに負担金支出を停止するのを違法としている。さらに過去一年間、事業に、負担金を支出をいためコメントは控えるが、ダムは湯水に対する安全度確保に必要で、利根川の洪水に対しても重要な施設と認識している。

日本一高額 ハツ場ダム



吾妻川の下流側から見たハツ場ダム建設予定地。01年6月、群馬県長野原町で本社へりかひ

流域丸ごと訴訟

国土交通省が群馬県長野原町に建設を進め
るハツ場ダムについて、先月末までに市民団
体が埼玉を含む首都圏一部に対し公金
支出し止めを求める住民訴訟を一斉に起
こした。建設地だけなく、下流の自治体も
加わったこれだけの規模の訴訟は史上初めて。
日本一高額なダムの必要性や首都圏の水
政策を巡り、自治体と市民団体の意見は真っ
向から対立している。

(清井聰)



6都県で「公金NO」

「ハツ場ダムは無駄の象徴。公共事業のあり方を根本から問い合わせる三郷市の島津雅之氏は提訴だ」。原告団を率いる三郷市の島津雅之氏は提訴をそれを立証つけた。
島津氏らの「ハツ場ダムをスッキリさせる市民連絡会」は一般市民やオーナーの弁護士など
が参加して今年、6都県で相次いで発足。9月に本県や猪山ダム(岐阜)
訴訟は川辺川ダム(岐阜)

譲れぬ争い

5千人以上を集めて各都県で住民監査請求を一斉に行い、いずれも負けた。それで提訴に踏み切った。

ハツ場ダムを利根川水系最後のダムと位置づける国や自治体にとっても6都県のうち一つでも敗訴されば、首都圏の水政策が描かなければ。双方とも譲れない争いだ。

ダムを巡る過去の住民訴訟は川辺川ダム(岐阜)がある」と主張する。

水道用水の確保。県は2015年度で県人口72万人、一人1日当たり8万人に、一人1日当たり最大給水量429㎥とする水需要の予測を昨年にまとめ、ダム参加の根拠とした。

しかし、原告側は「予測が過大」と批判する。90年以降は節水機器の普及などで一人1日当たりの最大給水量は漸減傾向にある。最近の実績値である2002年度の410㎥により増えるとする県の予測は誤りだとこうだ。

県は「核家族化の進行など増加要因もある」と当面は予測を維持する構え。県の水資源はまだだけに許された農業用水からの転用が多く、「冬の取水はダム参加が前提」といふ国の水利権行政に関する別問題もある。

洪水対策の面でも主張は対立する。ハツ場ダムは含めた利根川の治水計画が想定する洪水量は群馬県伊勢崎市内の基盤地

川で今47年のカスリン台風と同じ所が決壊すれば被害額33兆円との試算がある」と主張する。

原告からの住民監査請求を受けて開かれた9月の県監査委員会議。議事録を見ると、委員の最初の発言は「却下どころか」となるのか」だった。

県内原告団の藤永知子代表は「最初から我々の主張を理解するつもりがないのではないか」と憤る。

一方の県も「地方負担の軽減など、国との様々な交渉も諒恕になれば棚上げせざるを得ない」と懇意度を強化させていく。

同ダムの第一の目的は異なる予測

ハツ場ダム 利根川上流 基礎が最終段階。本体工事

の吾妻川 工事に着手が未着手で、完成予定期は2010年。建設費4600億円、総貯水容量3億3千 cubicメートル。日本一高額なダムとなる力式コンクリートダム。52年から半世紀を費やして今年、用地取得の補償田などを見込まれている。

需要・治水、真っ向対立 県と原告側 需要・治水、真っ向対立

需要・治水、真っ向対立

県と原告側

需要・治水、真っ向対立

県と原告側

年明け論戦

原告からの住民監査請求を受けて開かれた9月の県監査委員会議。議事録を見ると、委員の最初の発言は「却下どころか」となるのか」だった。

一方の県も「地方負担の軽減など、国との様々な交渉も諒恕になれば棚上げせざるを得ない」と懇意度を強化させていく。

注目の訴訟の審理は来年1月下旬の水戸地裁から開始。始まる。さいたま地裁では2月下旬に第一次の口頭弁論が開かれ原告側の意見陳述が行われる予定だ。

報告：台湾ダム代替案国際会議

まさのあつこ

台湾のNGO「美濃愛郷協進会」が主催したダム代替案国際会議（10月15日～17日開催）に行ってきました。「Beyond Dams」（中国語では「国際河流会議」と名付けられたこの会議に、東アジアから台湾・韓国・日本・香港、東南アジアからベトナム・タイ・ビルマ・タイ・カンボジア、そしてアメリカからダム問題に取り組むNGOが出席。この国際会議では、日本からは1日目に、徳島県吉野川の運動を盛り上げた姫野雅義さんが、ダムに替わる「緑のダム」の研究・発表を行いました。2日目はフィールドトリップ、3日目には「People's Struggles and Participation」（人々の闘いと参加）というテーマを与えられて、私が日本の脱ダム傾向についてプレゼンをしました。

フィールド・トリップ（10月15日土曜日）

台湾2日目、台北からバスでRWESAメンバーと共に南へ出発。

【石門水庫】（中国語ではダムは「水庫」）

台北から約1時間半、桃園にある石門ダムに到着。石門ダムは、台湾北部の主要なダムの一つで、全国で三番目に大きい。9月から10月にかけて吹き荒れた台風による豪雨で2000万立米の土砂がダムに流入。（おびただしい量だ！東京ドームの16杯分だ！）通常の年間堆砂量の14倍、過去41年で堆積した土砂の35.8%に相当するそうだ。

取水口がふさがり、桃園の都市用水は断水に見舞われた。洪水なのに断水という皮肉な現実がここにもある。台湾政府の経済部水利署（日本で言えば国土交通省河川局のようなものだろう）の最優先課題は、このダムの堆砂を取り除き、寿命を延ばすことだそうだ。現在は、ダム上流から水をくみ上げ大きなパイプで水を運んでいる。さらに上流にダムを造り直す計画も持ち上がっているとMPAメンバーから聞かされた。



【湖山水庫】

次に訪れた湖山ダム予定地では、雲林（ウンリン）野鳥の会や湖山ダム反対全国連盟の人々たちが迎えてくれた。野鳥の会の吳世鄉さんが、ダム計画、目的、影響などをパワーポイントで説明してくれた。

湖山ダムの予定地は、八色鳥（Fairy Pitta）の生息地だ。台湾に夏、南から渡ってくる渡り鳥で、野生生物保護法で絶滅危惧種に指定されている。それだけではない。台湾政府の農業委員会が雲林野鳥の会に委託して行った調査により、湖山ダム予定地は、世界で最も八色鳥の生息密度の高い地域だと分かったというのだ。

山の中のダム予定地に着いてびっくり、どんな川かと思ったら、足でまたいで渡れる程度。伏流しているところは見ての通り、水がほとんどない（写真参照：皆は河床の上に立っている）。乾期だとはいえ、歩いて二歩で渡れる川にダムを作ることの非効率を考えると、八色鳥でなくたって首を傾げる。草の生え具合から見ても、雨期でも大して水がないことを物語っている。ダム以外の手段で水資源を確保した方がより経済的ではないかと、一見して思わざるを得ません。

吳さんからは地盤が悪いという説明があった。海外から来た面々は皆、それぞれ、自国でどんな場所がダムに狙われるのかを思い出して息混じり。しかし、だからこそ、「国境を越えて知恵を集めていっしょに連携しよう」とRWESAのファシリテーターのジョアンが吳さんにエールを送り、最後は皆で、「ダムにNO～」と腕をバッテンのポーズで決めました。（写真左）



美濃愛郷協進会/美濃ダム反対運動を 訪問・取材 (10月18日、19日)



(写真：美濃ダム建設予定地を望む)

写真の畳の向こう、向かって左側に三角にとがった山のピークが見えますか？美濃ダムはこの左の山のピークから右の手前の山へと線を引っ張っていたところに、美濃ダムのコンクリートの壁が来る計画でした。

「反対運動を始めた長老達に会いたい」という私のリクエストに、ダム反対運動の中心となった長老たちが集まってくれた。

「高さ147メートル、横230メートル」とダム計画をそらんじて教えてくれるのは、林瀛芳さん。林さんの情報から、美濃ダム反対運動のクライマックスの一幕を簡単に整理すると次のようなことになる。



(写真：美濃ダムの説明を始める林さん)

国会前で抗議デモ

1999年5月27日と28日、林さんたちは立法院（日本で言う国会）にダム予算を削除するよう抗議デモを行った。「夜の12時に美濃を出ました。朝の6時に（台北に）着きました。それから皆で、立法院の前に立った」と林さん。

狭いバスに揺られてぎゅうぎゅう詰め、疲れるわ、眠いわ、腹は減るわ。おまけに立法院に着くと、雨が降っていた。林さんたちは『お願いします』と声を張り上げた。しかし、議員たちは雨の中、足早に通り過ぎて建物の中へ入っていく。

手弁当で駆けつけた林さんたちは対照的で、ダム推進派は32台のバスでゆったりと到着した。彼らは高級ホテルに泊まり、美味しいものを食べて、次の日はどこかのダムを見に行った。水資源局がスポンサーになっていたという。彼らの垂れ幕には、「食べ物あります。おやつがあります。褒美もでます。一緒にデモをやりましょう」とあった。

推進派が台座に登りマイクを握ろうとすると、反対派が引きずり降ろす。もみくちゃの大変な騒ぎだった。

お気に入りのエピソード

私のお気に入りのエピソードは、反対署名を集める過程だ。「一軒一軒回って賛成反対を調査した。美濃の人口は4万7千人。全員に反対か賛成かを聞いて回った」。この偉業を成し遂げた中心は、農作業の合間を縫って動いた女性達だ。その結果、72%、3万4238人の反対署名が集まったのだと。



(写真：美濃ダム反対連盟の事務所)

このIP'リードに関するさらなる私のお気に入りは、美濃愛郷協進会初代理事長、鍾鐵民さんの語りだ。

「（運動を始めた）初期の頃は、ダムを作ることは良くないことだということを分かってもらうのが難しかった。分かってもらえたから、全戸調査もできた。そうでなければ、反対署名を多く集めることはできなかっただと思う。反対署名を最初の頃にやっていたら、きっと、ダムは良いものだと思う人が多く、賛成という意見が多くを占めただろう」という

のだ。一朝一夕の運動ではなかったのだ。

これは、「運動を始めたころ、一番大変だったことは、何ですか?」という私の質問の中で飛び出した答えの一つで、「一番大変だったのは、一地域の問題を、どう全体の問題にしていくかだった。美濃の多くの人は、ダムができた方がいいと思っているのではないかと思った。だから、19ある各里(各集落)で、ダムとは一体どういうものなのか、ダムができることはどんな結果をもたらすのか、説明会を開いて、みんなで把握していくこと、そして力を集めていくことから始めた。始めた頃は、あなた達は自分勝手だ。自分のところにダムを作りたくないのだろうと言われた。初期の頃は、ダムを作ることは良くないことだということを分かってもらうのが難しかった。分かってもらえたから、全戸調査もできた。そうでなければ、反対署名を多く集めることはできなかつたと思う。反対署名を最初の頃にやっていたら、きっと、ダムは良いものだと思う人が多く、賛成という意見が多く占めただろう」

時間と熱意をかけて、何が真実かを伝えながら皆で考えていくこと。何事もこれより他に方法はないのだ。

陳水扁を応援

そして、反対運動は次の段階を迎える。

推進派と賛成派がぶつかり合ったデモの翌年、2000年3月18日に行われた総統選選挙で、野党だった民進党の陳水扁政権が誕生したのだ。

実は、陳水扁は、1999年2月に美濃を訪れた際、僕を応援したらダムは作らないと約束をしていた。「この時は陳水扁が当選するとは思っていなかった。国民党を倒すためには彼を支持するしかなかったのだ。他に選択肢はなかった。」そして、彼らは陳水扁を応援、陳水扁は当選した。当選してお礼参りに来た時の陳水扁の第一声が「ダムは作らない」だった。

「社会運動は必然的に政治運動にならざるを得ない。そうでなければ何も変えられない」という初代理事長・鍾鐵民さんの言葉。一から運動を作り上げた人が言う言葉だからこそ重い。もっと重く響いたのは、鍾鐵民さんが私に語った締めくくりの言葉だ。

た。そこに若い人が参加して、運動が盛り上がり上がっていった。そしてこの運動は、美濃の地方自治、住民自治の運動へと変わり始めたのだ。「故郷を守るのは、これから長く続く運動だ」と。



(写真:長老達と、運動を引き継いだ若者たちの合同写真を撮らせてもらいました。守り抜いた山の風景を背景に。)

二代目理事長、現理事長、そして現事務局長など、もっといろいろな話を伺うことができました。

帰国後、消化不良だった部分がこなれてきました。それは何かと言えば、美濃の運動と切り離すことができない台湾の歴史です。台湾で1949年以来敷かれていた戒厳令は1987年に解かれました。戒厳令とは、統治者批判ができないことを意味します。

それまで国民党に対して物が言えなかつた人々の「言論の自由」(=政治・思想・信条の自由と言ってもいいでしょう)の歩み、つまりは民主化運動(=改めて考えてみるとこれは、政治・思想・信条の自由のある生活を進めることですね)と、美濃の運動を、切り離して考えることはできないわけです。まさしくこのことを二代目理事長から聞いたとき、私は、理解できませんでした。

1987年から2000年、なんという短い間に台湾は多くのことを成し遂げたのか。そしてその間に、なんと大きな運動を美濃の人々は成し遂げたのか。

別の深さの感動が、今、私の中に押し寄せています。

言論の自由も、政治・思想・信条の自由も、当たり前のものとして持っていたつもりの私にとって、美濃の運動の重さを受けとめることは、改めて、自分が持っている言論・政治・思想・信条の自由の価値に気づく体験となったわけでした。

編集(氏家雅仁)注:本稿は政野さんのブログ「ダム日記2:河川法を改正しようヨ~」に発表された台湾報告日記を編集したものです。詳しくは以下をご参照下さい。
http://www.viva.ne.jp/blog/wonwonatsuko/archives/cat_international.html

台湾国際会議 & RWESA 運営会議報告

台湾ダム代替案国際会議と、RWESA 運営会議（18 日・19 日開催）に参加したので報告する。

1. 台湾ダム代替案国際会議（10/15～17 開催）

ダム時代を越えて、新しい河川管理を議論することを目的に、この国際会議が開催された。

主催者：MPA

政野さんの報告にあるように、主催は美濃愛郷協進会（MPA）。MPA は、台湾南部の美濃町（人口 4 万人程度）の住民団体で、専従職員を何名も持っている。美濃ダム計画に反対することが設立の大きな柱となっているが、ダム反対ばかりではなく、美濃に固有に残っている客家文化を保全・継承するために活動している。

MPA は、美濃ダム凍結をもたらした活動実績により、台湾における河川環境保護団体のリーダー的な役割を担っている。元専従職員からは、政府の秘書や自治体職員として人材が抜擢されており、活動は行政内部からの改革に及んでいる。

国際会議の目的と参加者：

この国際会議は、RWESA の運営会議にあわせて企画された。せっかくアジア各国のダム反対・河川環境保護の活動が台湾に集まるので、諸外国における状況や活動実績を学ぶ良い機会として企画された。

参加者は、各国の RWESA 運営委員、台湾の河川運動・環境運動 NGO、各地のダム反対団体、学者、政府高官（利水署）、ジャーナリストなど。

おおよその目的は、以下のように整理

- ・ダムの問題点と、ダムによらない河川管理の方法、アジア各国の事例を学ぶ
- ・日本の河川法や吉野川の成功事例を学ぶ
- ・世界ダム委員会報告書・勧告を周知する
- ・台湾におけるダム問題を明確に示す
- ・ダム代替案の提案
- ・台湾における河川運動のネットワークづくり

日本からは、吉野川シンポジウムの姫野さんが吉野川の運動の成功事例と緑のダム研究成果を発表した。また、政野さんが日本におけるダム問題と住民運動について発表した。他に、日本からは FOE-J の清水さん、台湾大学博士課程の星さん（MPA をテーマとして研究中、通訳としてボランティア）、氏家が参加した。

感想

事例発表とパネルディスカッションを様々なテーマについて繰り返す構成になっていた。水源連の総会とは全く違う形式で、おもしろい。水源連でも、このようなシンポジウムを開催できないだろうか。

ダム開発を所管している政府の利水署の長官が単身で参加していた。住民対応から逃げ回る四国地方

水源連事務局国際担当： 氏家雅仁

整備局河川部長と比べると、政府の姿勢に大きな違いがみられる。ダムは必要だと姿勢は崩さないが、少なくとも住民へも顔を向けている。

台湾は、社会システム構築のためにいつも日本を注視研究している。日本も台湾から学ぶ必要がある。

2. RWESA 運営会議（10/19、10/20 開催）

2-1. 事務局長からの報告： ジョアン

CC のミーティング後、オックスファーム・アメリカ（OA、助成金を支給している財團）に提出された今後 2 年の計画と OA に対する最終報告の作成に取りかかった。OA は、RWESA への 1 年間の支援を約束したが、2 年目の申請までに組織の発展を求められた。

2-3. ウエブマスターからの報告： ケビン

Web サイトがあまり活用されていないので、情報交換をしたい。また、Email を通じた代替案に関する議論を始め、まだ軌道に乗ってはいないが、地元コミュニティーに根付いた代替案を発信したい。

2-4. WCD 市民ガイドについての議論

来年は WCD 報告書 5 周年にあたるので、これ機に更なる活動のあり方を討議した。各国から WCD 市民ガイド出版後の報告や、今後に向けての IRN へのリクエストなどを話し、来年何ができるかを話し合った。

2-5. JBIC（日本国際協力銀行）キャンペーン

JBIC が環境ガイドラインを策定し、メコンウォッチ・FoE-J がその市民ガイドを出版した。この市民ガイドを各国の言語・現地語への翻訳するための打ち合わせと、各国で JBIC ガイドラインのワークショップを開催する打ち合わせを行った。

2-6. RWESA が獲得すべき助成金について

RWESA の予算を確保するために、新しい助成元を探す必要がある。可能性のある財團を出し合い、担当者を決めて詳細を検討することになった。

2-7. 外部評価

RWESA の活動を発展させるために、外部評価を開始することになった。今後進行にあわせて報告する。

2-8. RWESA 総会 2005、カンボジア

2005 年 3 月 31 日～4 月 4 日まで、カンボジアにて第 3 回 RWESA 総会が開催される。

水源連からの派遣者と、日本のダム影響住民の参加を検討する必要がある。総会の分科会では、日本・韓国・台湾で洪水調整のためのダム代替案について取り上げる予定。水源連総会でまとまった、ダムは洪水調整に不要、という内容を共有するために、知識のある人の参加が望ましい。

以上

11回総会資料抜粋（このページ以降31P分、一部加筆訂正があります。）

1 異常豪雨について

今年は大型台風の襲来が相次ぎ、異常豪雨にも見舞われ、各地に凄まじい被害をもたらした。7月12~13日の新潟豪雨と7月17~18日の福井豪雨では川の氾濫や土砂崩れなどで多くの人命が失われ、甚大な被害が生じた。新潟豪雨災害では死者15名、住宅の全半壊5,400棟、床上・床下浸水した住宅は8,000棟、福井豪雨災害では死者4名、住宅の全半壊200棟、床上・床下浸水した住宅は14,000棟に及んだ。

新潟や福井の豪雨は何しろ、時間降雨が最大で60~80mmにも達して、24時間雨量が新潟では400mm、福井では300mm近くに及ぶところもあるという凄まじいもので、異常気象の産物としか言いようがないものであった（図1）。しかし、今回の水害は自然災害だといって済まされることではない。

（1）新潟豪雨災害

1) 堤防の決壊

新潟で被害を大きく受けたのは、中越地区の五十嵐川流域の三条市、刈谷田川流域の中之島町・見附市などである（図2）。とりわけ、五十嵐川流域の三条市は、死者が9名、住宅の全半壊5,400棟にもなった。通常の豪雨災害の場合、死者の大半は土砂崩れによるものであるが、三条市の場合は、堤防の決壊で濁流があつという間に民家を襲い、高齢者が逃げる間もなく、亡くなつた。

堤防の決壊については、越流の前に決壊したのではないかということが指摘されている。当時、五十嵐川の水位がかなり上昇したとき、堤防にバイピング（水漏れ）現象がみられており、堤防の構造、つくり方に問題があったことを示している。洪水が堤防を越流して、住宅地に流れ出すだけであつたら、今回のように多くの死者が出なかつた。堤防の脆弱な構造が決壊の原因であった。

その点で、堤防の構造、強度を全面的に総点検して、補強工事をすみやかに行うことが必要であり、ダム建設よりも、堤防の強化工事に予算を注ぎ込むべきである。

2) ダムは役に立ったのか。

五十嵐川上流には笠堀ダム、大谷ダム、刈谷田川上流には刈谷田川ダムがあり、今回の氾濫に関して、これらのダムの放流が関与しているのではないかという疑問が出されている。笠堀ダムも刈谷田川ダムも満水になり、所定の最大放流量を大きく上回る放流を行つた。それがダム下流部の氾濫を引き起こしたのではないかということである。これについて新潟県はホームページでダム放流量等のデータを公開して、むしろダムが洪水の軽減に寄与したことを強調している。

五十嵐川、刈谷田川、および3ダムの諸データは表1のとおりである。

3ダムの流入量と放流量、五十嵐川と刈谷田川の水位の時刻変化は図3のとおりで、これらの図をみると、五十嵐川の三条市・諏訪の堤防決壊（②）、刈谷田川の中之島町（③）の堤防決壊は、流下時間を考慮すると、急増した笠堀ダム、刈谷田川ダムの放流が到着する前に起きており、これらの堤防決壊にはダムの放流が関係していないように見える。しかし、刈谷田川の見附市の堤防決壊（⑤、⑥）は、刈谷田川ダムの放流が関与した可能性がある（⑤、⑥は決壊時刻が不明）。

五十嵐川と刈谷田川の治水計画は表2のとおりで、基準点におけるダムの削減効果は五十嵐川の場合は33%（笠堀ダム、大谷ダム）、刈谷田川の場合は9%（刈谷田川ダム）であり、刈谷田川は治水計画上のダムの役割が小さい。

そして、今回のような異常降雨に対して、ダムに治水効果を期待すること自体が間違っている。笠堀ダムも刈谷田川ダムも相当雨量（洪水調節容量／流域面積）が130~140mmで、流出率を80%、下流放流率を3割としても、せいぜい二百数十mm程度までの雨に対応するものであるから、400mmという異常降雨に対して有効に機能するものではない。

大谷ダムは相当雨量が244mmあるから、今回は満水になることはなかつたけれども、仮に雨が前日から降り続いていれ

ば、大谷ダムも満杯になり、調節効果を失っていたに違いない。

基本的に、ダムが治水効果を発揮するのは、想定洪水以下の洪水であり、それを超える洪水がくれば、治水機能を失う。ダムより下流はダムが有効に機能することを前提として、堤防の高さ等が決められているから、ダムが所定の効果を発揮しなければ、下流は危険な状態におかれることになる。その点で、ダムに依存した治水計画は危険なものである。

その後の新聞記事で、上記の3ダムとも、7/13豪雨で、堆砂量が急激に増加したことが明らかになっている(新聞記事参照)。

(2) 福井豪雨災害

1) 豪雨災害に便乗した足羽川ダム計画の容量アップ

福井豪雨で被害が最も大きかった足羽川に関しては、既設の洪水調節ダムではなく、新潟のようなダム放流の問題はない。川が氾濫したのは、福井市と美山町で、福井市では越流前に堤防が決壊し、美山町では大量の流木が橋脚にかかって水の通過を妨げて氾濫を拡大させた。前者は新潟の三条市と同様、堤防の構造上の問題であり、後者は森林の管理が十分にされなくなつたことが引き起こした問題である。

福井水害に関連して危惧されるのは、実現性が薄れてきた足羽川ダム計画が、今回の水害を口実にして蘇ってくることである。当初の足羽川ダム計画(貯水容量: 7,180万m³)は地元(美山町)の反対運動で消え去り、代わりに出てきたのが、ダム予定地を池田町に移した部子川ダム計画(現在の足羽川ダム計画)である。しかし、これは、部子川以外に4支川の洪水をトンネルで導水して貯留するという今まで例がない方式であって、無理やりつくったものである。事業費が当初計画の2~3割増になるので、実現性は薄いとされてきた。しかも、福井県工業用水道、福井市水道とも撤退して新規利水がなくなったため、当初の多目的ダムにすることもできなくなっている。

そこで、今年7月10日(豪雨の前)の九頭竜川水系流域委員会では、足羽川ダム計画の生き残りを図るため、4支川のうちの水海川のみを導水してダムの貯水容量も大幅に縮小する足羽川ダム計画案(貯水容量: 710万m³)が国から提案されていた。ところが、豪雨の後に開かれた8月31日の流域委員会では、今回のような豪雨に対応するためには、足羽川ダムの貯水容量を1370万m³へと倍増することが必要だという計画案があらたに提案された。(図4参照)

早速、豪雨災害に便乗したダム計画の容量アップである。しかし、この足羽川ダム計画の集水面積は55km²であって、足羽川の流域面積415km²に対して13%しかないから大した効果は期待できない。

足羽川ダムよりも、堤防の整備・強化に金を投じるべきである。

2) 不可解な水位と流量の逆転現象

そして、今回の新計画案で不可解なのは、流量と水位について計画値と観測値との間で著しい逆転現象が生じていることである。

足羽川の天神橋

計画高水位	6.70 m	計画高水流量	1,800m ³ /秒
7月豪雨の最高観測水位	3.47 m	7月豪雨の最大観測流量	2,400m ³ /秒

観測水位は計画高水位を大幅に下回っているにかかわらず、観測流量は計画高水流量を大きく上回っている。〔計画高水位: 計画高水流量が流下したときの水位〕

このように、水位と流量の関係が逆転しているようでは、治水計画をたてることもできない。

1998年の吉井川(岡山)の洪水でも、このような水位と流量の逆転現象がみられた。その場合は苦田ダム計画推進の口実をつくるために、数字の操作が行われたと考えられたが、同様に、足羽川ダム計画のために、足羽川でも数字の操作がされた可能性がある。

(3) 胴川の水害(新聞記事を参照)

8月30~31日には台風16号が西日本を襲い、大洲市では肱川が氾濫し、多大な被害が生じた。氾濫したのは、堤防の整備が遅れていたところであり、今回の水害の責任は、山鳥坂ダム計画にまけて堤防の整備を遅らせてきた行政当局にある。

機能を失う。ダムより下流はダムが有効に機能することを前提として、堤防の高さ等が決められているから、ダムが所定の効果を発揮しなければ、下流は危険な状態におかれることになる。その点で、ダムに依存した治水計画は危険なものである。

その後の新聞記事で、上記の3ダムとも、7/13豪雨で、堆砂量が急激に増加したことが明らかになっている(新聞記事参照)。

(2) 福井豪雨災害

1) 豪雨災害に便乗した足羽川ダム計画の容量アップ

福井豪雨で被害が最も大きかった足羽川に関しては、既設の洪水調節ダムではなく、新潟のようなダム放流の問題はない。川が氾濫したのは、福井市と美山町で、福井市では越流前に堤防が決壊し、美山町では大量の流木が橋脚にかかって水の通過を妨げて氾濫を拡大させた。前者は新潟の三条市と同様、堤防の構造上の問題であり、後者は森林の管理が十分にされなくなつたことが引き起こした問題である。

福井水害に関して危惧されるのは、実現性が薄れてきた足羽川ダム計画が、今回の水害を口実にして蘇ってくることである。当初の足羽川ダム計画(貯水容量: 7,180万m³)は地元(美山町)の反対運動で消え去り、代わりに出てきたのが、ダム予定地を池田町に移した部子川ダム計画(現在の足羽川ダム計画)である。しかし、これは、部子川以外に4支川の洪水をトンネルで導水して貯留するという今まで例がない方式であって、無理やりつくったものである。事業費が当初計画の2~3割増になるので、実現性は薄いとされてきた。しかも、福井県工業用水道、福井市水道とも撤退して新規利水がなくなったため、当初の多目的ダムにすることもできなくなっている。

そこで、今年7月10日(豪雨の前)の九頭竜川水系流域委員会では、足羽川ダム計画の生き残りを図るため、4支川のうちの水海川のみを導水してダムの貯水容量も大幅に縮小する足羽川ダム計画案(貯水容量: 710万m³)が国から提案されていた。ところが、豪雨の後に開かれた8月31日の流域委員会では、今回のような豪雨に対応するためには、足羽川ダムの貯水容量を1370万m³へと倍増することが必要だという計画案があらたに提案された。(図4参照)

早速、豪雨災害に便乗したダム計画の容量アップである。しかし、この足羽川ダム計画の集水面積は55km²であって、足羽川の流域面積415km²に対して13%しかないから大した効果は期待できない。

足羽川ダムよりも、堤防の整備・強化に金を投じるべきである。

2) 不可解な水位と流量の逆転現象

そして、今回の新計画案で不可解なのは、流量と水位について計画値と観測値との間で著しい逆転現象が生じていることである。

足羽川の天神橋

計画高水位	6.70 m	計画高水流量	1,800m ³ /秒
7月豪雨の最高観測水位	3.47 m	7月豪雨の最大観測流量	2,400m ³ /秒

観測水位は計画高水位を大幅に下回っているにかかわらず、観測流量は計画高水流量を大きく上回っている。[計画高水位: 計画高水流量が流下したときの水位]

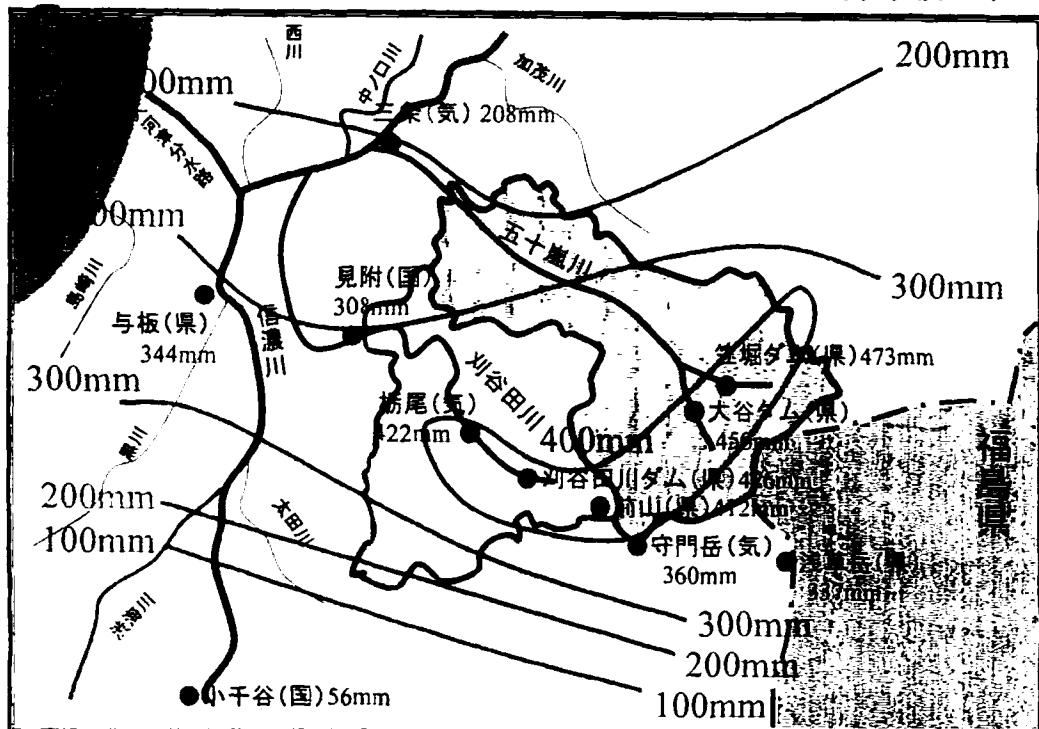
このように、水位と流量の関係が逆転しているようでは、治水計画をたてる事もできない。

1998年の吉井川(岡山)の洪水でも、このような水位と流量の逆転現象がみられた。その場合は苦田ダム計画推進の口実をつくるために、数字の操作が行われたと考えられたが、同様に、足羽川ダム計画のために、足羽川でも数字の操作がされた可能性がある。

(3) 胎川の水害(新聞記事を参照)

8月30~31日には台風16号が西日本を襲い、大洲市では胎川が氾濫し、多大な被害が生じた。氾濫したのは、堤防の整備が遅れていたところであり、今回の水害の責任は、山鳥坂ダム計画にかまけて堤防の整備を遅らせてきた行政当局にある。

図1 五十嵐川・刈谷田川流域の等雨量線図(24時間最大)



※ 24時間の降雨の期間は、観測所により異なるが、概ね7月13日の1:00～24:00である。

図2 五十嵐川と刈谷田川の堤防決壊箇所 (A～D : 水位観測地点)

○堤防箇所一覧表					
No	河川名	右岸村	大字	被堤延長	発生日時
①	能代川	左岸	村松町	下大淵原	40m 7月13日 不明 7月13日 9:00
②	五十嵐川	左岸	三条市	東訪(曲渕)	117m 7月13日 13:07 7月13日 13:10
③	刈谷田川	左岸	中之島町	中之島	50m 7月13日 12:52 7月13日 13:50
④	刈谷田川	右岸	見附市	明昌町	42m 7月13日 14:20 7月13日 16:00
⑤	刈谷田川	左岸	見附市	河野町	70m 不明 7月14日 8:00
⑥	刈谷田川	左岸	見附市	宮之原町	30m 不明 7月15日 21:00
⑦	稚児清水川	左岸	見附市	102m	7月13日 12:45 7月13日 18:15
⑧				50m	7月13日 12:45 7月13日 18:15
⑨	猪瀬川	左岸	長岡市	宮島町	14m 7月13日 9:15 7月13日 10:30
⑩	中之島川	左岸	中之島町	6m	不明 7月16日 10:00
⑪				6m	不明 7月16日 10:00

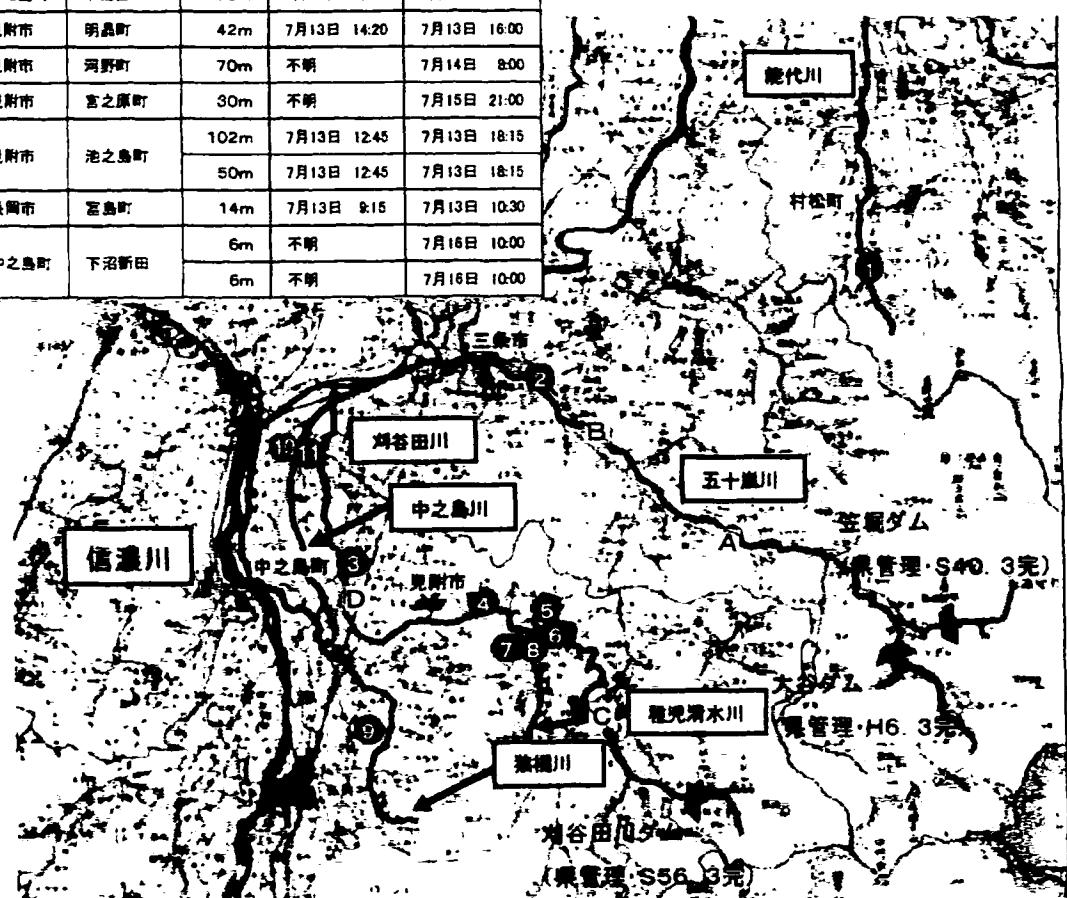


表1 五十嵐川、刈谷田川ヒダムの諸データ

五十嵐川		刈谷田川	
流域面積	310 km ²	流域面積	ダムからの距離
洪水基準点・一新橋	27 km	五十嵐川	笠堀ダム
A. 水位観測所・荒沢	230 km ²	大谷ダム	56
B. 水位観測所・島潟	310 km ²	刈谷田川ダム	24
②決壊地点	25 km	流速5m/秒と仮定すると、ダムから1.4時間	
C. 水位観測所・板尾	12 km	50 km	
D. 水位観測所・大堰	22 km	流速5m/秒と仮定すると、ダムから1.4時間	
③決壊地点	30 km	50 km	
④決壊地点	18 km	30 km	
⑤決壊地点	15 km	8 km	
C. 水位観測所・板尾	240 km ²	30 km	流速5m/秒と仮定すると、ダムから1.4時間
D. 水位観測所・大堰	240 km ²	30 km	30 km
③決壊地点	30 km	1.7時間	30 km
④決壊地点	18 km	1.0時間	18 km
⑤決壊地点	15 km	0.8時間	15 km

五十嵐川		刈谷田川	
流域面積	310 km ²	流域面積	ダムからの距離
洪水基準点・一新橋	27 km	五十嵐川	笠堀ダム
A. 水位観測所・荒沢	230 km ²	大谷ダム	56
B. 水位観測所・島潟	310 km ²	刈谷田川ダム	24

〔注〕大谷ダムは自然調節ダム

五十嵐川・三条の雨量		過去最大水位	
2004/7/13洪(1979-2003年)	mm	2004/7/13洪(1979-2003年)	m
1時間雨量	mm	五十嵐川・島	m
24時間雨量	mm	刈谷田川・大堰	m

刈谷田川・柿尾の雨量		過去最大水位	
2004/7/13洪(1979-2003年)	mm	2004/7/13洪(1979-2003年)	m
1時間雨量	mm	五十嵐川・島	m
24時間雨量	mm	刈谷田川・大堰	m
48時間雨量	mm	刈谷田川・柿尾	m

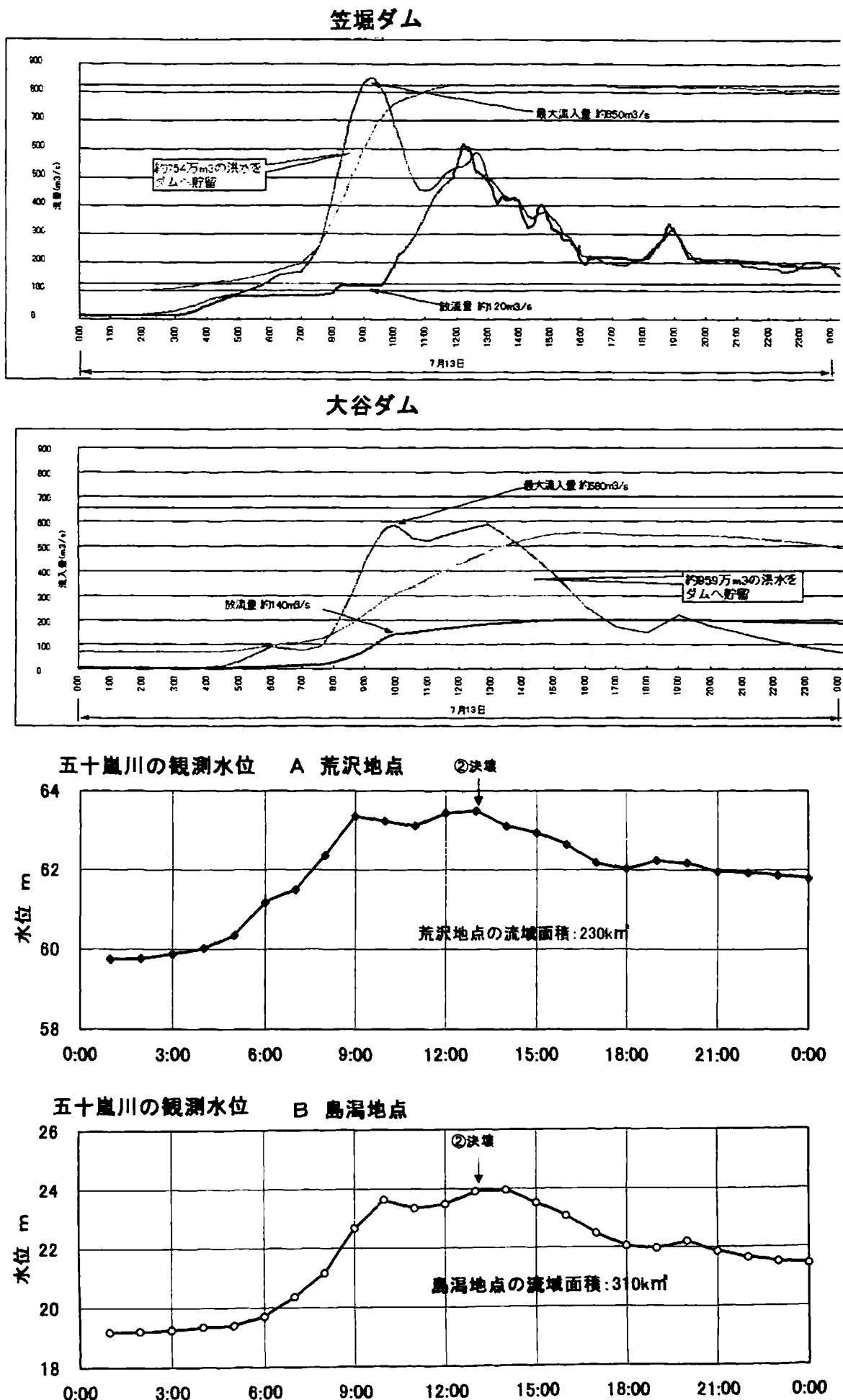
五十嵐川	
流域面積	310 km ²
洪水基準点・一新橋	27 km
A. 水位観測所・荒沢	230 km ²
B. 水位観測所・島潟	310 km ²

流域面積 310 km² ダムからの距離 27 km
 洪水基準点・一新橋 A. 水位観測所・荒沢 B. 水位観測所・島潟
 ②決壊地点 25 km
 流速5m/秒と仮定すると、ダムから1.4時間
 ③決壊地点 30 km
 ④決壊地点 18 km
 ⑤決壊地点 15 km
 C. 水位観測所・板尾 D. 水位観測所・大堰
 ③決壊地点 30 km
 ④決壊地点 18 km
 ⑤決壊地点 15 km
 C. 水位観測所・板尾 D. 水位観測所・大堰
 ③決壊地点 30 km
 ④決壊地点 18 km
 ⑤決壊地点 15 km
 C. 水位観測所・板尾 D. 水位観測所・大堰
 ③決壊地点 30 km
 ④決壊地点 18 km
 ⑤決壊地点 15 km

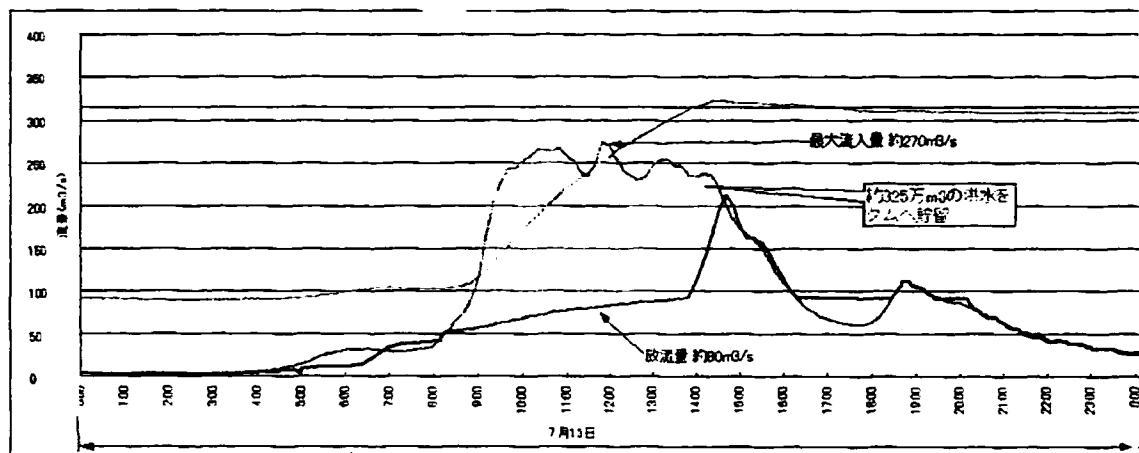
表2 五十嵐川と刈谷田川の治水計画

治水安全度	基準地點	対象降雨	雨量	基本高水流量	計画高水流量	洪水調節ダム	ダムによるカット率
五十嵐川 1/100	一新橋 今町	2日雨量 1日雨量	mm 340 360	m ³ /秒 3600 1700	m ³ /秒 2400 1550	笠堀ダム、刈谷田川ダム 刈谷田川ダム	33% 9%
刈谷田川 1/100							

図3 3ダムの流入量と放流量、五十嵐川と刈谷田川の水位の時刻変化
(2004年7月13日)



刈谷田川ダム

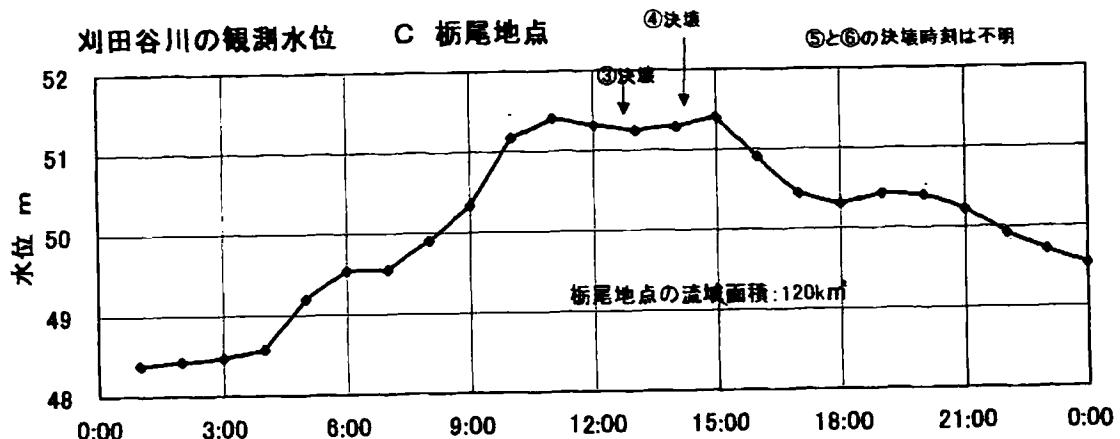


刈田谷川の観測水位

C 柄尾地点

④決壊

⑤と⑥の決壊時刻は不明



刈田谷川の観測水位

D 大堤地点

④決壊

⑤と⑥の決壊時刻は不明

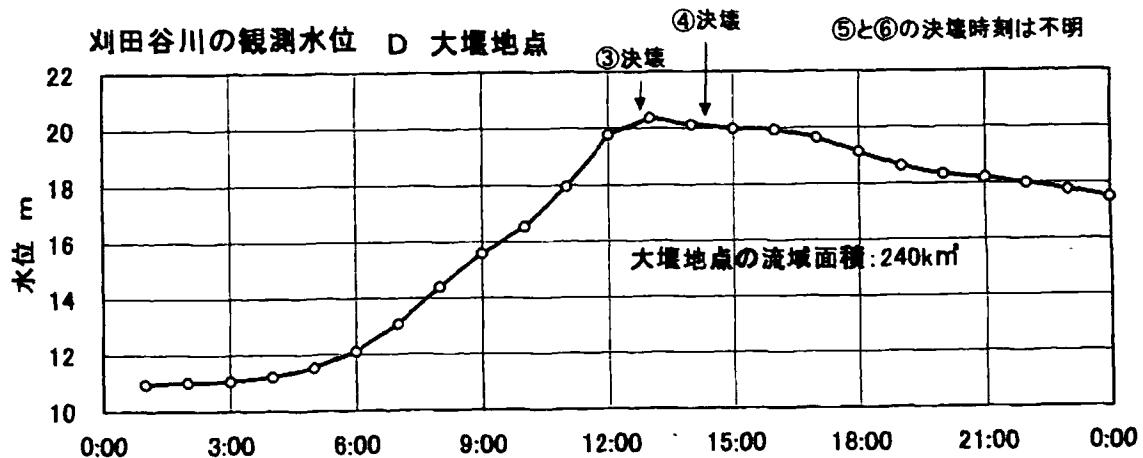
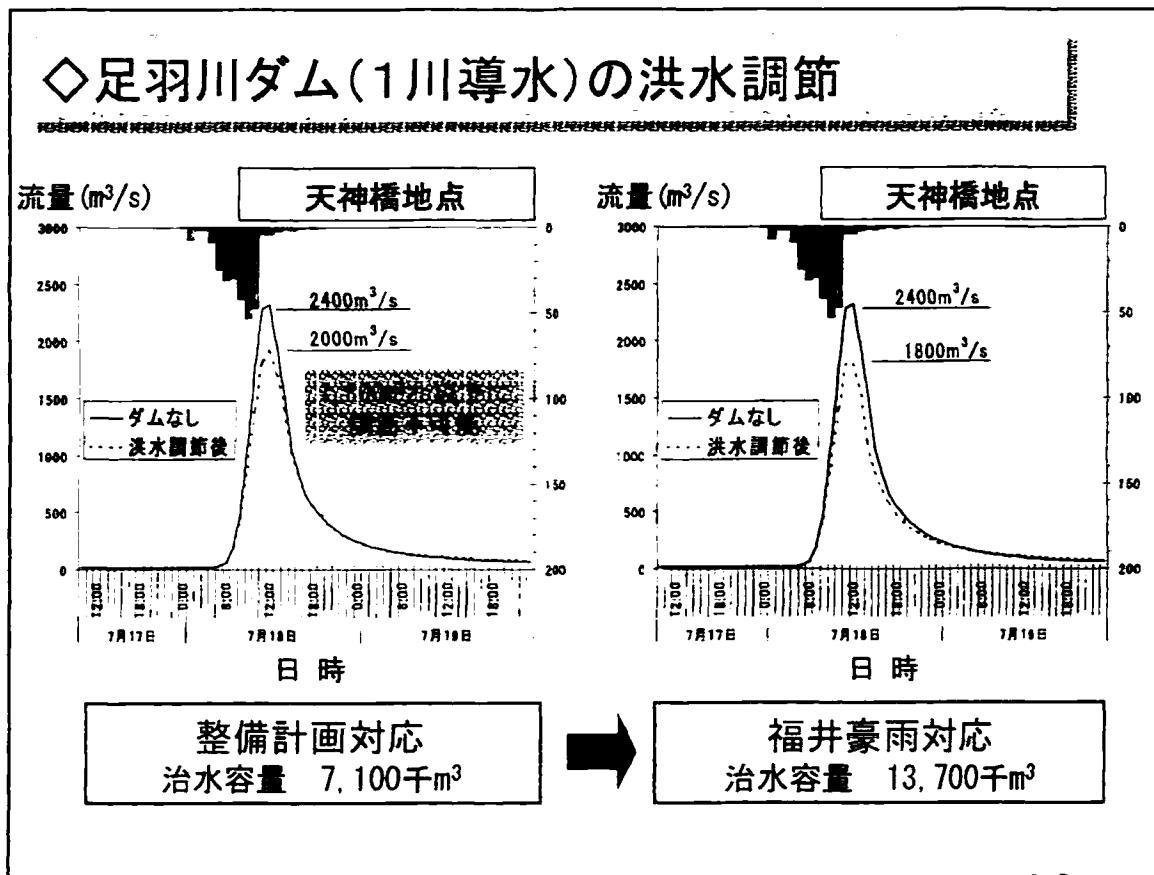


図4 2004年8月31日の九頭竜川水系流域委員会で国土交通省が提案した足羽川ダムの增量アップ案





7・13豪雨

3ダム急激に堆砂

「7・13豪雨」で、堆砂が実感した五十嵐川水系にある大谷ダムと大曾ダム、刈谷田川水系の大曾田川ダムで、ダム湖底にたまる砂（堆砂）が、計画をはるかに上回るペースで増えている。だが、県の調査で分かった。豪雨で、土砂から大量の土砂が流れ込んだものもある。特に刈谷田川ダムは、完成から100年かかってたまらぬ量の計画堆砂超過率を、23年で超えてしまった。県は、災害復旧事業として間に手急に申請し、補助金を入りこなさだ。

7・13豪雨により堆砂が急激に進んだ
大谷ダム（右）と笠堀ダム（本社へ）
から

3ダムの堆砂量
(堆砂率の前の数字は03年度まで)
(後の数字は04年水害後)

刈谷田川ダム（81年竣工・23年経過）	
総貯水容量	446万m ³
計画の堆砂容量	30万m ³
03年度実堆積	18万m ³
04年水害後	32万m ³
堆砂率	60→107%
笠堀ダム（65年竣工・39年経過）	
総貯水容量	1540万m ³
計画の堆砂容量	210万m ³
03年度実堆積	188万9千m ³
04年水害後	188万m ³
堆砂率	88→92%
大谷ダム（91年竣工・10年経過）	
総貯水容量	2110万m ³
計画の堆砂容量	405万m ³
03年度実堆積	97万1千m ³
04年水害後	187万m ³
堆砂率	24→34%

「刈谷田川」「100年分の量 23年で超える

県立新潟河川監視の
説明やホームページによ
ると、「7・13豪雨」後
の3ダムの堆砂状況は要

の通り。

豪雨で最も堆砂が進

んだのが刈谷田川ダムだ。

完成から昨年までの

23年内で18万立方㍍たつ
た堆砂量が、豪雨後の調
査で14万立方㍍となり、
32万立方㍍になつた。1
豪雨で堆砂量は、60%か
ら、一気に100%とな
ってしまったことに因る。

堆砂が計画量を超える
などしてダム建設が必
要になつた例はなかつ
た。要になつた例はなかつ
た。堆砂が計画量を上回
れば、貯水池が盛り、ダ
ムの治水や利水能力をさ
かに大きさを犠牲が出る。能
力を回復するには、飽和
から取引筋ばかりいい
ものの、この堆砂などの
ため、県立新潟河川監視
は計上したわがままにな
くなる。

豪雨から取引筋ばかりい
いもの、この堆砂などの
ため、県立新潟河川監視
は計上したわがままにな
くなる。

豪雨で堆砂が進んだ
原因は明らかだ。7・13
豪雨で砂を分担しあ
う災害復旧事業として
ベースになつた。

豪雨で砂を分担しあ
う災害復旧事業として
ベースになつた。

豪雨で砂を分担しあ
う災害復旧事業として
ベースになつた。

続り堪へる肱川水害

△3△

肱川中流に位置する県
管理の鹿野川ダム(喜多
郡肱川町)。県が治水の
要と位置付ける施設だ
が、台風16号などによる
洪水への対応を吉田に設

記録的な大雨に加え、一
九九六年の操作規則の変
更もあってダム湖が早々
に満杯となり、下流に流
す水量を減らすという
計られた。時留や放流な
ど洪水調節の手順を定め
た操作規則も、「ダムへ
の流入量に比例して下流
に減らす」という大規模洪水対応型

ダム機能の喪失

要望。九五年七月の水害
を機に県は翌年六月、全
国初となる操作規則の変
更を実施した。

大洪水対処でござず



鹿野川ダムは、単に洪水調節効果を失ったことにとまりず、下流の流量を増やすという逆の効果を生んでいたことになる。

鹿野川ダムが放流した
水は、約三時間半前後で
下流の東大洲地区に到
達する。同地区では三十
一日午前零時半、同五
時二十分にかけて、肱川
の水が二線堤を越流。
家屋や店舗が潮流にのま
れた。

肱川中流に位置する県
管理の鹿野川ダム(喜多
郡肱川町)。県が治水の
要と位置付ける施設だ
が、台風16号などによる
洪水への対応を吉田に設

記録的な大雨に加え、一
九九六年の操作規則の変
更もあってダム湖が早々
に満杯となり、下流に流
す水量を減らすという
計られた。時留や放流な
ど洪水調節の手順を定め
た操作規則も、「ダムへ
の流入量に比例して下流
に減らす」という大規模洪水対応型

ダム機能の喪失

要望。九五年七月の水害
を機に県は翌年六月、全
国初となる操作規則の変
更を実施した。

しかし新規則には、水
位が八割を超える大洪水
の際に放流量が旧規則に
比べて増加するという欠
点がある。旧規則の最大
放流量は毎秒千五百生。
受けた西大洲の被害軽減
を目的としたが、新規則
を採用していた。

しかし、堤防が未整備
で、大雨になると水位が上
昇する結果、放流量が流入量を上
回った瞬間だった。

しかし新規則には、水
位が八割を超える大洪水
の際に放流量が旧規則に
比べて増加するという欠
点がある。旧規則の最大
放流量は毎秒千五百生。
受けた西大洲の被害軽減
を目的としたが、新規則
を採用していた。

ダム下流には小田川な
どの支川があり、ダム放
流との因果関係は不明
だ。丹下正明(県河川港
湾局長)さんは「規則に従
い最大限の努力をした」
操作に問題はなかった
と話す。だが、ダムが大
雨で機能を失い、下流域
で浸水被害が出たという
事実はある。

鹿野川ダムは、単に洪水調節効果を失ったことにとまりず、下流の流量を増やすという逆の効果を生んでいたことになる。

51

堤防の返される肱川水害

△4

水害で崩れた道路を視察する加戸知事(左端)。今後、肱川の治水論議が再燃しそうだ=1日、大洲市東大洲

「願わば山島坂ダム建設、鹿野川ダム改修の必要性を認識してもらうためには、堤防整備や二線堤など努力してきた所は治水効果を発揮した」と話し、同計画を推進していく考えを強めている。

県河川課の八塚真喜雄組合員は、同ダムと堤防整備組み合わせた肱川河川がいぐらあつてもム

整備計画の推進に意欲を示した。一方、山島坂ダム反対派の住民らは「ダムがいくらあつてもム

「堤防が急務」の声



内子町在住の内子町在住は「堤防は決壊したら終わりだ」

一方、同ダム反対派の

水害で崩れた道路を視察する加戸知事(左端)。今後、肱川に漁業権を有する肱川漁協が「水質が悪化する」として強く反発するなど難航が予想される。そのため、治水が遅れ、再び水害が繰り返される恐れはぬぐえない。

今回、大規模洪水の脅威を目の当たりにした流域自治体幹部からは「整備計画で洪水に対応できるのか、内容の検証が必要。鹿野川ダムの運用計画」では、まず喜多郡長浜町など下流から整備に着手する。上流を先に整備すると、下流に被害が出るとの理由からだ。3点と狭く、顕著な治水

課長も「肱川のような大住民団体「肱川・水と緑会」顧問、前田益見さん曰く、「大洲市管田地区や西大洲地区が大きな被害を受けた」と主張。今回流域での治水は「総力戦で勝ちたべきだ」と話し、「大洲市平野町」の水害をきっかけに、治水のあり方をめぐって再整備計画に盛り込まれた。△山島坂ダムの建設▽鹿野川ダムの改修(発電容を重視)、野川ダムの改修(洪水調節能を重視)、大洲河川国道事務所の量などの廃止と放流施設水害防止に役立つという説明は欺まん。知事は現ダムは流入量のピークをカットするなど最大限の一と、「三点セント」べきだと話す。

指摘。「菅田、西大洲間を走めた「肱川河川整備

IIおわり

2 河川整備基本方針・河川整備計画策定に対して

(1) 河川整備基本方針および河川整備計画の内容

1) 策定状況（一級河川、二級河川、一級河川の都道府県管理区間）

河川整備基本方針が策定された河川は一級河川で 29 水系（2004 年 9 月現在）、二級河川で 225 水系（2003 年 11 月現在）である。全国で一級河川が 109 水系、二級河川が約 2700 水系あるので、基本方針が策定された河川は一部だけである。1997 年に河川法が改定されてから、7 年も経過しているのに、策定状況はこの程度にとどまっている。

河川整備計画の策定状況はもっと遅れていて、一級河川が 11 水系（2004 年 9 月現在）、二級河川が 107 水系（2003 年 11 月現在）だけである。そのほかに、一級河川の都道府県管理区間については河川整備基本方針無しで、河川整備計画が策定されてきている。策定済みは 78 圏域である。

一級河川、二級河川の河川整備基本方針、河川整備計画の策定状況は、表 1、2、3、4、5 のとおりである。

2) 河川整備基本方針の内容—従前の基本高水流量の踏襲

一級河川 29 水系の基本方針の内容をみると、旧河川法時代につくられた工事実施基本計画の基本高水流量の数字がそのまま踏襲されている。数字が変更された河川が 4 水系あるが、それらはいずれも計画規模の引き上げに伴って、基本高水流量を大きく設定し直した場合である。

二級河川 225 水系の基本方針も、同様である。工事実施基本計画が策定されていた河川の場合は、その基本高水流量の数字が基本方針でもほとんどそのまま使われている。例外的に、京都府の福田川、大阪府の桜井川では基本高水流量が多少小さくなっているが（310→270m³/秒、700→600m³/秒）、これはきわめてまれなケースである。これらは雨量データ等の見直しによるものらしい。

本来は基本方針を策定するにあたり、計算の方法を根本から改めて基本高水流量等を一から検討し直し、新たな数字を策定することになっていたはずであるが、実際の策定作業が開始されると、工事実施基本計画の数字をそのまま使うことになってしまった。

工事実施基本計画は多くの河川では今から 25~35 年前に策定されたものであり、その後、雨量データと流量データが随分と蓄積され、計算手法の検討もされてきたのであるから、新しいデータと新しい手法に基づいて基本高水流量等の再計算が行われて然るべきである。ところが、治水計画の変更があつてはならないということで同じ数字がそのまま使われている。

一級河川の場合は、流量確率評価^{注1}と既往最大流量の 2 点からみて既定の基本高水流量が妥当か否かのチェックが一応されているけれども、実際には妥当という結論が得られるように、いろいろな工夫がされており、チェックには全くなっていない。

要するに、工事実施基本計画から河川整備基本方針に変わっても、基本高水流量などの基本的なことは何も変わらず、ダム建設の必要性を盛り込むようになっている。

3) 河川整備計画の内容—目標流量と基本高水流量との関係

一級河川で河川整備計画が策定されたのは 11 水系である。計画原案が示された 1 水系も含めて、12 水系の整備計画の目標流量をみると、基本高水流量の数字とは別に、それぞれの河川の状況に合わせた数値が採用されている。多摩川や由良川の場合はその目標流量は基本高水流量の半分近い数字である。多摩川の場合、基本方針ではダムを建設することになっているが、その適地がないため、整備計画は現実に合わせてダム建設を前提としない内容になっている。

これをみると、河川整備における洪水目標流量は不動のものではなく、それぞれの状況によって適当に変わりうるものであって、基本高水流量は現実性のない、いわば飾りの数字に過ぎないことが分かる。

この点で、私たちは、河川整備基本方針による基本高水流量の設定に対してその科学的根拠を問い合わせとともに、河川整

備計画の策定段階において「ダム建設を前提としない」現実的な目標流量を設定するように主張していくことが必要である。

(2) 河川整備計画の策定における流域委員会と公聴会の状況

1) 流域委員会の委員公募

① 一級河川 (表6)

流域委員会が設置された34水系(2004年9月現在)のうち、流域委員会のうち、委員を公募したのは、14水系である。委員を公募した水系は中部地方整備局、近畿地方整備局九州地方整備局の管轄地域に限られている。流域委員会の全委員数に公募委員が占める割合は、5~30%である。委員を公募する場合も、公募委員を実質的に選定するのは、河川管理者が委嘱した少人数の準備会議委員であり、その委員の意向によって、選定の仕方が変わってくる。ダム反対の住民が選定されるかどうか、危ういところがある。

② 二級河川、一級河川の都道府県管理区間 (表4、5)

河川整備計画が策定された二級河川107水系(2003年11月現在)のうち、流域委員会の委員を公募したのは、ゼロであった。また、河川整備計画が策定された一級河川の都道府県管理区間も78圏域(2004年6月現在)のうち、流域委員会の委員を公募したのは、ゼロであった。

2) 公聴会の開催状況

① 一級河川 (表6)

河川整備計画がされた12水系(2004年9月現在)のうち、公聴会が開催されたのは5水系だけであり、その他は説明会等で終わらせている。ただし、公聴会を開いたといつても、肱川のように、単にスケジュール的に開催しただけであって、住民の意見を計画に反映させるものではない。

② 二級河川、一級河川の都道府県管理区間 (表4、5)

河川整備計画が策定された二級河川107水系(2003年11月現在)のうち、公聴会が開催されたのは22水系だけであって、それらのほとんどは静岡県、佐賀県、長崎県、熊本県の河川である。その他は説明会やアンケートで終わらせている。

また、河川整備計画が策定された一級河川の都道府県管理区間78圏域(2004年6月現在)のうち、公聴会が開催されたのは18圏域だけである。その他は説明会やアンケートで終わらせている。

(3) 河川整備基本方針および河川整備計画策定の問題点

① 未策定河川の策定作業は秘密裏のまま

昨年9月と本年3月に、中村敦夫元参議院議員が国土交通省に対して、河川整備基本方針・整備計画が未策定の一級河川について策定作業の進行状況、今後の策定スケジュールを明らかにするように求めた。それについての国土交通省の回答は「策定中」ということだけで、進行状況もスケジュールも一切明らかにしなかった。これらの河川の河川整備基本方針・整備計画は全く秘密裏のうちに、各地方整備局内で進められている。おもてに出たときには、内容がほとんどきまっていて、あとは単に手続き的に、住民の意見を聴くだけになる可能性が高い。

② 河川整備基本方針・河川整備計画という上位計画なしで推進されるダム計画

1997年に河川法が改正されたから7年も経過しているにもかかわらず、未だに河川整備基本方針、河川整備計画が策定されていない河川が非常に多く、その未策定の河川で多くのダム計画（徳山ダム、徳山ダム、川辺川ダム、苦田ダム等）が推進されている。

河川整備基本方針と河川整備計画はダム計画の治水面の上位計画であり、その上位計画なしで、ダム計画を推進するのは、きわめて問題であり、少なくとも、その上位計画が策定されるまではダム計画を凍結すべきである。

河川整備基本方針と河川整備計画が策定されるまでは、経過措置として、従前の工事実施基本計画が河川整備基本方針と河川整備計画と見なされることになっているとはいえ、河川法改定から7年も経過して未だにみなし規定を適用しているのは、河川法改定の目的を無視したものである。

③ 河川法を逸脱した徳山ダム計画

徳山ダムが計画されている揖斐川については、未だに河川整備基本方針、河川整備計画が策定されていない。ところが、今年6月に、事業費大幅増額のための徳山ダム事業実施計画の変更に伴って、従前の工事実施基本計画の内容とは大きく異なる治水計画がつくられた。今までの治水計画（工事実施基本計画）では揖斐川本流だけでなく、支流の根尾川から来る洪水も重視していたが、新しい治水計画では徳山ダムの意味合いを大きくしたいばかりに、揖斐川本流の洪水を重視し、根尾川の洪水を軽視することになった。治水の方針が根本から変わっているのであるから、上記②の見なし規定を持ち出すのは到底許されることではなく、河川法を明らかに逸脱した行為である。

④ 住民無視の河川整備計画の策定

すでに策定された河川整備計画について策定までのプロセスをみると、住民参加の余地はきわめて限られており、ダム反対の住民が関与できないまま、河川整備計画が策定されている。特に住民無視を徹底したのは、肱川水系の河川整備計画である。住民を一人も入れない流域委員会を設置し、公聴会も形式的に開いただけであった。流域委員会は世論の批判に恐れをなして、（各委員が意見を述べればよいということで）答申も出さずに解散してしまった。

（4）河川法改正の必要性

現行の河川法では、住民の意見をどこまで反映させるかは各河川管理者の判断にまかされているため、住民の意見を形式的に聞くだけとか、住民の意見は全く無視するようなことがまかりとおっている。

河川法を改正して住民の意見を河川計画に反映させる制度に変える必要がある。現行の河川法を改善すべきところは多々あるが、少なくとも、次の3点は必要である。

- ① 河川整備基本方針は河川管理者が一方的にきめるようになっていて、治水計画の要である基本高水流量の決定に対して住民が関与する道が全く閉ざされている。河川整備基本方針と河川整備計画の両方に対して住民が関与できるようにする。
- ② 流域委員会の委員を公募して住民を一定以上の割合で委員に入れるようにし、その選定の過程および流域委員会の議論・運営をガラス張りにするようにする。さらに、流域委員会の議論に住民が参加できるようにする。
- ③ 現在の公聴会は意見陳述をしても事業者はただ聴きおくだけであって、それが事業のあり方に反映することではなく、非常に空しいものであるので、意見陳述者が事業者と徹底した議論ができる双方向性の公聴会にあらためる。公聴会には流域委員会の委員の出席を義務づけ、委員会が、議論がつくされたと判断するまで、双方向性の公聴会を繰り返し開催するようになる。

表 1 1級河川の河川整備基本方針（2004年10月現在）

河川整備基本方針の目標流量（工事実施基本計画の値をそのまま使用。計画規模の変更があった大淀川を除く。）

	計画規模	基準点	基本高水流■	計画高水流■	ダム等の洪水調節量	工事実施基本計画策定年
沙流川（北海道）	1／100	平取	5400	3900	1500	1978年
留萌川（北海道）	1／100	大和田	1300	800	500	1988年
轟上川（山形県）	1／150	兩羽橋	9000	8000	1000	1974年
多摩川（東京都等）	1／200	石原	8700	6500	2200	1975年
狩野川（静岡県）	1／100	太仁	4000	4000	0	1968年
豊川（愛知県）	1／150	石田	7100	4100	3000	1971年
由良川（京都府等）	1／100	桂知山	6500	5600	900	1966年
大野川（大分県等）	1／100	白瀧橋	11000	9500	1500	1974年
本明川（長崎県）	1／100	真山	1070	810	260	1991年
白川（熊本県）	1／150	代継橋	3400	3000	400	1980年
米代川（秋田県等）	1／100	二ツ井	9200	8200	1000	1973年
荒川（新潟県等）	1／100	花立	8000	6500	1500	1968年
斐伊川（島根県等）	1／150	上島	5100	4500	600	1976年
天塩川（北海道）	1／100	喜平	6400	5700	700	1987年
富士川（静岡県等）	1／150	北松野	16600	16600	0	1974年
大淀川（富山県等）	1／150	柏田	9700	8700	1000	1965年
(工事実施基本計画の1／70を変更)		(工事実施基本計画 7500)				
手取川（石川県）	1／100	鶴来	6000	5000	1000	1967年
鳩田川（三重県）	1／100	兩部橋	4800	4300	500	1968年
肱川（愛媛県）	1／100	大洲	6300	4700	1600	1973年
芦後川（佐賀県等）	1／150	荒瀬	10000	6000	4000	1995年
阿武隈川（福島県等）	1／150	岩沼	10700	1500	9200	1974年
五ヶ瀬川（宮崎県）	1／100	三輪	7200	7200	0	1966年
(工事実施基本計画の既往最大を変更)		(工事実施基本計画 6000)				
磐梯川（大分県）	1／100	磐梯橋	3600	3600	0	1967年
(工事実施基本計画の既往最大を変更)		(工事実施基本計画 3000)				
石狩川（北海道）	1／150	石狩大橋	18000	14000	4000	1982年
安倍川（静岡）	1／150	手越	6000	6000	0	1966年
芦田川（広島県）	1／100	山手	3500	2800	700	1970年
遠賀川（福岡県）	1／150	日の出橋	4800	4800	0	1974年
高瀬川（青森県）	1／100	小川原湖の水位	基本高水のピーク水位 2.79m	計画高水位 2.79m	1978年	
子吉川（秋田県）	1／150	二十六木橋	3100	2300	800	1987年

河川整備計画の目標流量

表2 1級河川の河川整備計画（2004年10月現在）

	基準点	計画目標流量■	規定洪水	ダム等洪水調節■	ダム等（かつこは既設）
留萌川（北海道）	大和田	1050	既往第2位	250	留萌ダム、大和田逆水地
多摩川（東京都等）	石原	4500	既往最大	0	
大野川（大分県等）	白瀧橋	9500	既往最大	0	
豊川（愛知県）	石田	4650	既往最大	550	飯田ダム
沙流川（北海道）	平取	4300	既往最大而■による想定最大洪水	1000	（二風谷ダム）、平取ダム
島上川（山形県）	西羽橋	7600	既往最大	600	（寒河江ダム、白川ダム）、長井ダム
中筋川（高知県）	繩ノ川	1000	既往最大	360	（中筋川ダム）、横瀬川ダム
（中筋川の基本過水流量 1200　計画規模 1/100）					
狩野川（静岡県）	大仁	3100	1/50洪水	0	
白川（熊本県）	代根橋	2300	1/20~1/30洪水	300	立野ダム、黒川逆水池群
荒川（新潟県等）	花立	7500	1/85	1000	（大石ダム）、柳川ダム
肱川（愛媛県）	大洲	5000	既往最大	1100	（野村ダム、鷲野川ダム）、山島坂ダム

河川整備計画原案の目標流量■

	基準点	目標流量■	規定洪水	ダム等洪水調節■	ダム等（かつこは既設）
由良川（京都府等）	福知山	3700	既往第4位	0	

基本高水流量と整備計画目標流量の比較

	基準点	①基本高水流■ (m ³ /秒)	②整備計画目標流量 (m ³ /秒)	②/①	③基本方針の計画規模	④整備計画の計画規模
留萌川（北海道）	大和田	1,300	1,050	0.81	1/100	既往第二位
多摩川（東京都等）	石原	8,700	4,500	0.52	1/200	既往最大
大野川（大分県等）	白瀧橋	11,000	9,500	0.86	1/100	既往最大
豊川（愛知県）	石田	7,100	4,650	0.65	1/150	既往最大
沙流川（北海道）	平取	5,400	4,300	0.80	1/100	既往最大而■による想定最大洪水
島上川（山形県）	西羽橋	9,000	7,600	0.84	1/150	既往最大
中筋川（高知県）	繩ノ川	1,200	1,000	0.83	—	既往最大
狩野川（静岡県）	大仁	4,000	3,100	0.78	1/100	1/50洪水
白川（熊本県）	代根橋	3,400	2,300	0.68	1/150	1/20~1/30洪水
荒川（新潟県）	花立	8,000	7,500	0.94	1/100	1/85
肱川（愛媛県）	大洲	6,300	5,000	0.79	1/100	既往最大
由良川（京都府）	福知山	6,500	3,700	0.57	1/100	既往第四位

表3 二級河川の河川整備基本方針の策定状況

	河川整備基本方針策定済み (2003年11月現在)	基本方針策定済みで工事実施基本計画があつた河川	基本高水流 量が増加した河川	基本高水流 量が減少した河川
01 北海道	32	3		
02 青森	8	4		
03 岩手	1			
04 宮城	1	1		
05 秋田				
06 山形				
07 福島	2	1		
08 茨城	1			
09 栃木				
10 群馬				
11 埼玉				
12 千葉	1			
13 東京				
14 神奈川				
15 新潟	8	4	2	
16 富山	4	2		
17 石川	8	2		
18 福井				
19 山梨				
20 長野				
21 岐阜				
22 静岡	7	4		
23 愛知				
24 三重	3			
25 滋賀				
26 京都	2	2		1
27 大阪	6	3		1
28 兵庫	8	2		
29 奈良				
30 和歌山	6	4		
31 鳥取	3	1		
32 島根	12	12		
33 岡山	3			
34 広島	9	5		
35 山口	15	9	1	
36 徳島	1	1		
37 香川	6	3	1	
38 愛媛	6	1		
39 高知	8	2		
40 福岡	6	6		
41 佐賀	6	4	1	
42 長崎	25	11	2	
43 熊本	7	4	2	
44 大分	2			
45 宮崎	5	2		
46 鹿児島	4	1		
47 沖縄	9	6		
計	225	100	9	2

表4 二級河川の河川整備計画の策定状況

	河川整備計画策定済み (2003年11月現在)	目標流量が基本高水流 量と異なる河川	流域委員会に公募委員 が含まれる河川	公聴会を開催した河川
01 北海道	7			
02 青森				
03 岩手	1	1		
04 宮城	1			1
05 秋田	2	1		
06 山形				
07 福島				
08 茨城				
09 栃木				
10 群馬				
11 埼玉				
12 千葉				
13 東京				
14 神奈川				
15 新潟	4	1		
16 富山	3			
17 石川	2	1		
18 福井				
19 山梨				
20 長野				
21 岐阜				
22 静岡	6	6		6
23 愛知				
24 三重	3	3		
25 滋賀				
26 京都	1			1
27 大阪	4	3		
28 兵庫	2	1		
29 奈良				
30 和歌山	1	1		
31 鳥取				
32 島根	4			
33 岡山	3	2		
34 広島	7	2		
35 山口	10	2		
36 徳島				
37 香川	4			
38 愛媛	4	2		
39 高知	4	1		
40 福岡	2	2		
41 佐賀	3			3
42 長崎	11	1		8
43 熊本	5			3
44 大分	2	1		
45 宮崎	2	1		
46 鹿児島	1	1		
47 沖縄	8			
計	107	33	0	22

表5 一級河川・都道府県管理区間の河川整備計画の策定状況

	河川整備計画策定済みの地域(2004年5月現在)	流域委員会に公聴委員が含まれるもの	公聴会を開催したもの
01 北海道	2		
02 青森	1		1
03 岩手	2		
04 宮城	2		2
05 秋田	2		2
06 山形	4		4
07 福島	3		
08 茨城	3		
09 栃木	2		
10 群馬	4		2
11 埼玉			
12 千葉			
13 東京			
14 神奈川			
15 新潟	4		
16 富山	2		
17 石川			
18 福井			
19 山梨	1		
20 長野	1		1
21 岐阜	6		
22 静岡	2		2
23 愛知	1		
24 三重	3		
25 滋賀			
26 京都			
27 大阪	3		
28 兵庫	4		
29 奈良	2		
30 和歌山			
31 鳥取	2		
32 島根	2		
33 岡山	1		
34 広島	8		
35 山口			
36 徳島	1		
37 香川			
38 愛媛	1		1
39 高知			
40 福岡	1		
41 佐賀	2		2
42 長崎			
43 熊本	1		1
44 大分	3		
45 宮崎	2		
46 鹿児島			
47 沖縄			
計	78	0	18

表6 一級河川の流域委員会と公聴会

(1)河川整備計画が策定された河川

	流域委員会の委員数	流域委員会の公聴委員数	公聴会の開催回数	公聴会の講述者数	所管局
留萌川(北海道)	13	0	1	3	北海道開発局
沙流川(北海道)	13	0	1	6	北海道開発局
墨上川(山形県)	22	0	19	1616	東北地方整備局
荒川(新潟県)	16	0	0		北陸地方整備局
多摩川(東京都等)	34	0	0		関東地方整備局
豊川(愛知県)	10	0	0		中部地方整備局
狩野川(静岡県)	20	0	0		中部地方整備局
由良川(京都府)	15	0	0		近畿地方整備局
中筋川(高知県)	17	0	0		四国地方整備局
肱川(愛媛県)	14	0	1	10	四国地方整備局
大野川(大分県等)	13	0	0		九州地方整備局
白川(熊本県)	18	0	2	14	九州地方整備局

(2)河川整備計画が未策定の河川

	流域委員会の委員数	流域委員会の公聴委員数	所管局
天塩川(北海道)	17	0	北海道開発局
釧路川(北海道)	16	0	北海道開発局
石狩川(北海道)	11	0	北海道開発局
米代川(秋田県等)	24	0	東北地方整備局
手取川(石川県)	25	0	北陸地方整備局
富士川(静岡県等)	33	0	中部地方整備局
鶴川(新潟県等)	20	0	中部地方整備局
安倍川(静岡県)	21	3	中部地方整備局
天竜川(静岡県)	16	4	中部地方整備局
矢作川(愛知県)	21	3	中部地方整備局
庄内川(愛知県)	15	2	中部地方整備局
福田川(三重県)	17	2	中部地方整備局
紀ノ川(和歌山県等)	23	5	近畿地方整備局
淀川(大阪府等)	53	9	近畿地方整備局
揖保川(兵庫県)	20	1	近畿地方整備局
円山川(兵庫県)	23	7	近畿地方整備局
九頭竜川(福井県)	23	4	近畿地方整備局
大和川(奈良県)	17	3	近畿地方整備局
大淀川(宮崎県等)	37	11	九州地方整備局
本納川(長崎県)	20	7	九州地方整備局
五ヶ瀬川(宮崎県)	23	7	九州地方整備局
筑後川(福岡県)	20	0	九州地方整備局

大詰めの「淀川水系流域委員会」

平成16年10月20日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

A. はじめに

平成13年2月にスタートしたこの委員会もいよいよ来年1月末で終了することになっています。つまり4年掛りのロングラン審議も今、その大詰めを迎えている訳です。勿論、委員会の審議対象は「ダム」だけではなく、淀川水系の多くの河川や琵琶湖の維持・利用や様々な河川環境問題も含まれていますが、私達の関心事は「ダム」ですので、ここではこの委員会の審議対象となっている5つのダム計画（丹生ダム・大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発・川上ダム・余野川ダム）に絞って私達の感想などを述べさせて頂きますが、残念ながら審議は決して順調とは言えません。

新聞報道にもありましたように、この委員会は昨年の中間答申（「提言」）や最終答申（「意見書」）に“ダムは原則、建設しない”との画期的な文言を盛り込んだのですが、その後の「ダム推進勢力」の巻き返しが強く、大詰めを迎えた現況は、端的に云えば「ダム推進勢力の引き伸ばし作戦」に委員会が引き摺られている状況と言えます。

B. 経緯と現況

昨年8月の「水源連だより」に「混迷の？淀川水系流域委員会」と題する私達の一文を載せて頂いておりますので一部それと重複しますが、一応この委員会のスタートからの経緯をざっと振り返って置きます。

1) 01年2月 第1回委員会

今から3年9ヶ月前に約50名の委員構成でスタートしましたが、なにせ一口に「淀川水系」と言っても主要河川だけでも淀川、琵琶湖～宇治川、木津川、桂川とあり、ダムも前述のように直轄ダム、水機構ダムだけで5つもあります。しかも50名余りの委員のなかにはダムに詳しい人が数人しかいないという状況であったため、委員達がダムについて一定の（決して十分ではありませんが）知識レベルに達するのに2年の歳月を要しました。

2) 03年1月 「提言」（＝中間答申）

この中でダムについて“計画・工事中のものも含め、ダムは原則として建設しない”との記述が盛り込まれ、マスコミにも大きく取り上げられたため、ご記憶の方も多いのでは無いかと思います。毎月2～3回開催される「本委員会」や「部会」を手分けして傍聴した私達にはその“舞台裏”がある程度は見えたのですが、この「提言」の起草に際して50名余の委員が一枚岩になった訳では決してなく、この時点で「ダム賛成」が5名、「反対」が5名、残りの40名余は“よく分らない”という状況で、この「提言」は、この「よく分らない派」を「反対派」の委員が強引に自陣に引込んだ結果であったのです。恐らくこの委員会を冷ややかに模様眺めしていた「ダム推進勢力」も、この「提言」にはやはり驚くと共に、これを契機に本気になって動き出したものと推測されます。

3) 03年5月 近畿地整が「ダム見直し案」を提示

1月の「提言」を受けた形で近畿地方整備局が、5つのダムについてかなり具体的な「見直し案」を提示して来たのですが、これの大きな特徴は次の2点でした。

- 1、「提言」に反して、5ダム全てを“有効”としたこと
- 2、丹生ダム、大戸川ダム、余野川ダムについては、その「利水」目的（水道）についてその必要性を“精査検討する”としていながらも、実質的にはあたかもそれが消滅することを前提としているかのように、「琵琶湖環境改善」や「他ダムの利水容量の振り替え」などの利水代替目的を持ち出して來ていたこと

4) 03年9月 近畿地整が「基礎原案」を提示

上記の「ダム見直し案」を読んだ委員からは当然、「提言」を無視した内容であるとの強い反発が出まして、激しい応酬があった後、9月になって整備局が「河川整備計画案の案」として出して来たのがこの「基礎原案」でした。残念ながら5月の「見直し案」と大差はなく、“5ダムは有効”との基本姿勢は崩していないかったのですが、ただ一つ斬新だったのは、この内で“5ダムについては今後の1～2年間を調査検討期間とし、その間はダム本体工事に入らない”と明言したことでした。（→このことは概ね実行されまして、04年度予算において5ダムの予算は大幅に減額されました）

5) 03年12月 「意見書」（＝最終答申）提出

3年近い審議を終え、委員会は近畿地整に最終答申を提出しましたが、その基本線は「提言」と同じで、5ダムについては次のように記述されました。

“事業中のダムはいずれも、中止することも選択肢の一つとし、提言の趣旨を尊重した抜本的な見直しが必要”

最終答申ですから当然ながらここでこの委員会は終了する筈でしたが、前述のように整備局側がダムについて“あと1～2年調査検討する”とした関係から、この委員会は1年余りの“延長戦”に入ることになりました。

6) 04年1月～05年1月 “延長戦”

5ダムそれぞれの持つ課題や「ダム代替案」の調査検討結果について、整備局から委員会に報告や説明が継続的に行われて来ていますが、その殆んどが5ダムの必要性を否定するものではなく、むしろなんとかダムを温存させたいとの意志を感じさせるものばかりと言っても過言ではありませんし、肝心な項目については中々資料を出そうとせず、時間稼ぎをしている気配が濃厚です。その最たるもののが「利水」でして、前述のように整備局は利水参画団体の水需要予測について「精査確認中」としていましたが、昨年10月に大阪府や阪神水道のダム撤退意向が新聞報道などで公けになったこともあり、“「利水審議」において「水需要」を外す訳には行かない”とする極めて妥当な委員会からの再三の開示要請にも拘らず、今日現在でも未だに整備局は「精査確認中」で押し通している有様です。一部の委員は「馬鹿にするな！」と怒ったのですが、それでも整備局は動じません。この「壁」を突破するには、怒るだけではなく、「水需要予測」についてのある程度の知識が必要と思われますが、「非専門家委員」にはそれが不足しているため、それ以上には突っ込めないです。

この3年余りの間に行政から出された数多くの資料のお陰で、最近は「利水」に限らず「治水」についても市民からは結構的確な意見が出されていますし、大阪府や滋賀県などの自治体からも、その当否は別にして検討に値する具体的な資料が提示されつつあるのですが、それを即座に検討し理解できる能力のある「専門家委員」は、残念ながら「ダム推進勢力」に組み込まれているのか“黙して語らず”であり、一部の意欲的な委員も、4年近くに及ぶ審議の連続で疲れが溜まっているのか、或いは審議対象が余りにも広範で勉強が間に合わないのか、折角の私達の意見提示に対して期待通りの反応を示してくれないのが最近の実情です。

思いますに今一番大事なことは、来年1月に委員会が提出する「最終意見書」において、委員達がダムに関してこれまでの「提言」や「意見書」のような抽象的な反対論ではなく、治水や利水の個々の問題について出来る限り具体的に記述して置くことであろうと思われます。ダムを含めた河川整備計画の最終決定権は整備局にあるとしても、委員会の最終意見書が個々のダムについての反論を具体的な根拠を基に書いた場合は、将来整備局がそれに反する決定を下すことを牽制する効果を持つと思われるからです。そう思えばこそ、私達一般市民は今、懸命に良いボールを投げ掛けているのですが、委員達が少しもヒットしてくれないというのが私達の思いです。

現状は、有効打の無いままに委員会が「ダム推進勢力の引き伸ばし作戦」に嵌ってズルズルと引き摺られており、彼等の思惑通りにこのまま来年1月の期限切れを迎てしまうのではないかと私達は心配しています。

C. この委員会の評価すべき点と問題点

1) 評価すべき点

1、 審議の公開

本委員会や治水部会、利水部会、環境部会、或いはダムワーキンググループなどの審議は殆んどが公開で実施され、この委員会の透明度は高かったと言えます。

2、 庶務の外部委託

委員会の事務作業一式（いわゆる「庶務」）を外部の民間企業（前半：三菱総研、後半：富士総研）に委託したこともあり、経費はかなり掛ったかも知れませんが、事務処理は迅速・的確でした。

3、 情報提供

整備局など行政から委員への配布資料もほぼそのまま、一般傍聴者にも配布されました。この3年余りの歳月に委員や私達が入手した資料は膨大なものとなり、いくら情報開示の時代とは言え、やはりこの委員会が無ければ、とてもここまで入手出来なかつたと思われます。そしてその内容も特に委員会開始当初のものは“正直な”ものが多かつたように思います。

4、 マスコミ報道

傍聴席には報道関係者の席が用意され、「提言」や「意見書」発表の際は委員長たちによる記者発表も行われました。大事な局面では傍聴席に取材記者の数も多く見られ、翌日の新聞紙面に大きな見出しが踊つたことも一度や二度ではありませんでしたから、この委員会が世間に淀川水系のダム問題を知らしめる効果は小さくなかったと思います。

5、 傍聴者発言と意見書提出

審議の終わりには毎回、20～30分程度の時間が取られ、その日の一般傍聴者に発言の機会が与えらるると共に、発言内容はそのまま議事録にも載りました。また予め文書で提出すれば、委員や傍聴者への配布資料に載せてもらいました。もっともこれらは、一部の例外を除いて「一方通行」でしかなく、発言や意見書に対して委員会から回答がある訳ではありませんでしたが、しかし兎にも角にも一般市民が自らの意見を公式に発表できる場としての存在意義はあったと思います。

6、 意見発表の工夫

上述のように一般市民からの意見は「一方通行」であり、その効果は低いと考えざるを得なかつたため、私達が工夫した方法が2つありましたので、ついでにご紹介して置きます。

a) 委員と組む

私達は、これはと思う委員と組み、私達に代わって意見発表して貰うという手法を何度か取りました。「委員発言」となると「傍聴者発言」とは重みが違い、行政側も回答せざるを得ないからです。これは一定の効果はありましたが、あくまでもその委員自身の意見として発表して貰いましたので、意見内容について委員に十分に熟知し、同意して置いて貰わないと、その後の行政側からの反論に委員が即答出来ず、尻すぼみになる恐れがありました。

b) 行政との「Q&A」を意見書とする

私達の疑問点を整備局や大阪府水道部に「質問書」として直接ぶつけ、この質問とこれに対する回答とを一つの「意見書」として委員会に提出し、配布資料に載せて貰うことで、問題点と行政の見解との双方を一挙に委員や傍聴者、マスコミに周知することが出来、かなり有効な手法であったと思います。

7、 住民対話討論会

河川整備計画策定に当つて「関係住民の意見を反映させる措置」を講じることが河川法により河川管理者に義務付けられているため、近畿地整はこの委員会にその手法についての審議と提案を要請し、そこで出てきたのが「住民対話討論会」でした。

これを受けて近畿地整の各河川事務所が、その所管するダムについてこの討論会を開催することになり、昨年12月から今年4月に掛けての時期にその第1弾を開催し、5ダムについてそれぞれ2～5回程度の討論会が持たれました。今年8月からはその第2弾が現在開催されつつあります。第1弾については私も「丹生ダム」と「天ヶ瀬ダム再開発」のものに参加してみました。ファシリテーター

と呼ばれる進行係りを置いて10人程度の応募者が一つのテーブルを囲んで討論する形のものでした。もっとも地元のダム推進派が多数を占め、初回は堅苦しい雰囲気でしたが、回を重ねるにつれ、お互いの意見や立場をある程度は理解することが出来たように思います。地元の人達の関心事はやはり「洪水」と「周辺地域整備事業」で、用地買収や住居移転が既に終了しているため、「水没問題」は過去のものとなりつつあるとの印象でした。

2) 問題点

1、専門家委員の非協力

「流域委員会」は先ず何よりも委員達が十分な学識と経験を持ち、自分の意見をしっかりと発言してくれる必要で、当初の人選が重要なのは他の委員会、審議会と同様です。そして今から4年近く前の委員会スタート時点では“この委員会は従来とは一味違い、御用学者の寄せ集めではなく、思い切った人選を行った”との近畿地整の触れ込みだったのですが、その後の様子を見れば、少なくともダムに関する限り、他の委員会などと大同小異であったと言わざるを得ません。

治水、利水を専門とする委員たちは、この4年近くの審議において、殆んどの人が終始ダム推進の姿勢を崩さないばかりか、昨年1月の「提言」で“ダムは原則建設せず”との方向性が出てからは、委員会自体への欠席が目立つようになり、たとえ出席しても発言はほぼ皆無という有様でした（その代表格が利水の池淵委員）。他方、ダム反対派の委員は殆んどが治水・利水に素人で、提言や昨年12月の「意見書」提出までは大いに頑張ってくれましたが、ここで息切れし、その後の「延長戦」の「各論」に入ると、整備局側が次々に出して来る詳細資料の消化に追いつけず、無理も無いと同情はしますが肝腎の今の大詰め段階では、この4年間の蓄積疲労で精神的にも参ってしまっているのが実情と思われます。また、ダム地元の地方大学や県立研究所勤務の委員も多く、彼らにはダム推進勢力から有形無形の圧力が掛っていることも推測されます。因みに以前は最も活発な部会であった「琵琶湖部会」が最近すっかり大人しくなってしまっている背景には、これがあるのではないかと私達は見ています。

要するに、その学識と経験の力を最も發揮すべき専門家委員が黙ってしまうという構図が、折角のこの“画期的”な淀川水系流域委員会を潰しつつあるのです。ただし唯一の例外は今本委員で、河川工学の権威であるこの方一人だけが、自ら「ダムワーキング」のグループリーダーを買って出て、獅子奮迅の活躍をされていますが、多勢に無勢、ここに来て疲労の気配が濃厚です。この方が最近よく口にされる言葉が“委員はもっと勉強せよ！”であることが何よりも雄弁に今の委員会の状況を物語っています。

2、淀川水系の複雑・多様性

「B、経緯と現況」でも述べましたが、「淀川水系」という審議対象が大き過ぎることも災いしたと思われます。取り分け「琵琶湖」の存在が問題を複雑にしており、特にこれの「水位管理」と治水・利水・環境との関係は複雑で、しかも大多数の委員にとっては初めて聞く話であったため、これの理解だけでも容易ではなく、今尚消化不良の委員も少なくないと思われます。逆にダム推進勢力はこれを逆手に取って丹生ダム、大戸川ダムの正当化に利用し、大阪府などの利水撤退により不要となる貯水池容量の穴埋めに「琵琶湖環境改善」という新たなダム目的を捏造したり、100年に一度の異常渇水による琵琶湖水位の低下を強調することで委員を脅しに掛けたのです。

3、近畿地整内部の「ねじれ現象」

近畿地方整備局河川部長の言うことと、出先機関が委員会に提出する資料や見解との矛盾が顕著です。宮本河川部長（委員会開始当時は淀川河川事務所長）の委員会開始当初における発言は、河川法の主旨を淀川水系で具現させようとの意欲を強く感じさせものでしたし、私達が今年6月に近畿地方整備局で直接会見する機会を得た時も、同様の雰囲気を感じさせました。また先日、同整備局が毎日新聞2面全面を借り切って、淀川水系の現状や課題を訴える記事を載せたことも単なるポーズとは思えません。

しかし「近畿地方整備局」の名前で現実に委員会に出てくる資料などは、前述しましたように何とかしてダムの必要性を維持し、大阪府などの利水撤退によるダム規模の縮小を回避しようとする内容

のものばかりと言つても過言ではありません。このことは、近畿地整も決して内部は一枚岩ではなく、河川事務所や水資源機構などの出先機関が河川部長の発言を無視しつつあることや、彼等の所有する資料の中から都合の良いものだけを選んで委員会に提出していることを伺わせます。ヘッドクオーターである河川部には案外「実務機能」は無く、以前から蓄積された資料を保有しているのも、或いは委員会に約束した諸々の「調査検討」作業を実際に行っているのも、そしてダム代替案を作成するのも、河川部本部ではなく、上記の出先機関と思われます。

つまりトップと出先機関との「ねじれ現象」が顕著であり、委員会初期は兎も角も、正念場に来た今は、むしろトップが実務能力に勝る出先機関に引き摺られているのが実態ではないかと思われます。勿論、出先機関の背後ではゼネコン・政治家・学者などのダム推進勢力が後押しをしているのでしょうか。

4、縦割り行政の弊害

a) 他省庁との縦割り全国の他の流域委員会も同様と思われますが、主催者が国土交通省近畿地方整備局であることから、この委員会に環境省・農水省などの他省庁の参加が皆無という大きな欠陥を内包しています。このために委員会審議の幅が狭くなっています。議論が他省庁管轄の分野に及ぶとそこでストップしてしまいます。たとえば淀川からの利水については上水・工水のみで農水の取水が殆んど無視されますし、丹生ダムの高時川の瀬切れ問題についても、琵琶湖河川事務所はその原因が水利権を盾にした農水の過剰な取水にあることまでは暗に示唆しますが、その先に踏み込もうとしません。「環境」については私達は詳しくありませんが、環境省の担当官が加わっていれば、審議内容はかなり違っていたのではないかと推測しています。つまり、そもそも「流域委員会」のあり方自体に問題あります。

b) 国交省内部の縦割り

「利水」については国交省内部での「土地・水資源局」と「河川局」との縦割りも関係しているのではないかと私達は見ています。前述のように、ダム参画団体の将来水需要について検討することは、委員会がダム計画の当否を審議する上で必ず行うべき必須項目である筈ですが、ダム参画団体の水需要予測についての委員会からの度重なる開示要請に対して整備局は、「精査検討中」として執拗に詳細説明を回避し続けています。誠に異様な光景ですが、その背景にこの国交省内部での縦割りがあるのではないかと私達は思うのです。それは「淀川フルプラン」の関係です。つまり水需要やそれに伴う水資源開発を決めるのは、旧国土庁水資源局（現・国交省 土地・水資源局）の管轄であり、今は同じ国交省となったとは言え、河川局としてはそこに踏み込めないというのが、この“異様な光景”の理由ではないかということです。

淀川フルプラン審議会（正しくは国土審議会水資源開発分科会淀川部会）は土地・水資源局の管轄の下に、実は平成14年から開催されていますが、現在は閉店休業状態にあります。恐らく淀川水系流域委員会の終了を待って、来年の早い時期に再開し、ここで一気に5ダムの水資源開発を決め、閣議決定に持ち込もうというのがダム推進勢力のシナリオというのが私達の見方ですが、宮本部長もこのシナリオに敢えて踏み込むことは出来ないということなのではないでしょうか。現に9月23日の「ダムワーキング」で、業を煮やした今本委員が「我々はこの「精査確認」を既に3年も待っているのだ。整備局はこのことを一体、どう考えているのか！」と宮本部長に強く迫った時は、さすがの部長も「この委員会審議には必ず間に合わせる」と明言したのですが、その後1ヶ月近くになっても今のところ新たな展開の気配はなく、先日の淀川部会での担当官の回答からしても、実現は怪しいのではないかと私達は見ています。

淀川水系ダムからの利水撤退

12月5日に開かれた淀川水系流域委員会の「ダムWG」で近畿地方整備局が計画中の5ダムからの利水撤退の状況を説明しました（新聞記事参照）。

「関西のダムと水道を考える会」の野村東洋夫さんが今回の説明を踏まえて利水撤退を下表のとおり整理されています。

丹生ダム、大戸川ダム、余野川ダムは利水総撤退で、残るのは今のところ、天ヶ瀬ダム再開発の京都府、川上ダムの三重県だけということになりそうです。この二者も本心は撤退したいところなのでしょうが、前者は暫定水利権でしばられているため、参加を余儀なくされ、後者はダムの地元県なので撤退を宣言するわけにいかないので、利水予定量の削減で切り抜けようとしていると考えられます。

利水予定者のほとんどが撤退することが明らかになったことにより、5ダム建設の是非をめぐる淀川水系流域委員会の審議は大きな節目を迎えました。

表 淀川水系5ダムからの利水撤退

利水予定者から見ると、

大阪府	丹生ダム・大戸川ダムから撤退
阪神水道	丹生ダム・余野川ダムから撤退
京都府	丹生ダム・大戸川ダムから撤退（天ヶ瀬ダム再開発は参画継続）
大津市	水需要の見直し中
三重県	水需要予測を下方修正したものの、川上ダムへの参画は継続
奈良県	川上ダムから撤退
西宮市	川上ダムからの撤退の可能性あり
箕面市	余野川ダムから撤退

ダムから見ると、

丹生ダム	利水総撤退（大阪府・京都府・阪神水道全て撤退）
大戸川ダム	大阪府・京都府撤退、大津市保留、関西電力不明
天ヶ瀬ダム再開発	京都府参画継続、関西電力不明
川上ダム	三重県参画継続、奈良県撤退、西宮市保留
余野川ダム	利水総撤退（阪神水道・箕面市共に撤退）

2004年(平成16年)12月6日

日本経済新聞

淀川水系の新規ダム
への利水参画状況

	利水予定者
丹生ダム (滋賀県余呂町)	×大阪府、×阪神水道企業団、×京都府
大戸川ダム (大津市)	×大阪府、×京都府、※大津市
余野川ダム (大阪府箕面市)	×阪神水道企業団、×箕面市
天ヶ瀬ダム再開発 (京都府宇治市)	京都府
川上ダム (三重県伊賀市)	△三重県、×奈良県、 ×西宮市

(注)カッコ内はダム計画地、×は撤退方針や撤退可能性、△は減量、※は見直し中

淀川水系
3ダム

利水総撤退の可能性

近畿整備局、流域委に報告

国土交通省が見直し中の淀川水系五カ所の新規ダムのうち、丹生(滋賀県余呂町)、大戸川(大津市)、余野川(大阪府箕面市)の三カ所で、水道事業者が総撤退する可能性の高いことが五日、同省近畿地方整備局のまとめで分かった。利水面からダムは不要となり、中止を含めた軽微の技本見直しが必至な情勢だ。

(第三種郵便物認可)

2004年(平成16年)12月6日(月曜日)



琵琶湖・淀川水系

五ダムは治水、利水など
の多目的ダムとして計画中
の淀川水系で田や水質環境が計画中の五ダムの取水量
見直しが、計画当初に比べて大幅近くも減少している。一方で、田
土交通省近畿地方整備局が五日、京都市で開かれた両局の諮詢機
関「淀川水系流域委員会」の作業部会で明らかになった。取水を予
定していた大阪府なら下流自治体が超過や縮小をすると想定して、取
水権の合計を当初の約60%、600万m³から60万m³とな
る。利水団での計画変更を察つかない情勢となった。

五ダムは治水、利水などの
多目的ダムとして計画中
の淀川水系で田や水質環境が計画中の五ダムの取水量
見直しが、計画当初に比べて大幅近くも減少している。一方で、田
土交通省近畿地方整備局が五日、京都市で開かれた両局の諮詢機
関「淀川水系流域委員会」の作業部会で明らかになった。取水を予
定していた大阪府なら下流自治体が超過や縮小をすると想定して、取
水権の合計を当初の約60%、600万m³から60万m³とな
る。利水団での計画変更を察つかない情勢となった。

5ダムの取水9割減

大阪府など
撤退で利水計画、変更必至

水需要の減少で新たに計画が
相次ぐ。総額から見る限り
われるが、大阪府(丹生と
(天ヶ瀬、余野、大戸川)
は量を減らす見直しで、当
初通りに大津市(大戸川)
だけともない。
(天ヶ瀬、丹生、大戸川)
に三重県(川上)、奈良県
(大戸川)の結果、丹生、余野川
ダム建設の可否を検討す
れども、「治水や利水対策
として丹生は有効」として
いたり、大津市(大戸川)
だけともない。
(天ヶ瀬、丹生、大戸川)
に三重県(川上)、奈良県
(大戸川)の結果、丹生、余野川
ダム建設の可否を検討す
れども、「治水や利水対策
として丹生は有効」として
いたり、大津市(大戸川)
だけともない。
(天ヶ瀬、丹生、大戸川)
に三重県(川上)、奈良県
(大戸川)の結果、丹生、余野川
ダム建設の可否を検討す

近畿地方整備局は同
流域委員会に、水道事
業者の意向を報告した。

丹生、余野川の二ダム
では、大阪、京都両府と
阪神水道企業団、箕面市
のすべての水道事業者が
撤退の方向。大戸川ダム
では、三重県も取水権を譲
り、大阪市も参画しない
可能だ。

丹生、大戸川、余野川
の三ダムについて、近畿
地方整備局は「洪水対策
など効果はある」とす
るが、流域委員会は環境
保護などの理由で新規ダ
ムの原則中止を打ち出

ている。

書面 印刷

奈良

月曜

3 利水計画の変質について

(1) 水需要の飽和現象

今までダム建設が進められてきた最大の理由は、都市用水（水道用水と工業用水）の増加であった。「伸び続ける都市用水を充足するために、保有水源を増やさないと、大変な水飢きんがやってくる。だから、ダム建設が必要だ」とされてきた。しかし、都市用水の動向は 1990 年以降、大きく変わった。もっとも工業用水の方は高度成長が終わった 1974 年以降は漸減または横這いの傾向が続いてきたが、一方の水道用水は高度成長時代終焉後も、増加速度は低下したものの、増加し続けてきた。ところが、バブル経済がはじけた 90 年以降は全国的に増加がストップし、近年は漸減の傾向さえみられるようになった。東京都の水道用水にいたっては、90 年以降ほぼ減少の一途をたどり、一日最大給水量は約 100 万 m³/日も減ってしまった。

東京は、最近は都心回帰という現象があって人口が多少増加してきている。それにもかかわらず、水道用水が減少してきているのは、一人あたり給水量が小さくなってきたからに他ならない。その理由は主に二つある。一つは、節水型機器の普及である。水洗トイレ、電気洗濯機、食器洗浄器などは節水型であることが重要なセールスポイントになり、節水型の機器が普及するようになった。もう一つは、漏水の減少である。多くの水道事業体は料金収入にならない漏水を減らすため、老給水管の更新に努めてきた。その甲斐あって、漏水の比率は年々小さくなってきた。これらの要因はまだ今後も働くから、一人当たり給水量の減少傾向はこれからも続していく。

一方、人口の方は日本全体の人口がまもなくピークを迎える。それに伴って、各地域の人口も増加率がさらに小さくなり、近い将来にはピークに到達する。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、首都圏においても 2015 年以降は減少傾向に向かう。

人口が減少していけば、一人当たり給水量はすでに漸減の傾向にあるから、将来の水道用水は確実に減少傾向になる。現在の水需要を充足するのに必要な水源はすでに十分に確保されているから、これからは水余りの時代になっていく。水不足の時代は終焉した。

このような水需要が飽和現象を示してきたため、国土交通省が利水面でダム建設の代わりの理由として出してきているのが、利水安全度の向上、降雨量の長期的な減少傾向、暫定水利権の解消である。

(2) 利水安全度の向上

利水安全度の向上とは、たとえば、今までの水源開発は 10 年に 2~3 回の渇水年にに対応するような計画されていたので、それを 10 年に 1 回の、より厳しい渇水に対応できるようにするということである。降雨量に長期的な減少傾向があるということも絡めて、国土交通省は利水安全度の向上をダム建設の前面に出すようになってきている。

利根川水系を例にとって

〔東京都水道局がハッ場ダム等の建設が必要だとする利水上の数字〕

国土交通省の指導による東京都水道局の計算

東京都が保有している利根川・荒川水系の水利権 473 万 m³/日

10 年に 1 回の渇水年で再評価すると、380 万 m³/日

東京都の保有水源量が 100 万 m³/日近くも減ってしまう。だから、ハッ場ダム等の建設が必要だという。

〔利水安全度向上のまやかし〕

① 利根川水系では渇水の影響が軽微

利根川水系では、水需要が頭打ちになる一方で、水源開発が進んで水余り状況になってきたため、最近は渇水が来て

も、断水に至ることはなく、生活に影響を与えることはほとんどなくなってきた。すでに10年に1回程度の渇水に対応できる状況になっているから、利水安全度の向上という考え方そのものの必要性がなくなっている。

もっと厳しい渇水がきた時は、農業用水からの一時的な融通、節水、地下水の利用等で対応すればよく、そのために水源開発等を進めるのはあまりにも非効率である。

② ダムの開発水量の誇大広告

利根川水系のダムはさほどの渇水年ではない1960年を基準年にして求められている。実際には1960年より厳しい渇水年が10年に2回程度の頻度で来ており、そのときには多くのダムは、貯水量が長期間、ゼロになり、開発水量どおりの取水が到底不可能となる。1960年より厳しい渇水年について開発水量を求めれば、公式の数字よりもはるかに小さい値になり、ダムの利水計画が成り立たなくなってしまう。

たとえばハッ場ダムの受水予定者は、開発水量（通年水利権）1m³/秒あたり130億円の費用を負担している。1960年より厳しい渇水年を基準年とすれば、開発水量は現行のものよりかなり小さなものになる。仮に開発水量が半分になれば、開発水量1m³/秒あたりの費用負担額は現在の2倍になり、260億円にもなる。そうなれば、受水予定者はハッ場ダム事業への参加に二の足を踏むであろう。

国土交通省が利水安全度の向上を主張するのは、ダムの開発水量を誇大広告していることを自ら認めるものである。

(3) 長期的な降雨の減少傾向とは？

年間降雨量の長期的な減少傾向と渇水とは別

長期的な少雨傾向で水源施設の能力が低下してきているから、国土交通省はダム建設が必要だということをしきりに強調している。

長期的に年間降雨量がわずかに減少傾向にあるのは事実であろうが、それが渇水に結びつくかどうかは別の話である。たとえ年間降水量が少くとも、雨が均等に降れば、渇水にはならないのであって、年間降雨量の長期的な傾向だけで渇水の危険性を語るのはおかしな話である。

たとえば、渇水に結びつきやすい6~8月といった短い期間をとって、降雨の長期的な傾向をみるべきであって、国土交通省の年間降雨量データだけで判断すべきことではない。また、年間降雨量に限ってみても、たとえば東京の雨量の傾向をみると、長期的な減少はわずかなものである。

なお、木曽川水系では近年、取水制限が行われる年が多くなった（ただし、実際に水道の給水制限があったのは1986年、1987年、1994年だけである）。しかし、これは降水量の問題だけではなく、木曽川の利水計画が甘く、無理があったことによるものである。木曽川では、利水計画において確保すべき流量が過大に設定されている。大雑把にいえば、農業用水70m³/秒、都市用水30m³/秒、木曽川大堰の河川維持流量50m³/秒が木曽川において確保すべき流量となっているが、流域面積約5000km²の木曽川において渇水時に合計150m³/秒を確保するのはむずかしいところがある。5000km²からの流出量は年間平均でも、雨が多くない年は200~250m³/秒程度であろうから、渇水時に150m³/秒を確保するのは大変である。木曽川大堰ができる前は、農業用水や河川維持流量は渇水時には十分に確保されていなかったのであろうが、木曽川大堰ができる後はそれらが優先的に確保することがリールになり、それによって、渇水時には無理が生じて取水制限がよく行われるようになったと考えられる。

(4) 暫定水利権問題

暫定水利権解消のためにハッ場ダムへ参加するのは不合理。水利権許可制度の規制緩和・民主化が必要

① 埼玉県の二重負担

ハッ場ダムの計画変更に伴って埼玉県水道は通年の水利権を4.14m³/秒から0.67m³/秒に減らし、冬期手当を4.674m³

／秒から 9.25m³／秒へと倍増した。これは、埼玉県が農業用水の転用で得た水利権は、非かんがい期（冬期）には取水する権利がないとされ、暫定水利権として扱われているので、この冬期分の水利権をハッ場ダムによって確保するというものである。しかし、埼玉県は、農業用水を転用するための農業用水合理化事業に対してダム建設と同レベルの費用をすでに負担している。その上、さらに、その暫定水利権解消のためにハッ場ダムに対して巨額の費用を支出するのは明らかに二重負担である。

② 非かんがい期の取水は可能

利根川について最近 20 年間の取水制限の経過をみると（下表参照）、非かんがい期において取水制限が行われたのは、1996 年 1 月 12 日～3 月 27 日と 1997 年 2 月 1 日～3 月 25 日の 2 カ年だけであって、しかも、取水制限率は初期段階の 10% であった。この取水制限に関して各水道事業は自主節水を呼びかける程度であって、給水圧の調整という段階には至っておらず、非かんがい期における渇水被害は最近 20 年間ではないに等しい。このように、最近 20 年間において農業用水転用で得た水利権の取水が非かんがい期に困難になることはなかった。

③ 非かんがい期は流量に余裕がある

非かんがい期において取水制限が行われた 1996 年と 1997 年について当時の利根川の流況をみると、中流部の栗橋と下流部の布川で 50～60m³／秒以上の流量があり、さらに利根川水系ダムには 15,000～20,000 万 m³ 以上の貯水量があったから、余裕のある状態であった。取水制限はあくまで予防的な措置として実施されたものであった。なお、中流部の栗橋と下流部の布川で概ね 50m³／秒以上の流量があれば、中下流部の都市用水の取水に支障をきたすことはない。

④ 農業用水転用の水利権を暫定水利権とするのは不合理

もともと、非かんがい期は農業用水の取水の大半がなくなるので、河川の流量が夏期に比べて小さくなるとはいえ、都市用水の取水が困難になることは基本的にはない。したがって、国が、農業用水の転用で得た埼玉県の水利権を暫定水利権とし、その暫定の解消という理由でダム事業への参加を埼玉県に求めるのは真に不合理である。

農業用水転用の水利権を正規の水利権として扱うように埼玉県は国に対し、水利権許可制度の改善を求めるべきである。

表 最近 20 年間の利根川の取水制限

取水制限期間	最大取水制限率			東京都の場合	
	上水	工水	農水	最大給水制限率	住民への影響
2001 年 8/10～8/27 18 日間	10	10	10	5%	自主節水
1997 年 2/1～3/25 53 日間	10	10	10	なし	自主節水
1996 年 8/16～9/25 41 日間	30	30	30	15%	減圧給水
1996 年 1/12～3/27 76 日間	10	10	10	5%	自主節水
1994 年 7/22～9/19 60 日間	30	30	30	15%	減圧給水
1990 年 7/23～8/9 18 日間	20	20	20	10%	減圧給水
1987 年 6/16～8/25 71 日間	30	30	30	15%	減圧給水

4 ダム計画の延命策について 淀川水系を例にとって

淀川水系では、丹生(にう)ダム、大戸川(だいどがわ)ダム、川上ダム、余野川ダム、天ヶ瀬ダム再開発という五つのダム計画がある。

これらのダム計画に対して、淀川水系流域委員会が原則中止という提言を2003年1月にまとめたことは周知のとおりである。実際に、これらのダム計画の受水予定者である大阪府、阪神水道企業団等が水余りを理由に、次々と撤退を表明するようになり、ダム計画そのものが成り立たない状況になってきている。

これに対して、国土交通省は既設ダムとの容量の用途振り替えや、異常渇水時における琵琶湖の水位低下対策という案を提示して、ダム計画の延命を図ろうとしている。

淀川水系で計画中のダムの諸元、受水予定者の撤退方針の状況、国土交通省が示したダム貯水容量の用途振替案は表1、2、3のとおりである。

これに対して、「関西のダムと水道を考える会」がデータに基づく緻密な反論を繰り返し行って、延命策の非科学性、不当性を明らかにしてきている。

表1 淀川水系で計画中のダム

(単位 万m³)

	総貯水容量	有効貯水容量	洪水調節容量	洪水期利水容量	
丹生ダム(高時川)	15,000	14,300	3,300	11,000	
大戸川ダム(大戸川)	3,360	2,760	2,190	570	
余野川ダム(猪名川支流余野川)	1,760	1,700	1,120	580	
川上ダム(木津川支流前深瀬川)	3,300	3,120	1,450	1,670	
天ヶ瀬ダム再開発(宇治川)	2,628	2,000	968	1,032	(既設の容量と同じ)

[注1]天ヶ瀬ダムの洪水調節容量は予備放流の分を除く。

[注2]天ヶ瀬ダム再開発は現状900m³/秒の洪水時放流能力を1,500m³/秒に増強するものである。ダムの貯水容量は現状のままだが、水道用水の容量の増加がある。

表2 ダム計画の受水予定者と撤退の方針を固めたところ

	受水予定者	撤退の方針を固めたところ	備考
丹生ダム(滋賀県余呉町)	大阪府、阪神水道企業団、京都府	大阪府、阪神水道企業団、京都府	
大戸川ダム(滋賀県大津市)	大阪府、京都府、大津市	大阪府、京都府	大津市は見直し中
余野川ダム(大阪府、箕面市)	阪神水道企業団、箕面(みのお)市	阪神水道企業団、箕面市	
川上ダム(三重県伊賀市)	三重県、奈良県、西宮市	奈良県、西宮市	三重県は水需要予測を40%下方修正
天ヶ瀬ダム再開発(京都府宇治市)	京都府	京都府	

表3 国土交通省が示しているダム貯水容量の用途振替案

	ダム貯水容量の用途振替案	備考
丹生ダム	異常渇水時の琵琶湖の急激な水位低下対策	
大戸川ダム	①異常渇水時の琵琶湖の急激な水位低下対策 ②日吉ダムの治水容量を増量するため、その利水容量を大戸川ダムに振替え	ただし、②については放棄することを整備局が既に明言
余野川ダム	一庫(ひとくら)ダムの治水容量を増量するため、その利水容量を余野川ダムに振替え	

5 ダムを中止させる法制度

(1) 行政事件訴訟法の改正

今年の6月に「行政事件訴訟法」が改正された。行政事件訴訟法は縁遠い法律と思いがちであるが、ダム建設を法的に止めるとすれば非常に重要な意味を持つ法律である。この改正法案は一昨年からの司法制度改革推進本部・行政訴訟検討会での議論を経たものであるが、しかし、残念ながら、行政訴訟検討会では前向きに議論していくはずのものがかなり後退したものになっている。

行政訴訟検討会の議題のうち、私たちにとって特に重要な議題は、次の4点であった。

- ① 原告適格の拡大：現在は土地所有権などの法律上の利益を持たないと、ダム関連の行政処分の取消しを求める訴えを起こすことができない。
- ② 執行停止：現在は執行不停止の原則になっているため、裁判で争っている間にもダム工事が進行し、判決が出る頃にはダムがほぼできてしまうことさえあるので、執行停止の原則に変える。
- ③ 国の支出の違法性に対する納税者訴訟：現在は地方自治体に対する納税者訴訟しかできないので、国の不要なダム建設への支出の違法性を訴える裁判を起こすことができない。
- ④ 団体訴訟の導入：利害当事者でなくても、その問題に関わっている団体（たとえば水源連）が訴訟を提起できるようにする。

今回の改正で、このうち、①については第九条（原告適格）に第2項が付け加えられて裁判官が判断できる余地が加えられ、②については第二十五条（執行停止）第2項の「回復の困難な損害」が「重大な損害」に改まって、その判断の条件として第3項が付け加えられた。③と④は今回の法律案には入らなかった。

①も②も下記の資料1のとおり、漠然とした記述であるので、実際にどの程度機能するのか、予測が困難である。

日弁連として行政事件訴訟法の改正に取り組んでこられた越智敏裕弁護士（日弁連・司法改革調査室）によれば、少なくとも裁判官が判断できるようになったのだから、裁判で実績を積み上げていくしかないということである。そして、行政訴訟検討会で議論した内容から後退したのは、司法官僚の巻き返しによるものだが、それを許したのは、国民の関心が低かったことにあるということを越智弁護士は指摘している。

5年後に再び、行政事件訴訟法の改正が検討されることになっているということであるので、これから私たちもこの問題にもっと関心を高めていく必要がある。

新しい法律における原告適格と執行停止の条項は下記のとおりである。

「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」の抜粋

（原告適格）

第九条 （略）

2 裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参考するもとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。

(執行停止)

第二十五条 (略)

- 2 処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生じる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、処分の効力、処分の執行又は手続の続行又は一部の停止(以下「執行停止」という。)をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によって目的を達することができる場合には、することができない。
- 3 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生じるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

(2)ダム計画中止後の生活再建支援法案

ダム予定地の人々は何十年という間、ダム絡みの生活を強いられてきた。当初はダム反対の姿勢であっても、長い年月の経過で疲れ果て、ダム建設にやむを得ず同意したところも少なくない。それらの人々は代替地等への移転を前提として将来の生活設計を行っており、現段階でのダム計画中止はその生活設計を白紙に戻し、地元の人々を絶望の瀬に追い込むことになりかねない。

この状況を開拓し、地元の人々とともにダム計画の中止を求めていくためには、ダム計画中止後も、ダム予定地の生活再建の推進を可能にする法制度、すなわち、「ダム計画中止後の生活再建支援法案」の制定が必要である。

事務局からのお知らせとお願い

■年会費納入のお願い

本文中でも願いをしておりますが、水源連の2005年度の会費の納入をお願いしております。同封の振込用紙を活用の上、年会費の納入をお願いいたします。なお、本年度分を既に納入いただいている方にも振込用紙を同封しておりますが、会員の拡大用などに御利用いただければ幸いです。

個人年会費は3,000円、団体年会費は一口5,000円です。

よろしくお願いいたします。

■メーリングリストのご案内

水源連内の情報を早く共有できるように、メーリングリストを設置しています。水源連の皆さんで電子メール環境のある方でこのメーリングリストに参加を希望される方は、このメーリングリストの管理者である渡辺誠までお知らせください。(既に加入されている方はそのまま継続扱いといたします。)

なお、このメーリングリストでは意見の交換用ではなく、情報の交換用とします。

また、添付ファイルはご遠慮願います。ファイルとして掲載したい場合は、このMLのブリーフケースを利用してくださいこととします。詳しくは、管理者である渡辺まで。

渡辺 誠の電子メールアドレス：axera@netjoy.ne.jp

■情報をお寄せください。

各地の取り組み状況、全国に知らせたい企画、新聞記事など、情報を事務局宛にお寄せください。機関紙「水源連だより」に掲載させていただきます。

メーリングリストを用いた情報も大歓迎です。生きの良い情報の掲載をお願いいたします。